



土木建築行政の概要

令和4年度

《別冊資料》

目 次

第1章 道 路

1 道路の概要	2
2 道路の整備方針	5
3 広島県道路整備計画 2021	5
4 令和4年度事業の内容	7
5 主要道路事業の内容（一般国道・地方道の整備）	8
6 道路の維持管理	9

第2章 河川・ダム

1 河川の概要	12
2 河川の整備実施方針	13
3 取組の概要	13
4 ダムの概要	18
5 ダムの維持管理等	20

第3章 砂防・地すべり・急傾斜地

1 砂防関係事業の概要と整備方針	22
2 令和4年度事業の内容	24
3 砂防関係施設の維持管理	25

第4章 海 岸

1 海岸の概要	28
2 海岸の整備方針	28
3 令和4年度事業の内容	29
4 海岸の維持管理	29

第5章 空 港

1 広島空港の概要	32
2 広島ヘリポートの概要	36

第6章 港湾・漁港

1 港湾の概要	38
2 漁港の概要	42
3 検潮所設置状況	44
4 海域の管理	44

第7章 都市

1	都市行政の課題	46
2	都市計画行政の取組方針	46
3	都市計画行政の具体的施策	50
4	都市環境の整備	52
5	宅地開発	52
6	街路事業	55
7	市街地開発事業等	56
8	公園事業	58
9	下水道事業	60

第8章 建築

1	施策方針	62
2	建築基準行政	62
3	建築審査会	63
4	建築設計・工事監理業務の適正化	64
5	宅地建物取引業	65
6	県補助事業（耐震・がけ近）	66
7	福祉のまちづくりの推進	66
8	広島県耐震改修促進計画（第3期計画）	67
9	建築動態統計調査受託業務	68
10	建築物省エネルギー消費性能向上の認定等業務	69
11	長期優良住宅の認定業務	70
12	低炭素建築物の認定業務	70

第9章 住宅

1	住宅事情の概要	72
2	「住生活基本計画（広島県計画）」の概要	74
3	主要住宅施策	75

第10章 営繕

1	営繕工事の概要	82
2	魅力ある建築物創造事業	82
3	営繕工事の執行状況	88

第11章 災害復旧

1	災害復旧事業の概要	94
2	災害復旧事業の査定状況	94
3	広島県の主要災害（昭和20年以降）	95

第12章 公共用地・土地収用

1 公共用地の取得	98
2 公共事業における用地取得実績	100
3 土地収用制度の活用	100

第13章 建設業

1 建設産業の課題に対する取組	104
2 建設業の許可	105
3 経営に関する事項の審査	106
4 入札参加資格審査	107
5 建設工事の紛争処理	107
6 建設機械の打刻及び検認	107
7 浄化槽工事業の届出・登録	107
8 解体工事業者の登録	108
9 建設工事の統計調査	108

【参考資料】

1 令和4年度土木建築局関係事業負担率表	111
2 土木建築局の事務・権限移譲について	118
3 土木建築局関係行政委員会等	119

第1章 道路



一般国道375号 東広島呉自動車道 阿賀IC立体化（呉市）

1 道路の概要

本県の道路網は、高規格道路として、中国縦貫自動車道、山陽自動車道（一部一般有料道路を含む。）、中国横断自動車道広島浜田線、中国横断自動車道尾道松江線（中国やまなみ街道）、西瀬戸自動車道（瀬戸内しまなみ海道）、東広島・呉自動車道が4車線もしくは暫定2車線により開通しており、井桁状の高速道路ネットワークを形成している。このうち、高速自動車国道については全国第4位の387kmが供用されている。

その他、高速道路ネットワークと一体となって機能するもしくはこれらを補完する道路として、江府三次道路、倉敷福山道路、広島中央フライトロードなど15路線を広島県広域道路交通ビジョン・計画に高規格道路として位置付けており、その構築に向け、国土交通省において東広島廿日市道路（東広島・安芸バイパス、広島南道路）など、広島県において東広島高田道路や福山環状道路などの事業を進めている。また、災害に強い道路ネットワークの構築に向け、西日本高速道路株式会社が広島呉道路の4車線化事業を進めている。

また、広島都市圏における自動車交通の定時性、高速性を強化するため、平成9年に県・広島市共同出資により設立した広島高速道路公社において、これまでに広島高速1号線、2号線、3号線、4号線の計25kmを供用しており、残る5号線4kmについて事業を進めている。

一方で、一般国道については、大阪市と北九州市を結ぶ一般国道2号及び広島市と松江市を結ぶ一般国道54号がそれぞれ東西・南北の主要幹線を形成しており、これらに加えて、一般国道31号、182号、183号等が県内各都市及び隣接県、島しょ部を連絡している。

さらには、これらの一般国道20路線を補完する地域の幹線道路の役割を担う主要地方道76路線と一般県道285路線、市町道63,031路線をもって道路網を形成し、その実延長は約29,243kmとなっている。

(1) 道路の管理区分

区分 道路の種別		路線の指定 設定の権限	道路管理者	根拠規定	備考	
高速自動車国道		内閣	西日本高速 道路株式会社 国土交通大臣	高速自動車国道法第4条 " 第6条 道路整備特別措置法		
一般 国道	本州四国 連絡道路	内閣	本州四国連絡 高速道路株式会社	道路法第5条 道路整備特別措置法		
	指定区間	内閣	国土交通大臣	道路法第5条 " 第12条, 第13条		
	指定区 間外	広島市の 区域外	内閣	県	道路法第5条 " 第12条, 第13条	
		広島市 の区域	内閣	広島市	道路法第5条 " 第17条	
	有料道路	内閣	広島県道路公社	道路法第5条 道路整備特別措置法		
県 道	下記以外	知事	県	道路法第7条 " 第15条		
	有料道路	知事	広島県道路公社 広島高速道路公社	道路法第7条 道路整備特別措置法		
	広島市 の区域	知事	広島市	道路法第7条 " 第17条		
	三次市の 区域の一部	知事	三次市	道路法第7条 " 第17条2項	三次市内で起終点が完結する一般県道20路線	
市 町 道	下記以外	市町長	市町	道路法第8条 " 第16条	過疎地域活性化特別措置法 及び半島振興法による道路 管理の代行(県)がある。	
	有料道路	市町長	広島高速道路公社	道路法第8条 道路整備特別措置法		

(2) 道路の現況

広島県内の道路種別道路現況などについては、下記のリンク先に掲載している。

広島県 HP (リンク) → <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/96/1216015935525.html>

2 道路の整備方針

本県では、井桁状高速道路ネットワークなどの既存道路ネットワークの強みを最大限生かしつつ、更なる「安全・安心」や「サービス（利便性・快適性・生産性）」の向上につながる道路整備に取り組む必要がある。

そうした中、本県では、県の総合計画である「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」が目指す県土の将来像を実現するため、社会資本マネジメントの基本方針として策定している「社会資本未来プラン」の道路分野の整備計画として、令和3年3月に「広島県道路整備計画2021」を策定し、事業を推進することとしている。

3 広島県道路整備計画2021

(1) 取組方針

本計画では既存道路ネットワークの強みを最大限に生かしつつ、更なる「安全・安心」や「利便性・快適性・生産性といったサービス」の向上につながる道路整備を推進することとしており、社会資本マネジメントの基本方針に基づく次の6つの道路施策に取り組み、着実に道路整備を進めていく。

本県の目指す将来像を実現するため、将来を展望する上で特に考慮が必要な情勢変化を踏まえ、「将来にわたって、広島県に生まれ、育ち、住み、働いて良かったと思える広島県の実現」を支えるための道路整備に取り組むこととする。

6つの施策と取組の方向

施策	取組の方向
①県土強靱化のための道路ネットワークの強化	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対応能力の向上に資する道路ネットワークの多重性・代替性の確保 ○緊急輸送道路における法面对策や橋梁耐震補強の推進 ○災害直後の交通確保のための無電柱化の推進 ○高速道路等における暫定2車線区間の4車線化などによる交通機能の確保
②安全で快適な道路空間の形成	<ul style="list-style-type: none"> ○通学路や生活道路等における交通安全対策の推進 ○安全で快適な自転車利用環境の整備 ○歩道のバリアフリー化のための無電柱化の推進
③物流生産性向上のための道路ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> ○生産性の向上など企業活動を支える物流基盤の充実 ○グローバルゲートウェイ機能の強化に資する道路整備の推進 ○広島都市圏における高速交通体系の確立 ○効率的な輸送を支援するスマートICの整備 ○県西部の物流拠点における広島市東西を結ぶ物流交通基盤の充実
④地域内外の交流連携を支える道路ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> ○主要都市間の連携を強化する道路整備の推進 ○観光周遊を促進する道路ネットワークの形成
⑤コンパクトで持続可能なまちづくりに資する道路整備	<ul style="list-style-type: none"> ○中山間地域・島嶼部など地域を支える道路整備の推進 ○渋滞を緩和する道路の改善及び市街地を一体化する鉄道との立体交差化 ○コンパクト+ネットワーク型のまちづくりを支える道路整備 ○既存道路を有効活用した局所的な線形改良や待避所設置
⑥道路施設の適正な維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ○「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み」及び「修繕方針」に基づく計画的なインフラ老朽化対策の推進 ○道路施設の日常的な維持管理の適切な実施

(2) 事業実施箇所の選定

改築系事業については、「費用対効果」(B/C)、「施策貢献度」、「実施環境」の3項目による事業評価を行い、それに基づき優先順位を明確にした上で、優先度の高いものから順に整備を進める。

交通安全事業については、事故危険箇所の対策や通学路交通安全プログラム等に基づく整備を基本とする。

防災系事業については、災害に強い道路ネットワークを構築するため、緊急輸送道路等から優先的に整備する。

補修系事業については、修繕方針や施設の点検結果に基づき、緊急性の高い箇所を優先的に整備する。

4 令和4年度事業の内容

(単位：千円)

事業名		区分	予算額	事業内容等
公	交通安全施設等整備事業		1,707,000	歩道, 自転車歩行者道, 交差点改良
	道路災害防除事業		6,331,089	橋梁耐震補強, トンネル補修, 法面防災対策等
	除雪事業		242,000	県管理道路の除雪費
	道路改良事業		14,302,000	主要地方道福山沼隈線道路改良事業(福山市)ほか74箇所
	市町道路事業指導監督費		24,000	国土交通省道路局所管市町補助事業に係る指導監督事務費
共	計		22,606,089	
修繕持	道路改修費		9,880,781	県管理道路の維持修繕工事等
	計		9,880,781	
単独	交通安全施設等整備事業		455,000	歩道, 自転車歩行者道, 交差点改良, 道路照明, 道路標識, 防護柵, 区画線等の設置
	道路改良事業		5,892,615	幹線道路, 生活道路等の整備促進
	道路改修計画調査費		40,000	広域ネットワークの確立に係る計画調査等
	道路改良関連事業費		15,000	電線共同溝工事に係る, 電気, ガス管等の埋設工事 橋梁工事に係るガス管添架工事
	計		6,402,615	
その他	広島高速道路公社出資金・貸付金		1,850,000	広島高速道路公社による広島都市圏の自動車専用道路網整備に伴う県の出資金・貸付金
	国土木工事受託費		150,000	国事業の受託工事に係る経費 主要地方道福山沼隈線改良工事
	市町土木工事受託費		330,000	市町事業の受託工事に係る経費 主要地方道福山沼隈線改良工事ほか5箇所
	計		2,330,000	
県事業計			41,219,485	
直轄国道改修費等負担金			8,211,198	一般国道2号, 31号, 54号, 183号, 185号, 375号及び中国横断自動車道尾道松江線
計			49,430,683	

※令和2年度からの繰越明許費のうち, 未契約の振替分を含む

※令和3年度2月補正(国補正対応分)含む

事業名		区分	当初予算額	説明
担債務負	工事請負契約関係	限度額 期間	10,320,000千円 令和5~7年度	主要地方道福山沼隈線道路改良事業ほか11件
	債務保証関係	限度額 期間	15,867,840千円 令和4~24年度	広島高速道路公社 15,868百万円

5 主要道路事業の内容（一般国道・地方道の整備）

(1) 一般国道2号バイパスの建設促進

区 分	福 山 道 路	安芸バイパス※	東広島バイパス※	広島南道路※	岩国大竹道路
事業主体	国土交通省				
事業期間	平成13年度～	平成7年度～	昭和50年度～	平成元年度～	平成13年度～
区 間	笠岡市茂平～ 福山市赤坂町	東広島市 八本松町～ 広島市安芸区 上瀬野町	広島市安芸区 上瀬野町～ 安芸郡海田町	安芸郡海田町～ 廿日市市地御前	大竹市小方一丁目～ 山口県岩国市山手町
総延長	16.5km	7.7km	9.6km	23.3km	9.8km
車線数	4車線 (暫定2車線)	4車線 (暫定2車線)	4車線 (暫定2車線)	4～6車線 (暫定2車線)	4車線 (暫定2車線)
令和4年度 事業費	2,505百万円	8,970百万円	4,010百万円	740百万円	810百万円
令和4年度 事業内容	調査設計・ 用地買収・工事	調査設計・工事	調査設計・工事	調査設計・工事	調査設計・ 用地買収・工事

※広島市区間含む

(2) 広島高速道路の建設促進

区 分	広島高速1号線 (安芸府中道路)	広島高速2号線 (府中仁保道路)	広島高速3号線 (広島南道路)	広島高速4号線 (広島西風新都線)	広島高速5号線 (東部線)
事業主体	広島高速道路公社（平成9年6月3日設立）				
事業期間	平成9年度～				
区 間	広島市東区福田町 ～ 東区温品二丁目	広島市東区温品町 ～ 南区仁保沖町	広島市南区仁保沖町 ～ 西区観音新町四丁目	広島市西区中広町 一丁目 ～ 安佐南区沼田町大字 大塚	広島市東区温品町 ～ 東区二葉の里三丁目
総延長	6.5km	5.9km	7.7km	4.9km	4.0km
車線数	4車線	4車線 (暫定2車線)	4車線 (暫定2車線)	4車線	4車線 (暫定2車線)
令和4年度 事業費	—	—	—	—	7,400百万円
令和4年度 事業内容	—	—	—	—	測量試験・工事等

6 道路の維持管理

本県が維持管理している国道及び県道は、合わせて 334 路線、実延長 4177.0 km である。

近年、交通量は、やや減少傾向であるものの、車両の大型化・重量化により道路の損傷等が著しい。

このような状況の中、道路の安全かつ円滑な交通の確保と沿道の生活環境の保全を図るため、各建設事務所において、定期的あるいは随時、道路パトロールを実施し、危険箇所の点検や不法占用物件の除去、路面等の異常の早期発見・補修等に努めている。

また、道路法面の落石防止等の事業を計画的に実施している。

令和 4 年度道路の維持管理関係予算額

(単位：千円)

区 分	種 別	事 業 内 容	予 算 額
道 路 改 修 費	道路災害防除	道路法面の落石防止等の防災対策（安全な道路の確保）	1,803,200
	舗装道補修	舗装道補修，沿道環境の保全等（安全で快適な交通環境の確保）	1,315,000
	道路施設維持	道路構造物及び道路附属施設の維持，道路環境保全，電力料等	6,711,893
	道路管理費	道路保険，公物管理，台帳付図修正事務等	50,688
	合 計		

最も基礎的な社会資本である道路は、一般交通の用に供するという交通機能を有すると共に、電気、ガス、上下水道等の公共公益施設を収容する公共空間としての機能を有している。

こうした貴重な道路施設がその機能を発揮し、住民の福祉を維持増進する公共財として適正に利用されるように管理する必要がある。

このため、道路の整備、利用、保全など道路の管理に関する基本法である道路法に基づき、道路の範囲を確定する区域決定・変更や、一般交通の用に供する場合に必要な供用開始等の手続きを行っている。

令和 3 年度区域決定・変更・供用開始件数一覧

	西部	呉	廿日市	安芸太田	東広島	東部	三原	北部	庄原	計
区域決定・変更・供用開始件数	18	9	3	3	21	24	6	1	6	91

※ 一般的に「道路」とは、一般公衆の通行の用に供されている道路形状をした施設全般を指していると考えられるが、道路法にいう道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道の 4 種をいい、固有の目的を持った道路である農道、林道等とは区別される。

これら道路において、沿道利用者の社会経済活動に必要な道路の改築工事の承認や、公益事業者の事業活動に必要な電柱や水道管等の工作物を道路内へ設置使用するための占用許可等を行うとともに、事故等によって道路を損傷した者に対して、これを復旧するように命じている。

なお、道路の構造を保全し、交通の危険を防止するため、車両の制限についての基準が政令で定められており、この基準を超える特殊な車両については一定の条件のもとに通行を許可している。

また、道路と隣接する民有地との境界を明確にするための境界の確認を行い、公共財である道路の適切な財産管理を行っている。

令和3年度道路関係許可等件数等一覧

	西部	呉	廿日市	安芸 太田	東広島	東部	三原	北部	庄原	計	
道路改築承認	52	18	17	7	47	70	54	11	9	285	
道路占用許可	新規	646	349	194	149	463	746	715	128	253	3,643
	更新	324	140	117	248	136	323	419	224	236	2,167
道路工事施工命令	53	126	31	42	303	68	121	43	58	845	
特殊車両 通行許可	新規	177	18	28	36	309	521	364	21	63	1,537
	更新	33	4	8	0	48	112	124	26	29	384
	協議	491	350	206	287	1,084	1,334	1,211	241	166	5,370
小計	1,776	1,005	601	769	2,390	3,174	3,008	694	814	14,231	
境界立会	26	30	25	10	79	161	77	11	16	435	
境界確定協議	15	23	18	3	39	101	61	5	11	276	
小計	41	53	43	13	118	262	138	16	27	711	
境界確定証明	2	3	1	0	2	25	7	0	0	40	
その他各種証明	5	1	2	0	13	10	4	0	0	35	
小計	7	4	3	0	15	35	11	0	0	75	
計	1,824	1,062	647	782	2,523	3,471	3,157	710	841	15,017	

また、ボランティア活動に意欲を持つ住民や企業などの団体を「アダプト活動(注)団体(マイロード団体)」に認定し、契約を締結したうえで、県管理道路の一定区間の清掃や緑化・草刈等をしていただく制度「マイロードシステム」を平成12年度から実施している。

これまで、順調に活動団体数及び会員数が増加してきているが、道路環境の維持・向上だけでなく、地域活性化にも寄与するものであるため、今後とも、新しい官民協働による仕組みとして積極的に推進することとしている。

さらに、アダプト活動団体を支援する目的で設立された「NPO法人ひろしまアダプト」と連携・協力して、普及・啓発に努めている。また、活動を奨励するため、平成20年度からひろしまアダプト活動支援(奨励金交付)事業を実施している。

(注)アダプト活動：アダプトが「養子縁組をする」という意味から、住民等が主体となって清掃・緑化・草刈活動等を中心に公共空間をわが子のように面倒をみていく活動

○ 令和3年度末現在の認定団体数等

717団体(参加人員 22,161名 活動延長 606.74km)

第2章 河川・ダム



災害復旧助成事業 一級河川太田川水系 三篠川 (広島市安佐北区)

1 河川の概要

県内には、北西から南東、北東から南西に向う数条の断層谷に沿って流れる大小5,200余の河川があり、江の川水系にあっては日本海に流下し、その他は瀬戸内海に注いでいる。太田川・芦田川・江の川を除いてその多くは比較的小規模なものである。

これらの河川のうち河川法の適用を受ける河川は、一級河川が太田川水系ほか4水系の368河川、流路延長は2,442.6kmで、二級河川は八幡川水系ほか46水系の137河川、流路延長は627.7kmとなっている。

このほか、河川法が準用される河川として、市町長が指定、管理している準用河川が194河川あり、その流路延長は183kmとなっている。

これらの河川の管理に当たっては、河川法に基づき、洪水、高潮等による災害の防止、河川の適正な利用と流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全がされるよう努めるとともに、国土の保全と開発に寄与し、公共の安全を保持するよう努めている。

(1) 河川の管理区分

種 別	指 定 権 者	管 理 者
一級河川（指定区間外）	国 土 交 通 大 臣	国 土 交 通 大 臣
一級河川（指定区間）	国 土 交 通 大 臣	県 知 事
二 級 河 川	県 知 事	県 知 事
準 用 河 川	市 町 長	市 町 長

(2) 河川の現況

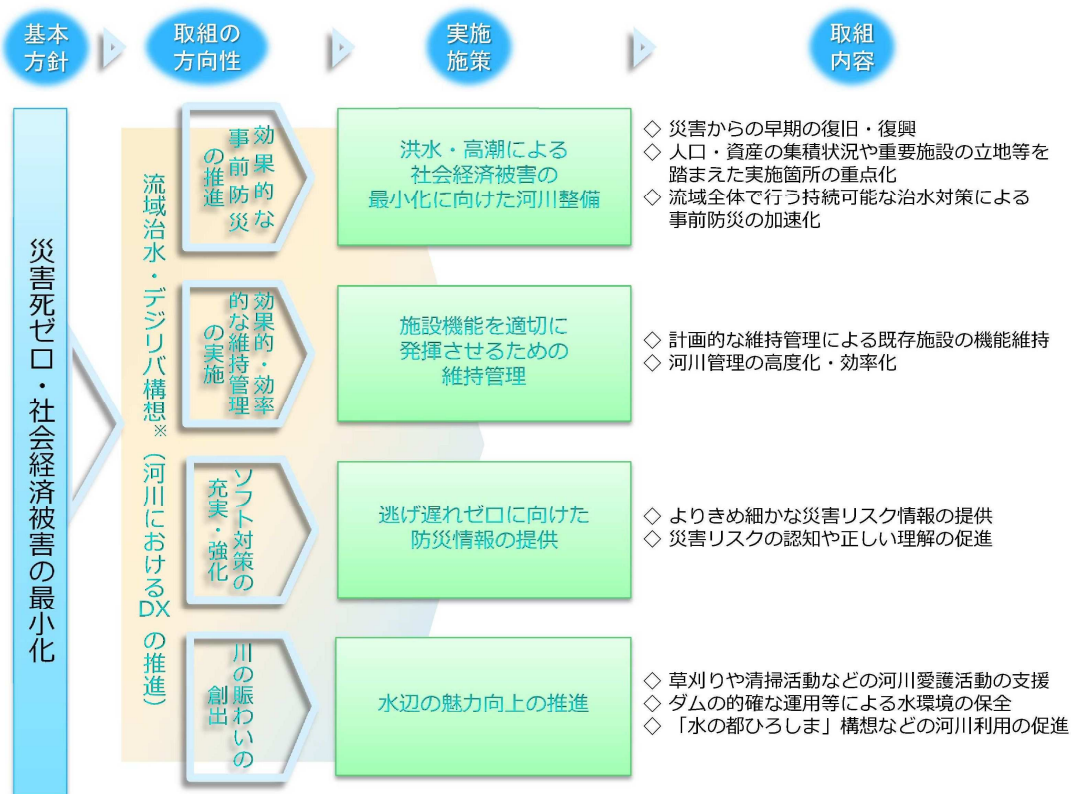
(令和4年3月31日 現在)

水系名	県知事管理河川		国土交通大臣直轄管理河川		県内の法河川		
	河川数	流路延長(km)	河川数	流路延長(km)	河川数	流路延長(km)	
一級河川	太田川	70	467.979	9	129.37	74	597.349
	江の川	172	983.383	9	113.39	173	1,096.773
	芦田川	82	344.779	3	61.15	82	405.929
	高梁川	29	237.87			29	237.87
	小瀬川	9	81.26	2	23.45	10	104.71
	計	362	2,115.271	23	327.36	368	2,442.631
二級河川	八幡川	4	39.131			4	39.131
	瀬野川	5	44.60			5	44.60
	二河川	2	21.10			2	21.10
	堺川	2	6.222			2	6.222
	黒瀬川	23	104.95			23	104.95
	野呂川	3	13.481			3	13.481
	木谷郷川	2	4.208			2	4.208
	賀茂川	3	30.569			3	30.569
	沼田川	45	225.90			45	225.90
	和久原川	2	5.26			2	5.26
	藤井川	3	27.41			3	27.41
	本郷川	2	15.10			2	15.10
	羽原川	2	6.90			2	6.90
	新川	2	3.50			2	3.50
	山南川	2	5.05			2	5.05
	永田川	3	3.22			3	3.22
	大正川	2	2.679			2	2.679
	単独河川	30	68.377			30	68.377
	計	137	627.657			137	627.657
合計	499	2,742.928	23	327.36	505	3,070.288	

2 河川の整備実施方針

県の総合計画である「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」が目指す県土の将来像を実現するため、社会資本分野のマネジメント基本方針として策定した「社会資本未来プラン」における河川部門の事業別整備計画として「ひろしま川づくり実施計画 2021」を令和3年3月に策定した。

県民の安全・安心の確保を最優先とし、施設能力を上回る災害から人命を守り、社会経済活動への深刻な被害を防止・軽減するため、河川改修などの施設整備や、維持管理による河道や施設の保全、住民の主体的な避難に繋がるソフト対策の充実・強化などの取組をデジタル技術も活用しながら一体的に推進するとともに、国や市町、まちづくりや農林部局など他分野の関係部局とも連携しながら、多様な主体の様々な取組を組み合わせ、流域全体で総合的かつ多層的に進めていく。



「ひろしま川づくり実施計画2021」における取組の基本方針

3 取組の概要

(1) 洪水・高潮による社会経済被害の最小化に向けた河川整備

ア 主要河川事業の内容（県事業）

再度災害防止を最優先とし、被災地域の早期の復旧・復興を図るとともに、洪水氾濫による被害の発生を未然に防止・軽減するために、県内の現況の災害リスクを総点検し、人命被害や社会経済活動への深刻な影響が発生する危険性等に応じた整備優先度評価により、事業の重点化を図るなど、効果的な事前防災対策を進める。

(7) 河川改修事業

流域の都市化が進展している河川や、近年に甚大な浸水被害を受けた河川において、流下断面を広げるなどにより洪水を安全に流下させる河川改修事業を推進する。

三篠川（広島市），沼田川（三原市），堺川（内神川：呉市），手城川（福山市），三津大川（東広島市），多治比川（安芸高田市），本川（竹原市）等

(イ) 地震・高潮対策

瀬戸内海沿岸部市街地を高潮や津波による被害から守るため、河口部において耐震化や高潮堤の整備を進める。

京橋川・猿猴川（広島市）等

イ 国直轄河川改修事業の工事概要

(7) 太田川

広島市街地を洪水から守るため、昭和7年度から太田川放水路工事に着手し、昭和42年度に概成した。平成13年度には、支川滝山川で温井ダムが完成している。現在は、高潮対策として観音地区の高潮堤防の整備や、三篠地区の築堤護岸の整備等が行われている。

(イ) 江の川

昭和28年から八千代町（現安芸高田市）下土師から三次市までの区間について改修工事が行われ、昭和48年度には土師ダムが、平成18年度には馬洗川の支川上下川で灰塚ダムが完成し、洪水調節等に大きな役割を果たしている。

現在は、三次市において堤防整備等が行われている。

(ウ) 芦田川

大正12年から昭和41年にかけて中下流部の改修工事が実施され、堤防は一定の水準で整備されている。平成9年には八田原ダムが完成し、洪水調節等が行われている。

現在は、上流部において、流下能力確保のため、橋梁架替等が行われている。

(エ) 小瀬川

昭和43年から改修工事に着手し、下流部の河道は概成している。また、平成2年度には弥栄ダムが完成し、洪水調節等が行われている。

現在は、大竹市等において堤防整備等が行われている。

ウ 令和4年度予算

（単位：千円）

		事業名	予算額	説明
河川事業	公共	河川改修事業	4,468,830	手城川(福山市)ほか36箇所の護岸, 築堤工事等
		都市小河川改修事業	30,000	小河原川(広島市)の護岸工事等
		地震・高潮対策事業	429,830	京橋川・猿猴川(広島市)ほか3箇所の防潮堤工事等
		情報基盤整備事業	140,700	危機管理型水位計等の設置
		河川災害関連事業	5,967,200	三篠川(広島市)ほか2箇所の護岸, 築堤工事等
		河川激甚災害対策特別緊急事業	1,617,326	沼田川等(三原市)の護岸, 築堤工事等
		小計	12,653,886	
	単独	河川改良事業	2,150,000	浸水箇所の再度災害防止, 災害の未然防止など緊急を要する箇所の整備など
		小計	2,150,000	
		その他	市町土木工事受託費	244,000
小計	244,000			
直轄負担金		2,503,584	太田川水系, 芦田川水系, 江の川水系及び小瀬川水系における直轄管理区間の護岸, 築堤工事等	
合計		17,551,470		

※令和2年度からの繰越明許費のうち、未契約の振替分を含む

※令和3年度12月補正, 2月補正(国補正対応分)含む

(2) 施設機能を適切に維持するための維持管理

ア 河川の維持

河川管理施設の機能を十分に発揮させ、洪水を安全に流下し、浸水被害を防止・軽減するため、PDCA サイクルによる施設の適確な運用・管理により各施設の機能を維持するとともに、「河川内の堆積土等除去計画 2021」に基づき、計画的な河川の流下能力確保に努める。

また、重要施設における長寿命化計画の策定や、河川の状況把握へのデジタル技術の活用など、効果的・効率的な河川維持に向けた取組を推進する。

令和4年度河川維持修繕実施計画

(単位：千円)

区 分	種 別	内 容	予 算 額
河川維持 修繕費	河 床 掘 削	河床堆積土砂の掘削，除去	3,536,620
	護 岸 修 繕	老朽護岸の修繕	
	維 持 管 理 費 等	河川管理施設の維持管理費等	

イ 河川の管理

河川の管理にあたっては、河川法に基づき、洪水・高潮等による災害の防止、河川の適正な利用と流水の正常な機能の保持及び河川環境の整備と保全がなされるように努める。

河川法に基づく管理事務については、河川は公共用物として一般公衆の自由使用に供されるべきものであり、原則としてその排他的かつ独占的な使用は認められないことを基本としつつ、一方で新たな目的である環境という視点から、地域づくりや街づくり等に資するものについては、河川の多様な利用を推進する。

河川関係許可等件数等一覧（令和3年度）

	西部	呉	廿日市	安芸太田	東広島	東部	三原	北部	庄原	計
河川法許可（20条）	3	0	0	0	0	0	0	0	1	4
河川法許可（23条）	新規	3	0	0	0	1	1	0	0	5
	更新	0	4	1	11	4	2	13	0	41
河川法許可（24・26・27条）	475	50	43	59	204	250	204	64	63	1412
河川法許可（24条）更新	330	105	89	71	192	346	373	51	108	1665
河川法許可（34条）	11	1	1	0	4	8	3	0	0	28
普通河川等の工事許可	92	0	41	0	7	15	2	2	19	178
小 計	914	160	175	141	411	622	596	117	197	3333
境 界 立 会	70	12	14	4	34	56	17	5	5	217
境 界 確 定 協 議	34	9	8	0	23	35	13	2	1	125
小 計	104	21	22	4	57	91	30	7	6	342
境 界 確 定 証 明	2	0	0	0	1	4	1	0	0	8
小 計	2	0	0	0	1	4	1	0	0	8
計	1020	181	197	145	469	717	627	124	203	3683

河川管理施設の適切な管理や河川利用の調整を図るとともに、河川敷地に存在する不法占有物件の除却に努め、公共用物としての河川の適正な管理を推進する。

特に、河川区域内のプレジャーボートの不法係留は、広島市域を中心に社会的な問題となっているが、平成10年度には、関係機関と共同で「太田川水系不法係留船対策に係る計画」を策定し、県管理河川では京橋川の上流部に重点的撤去区域を設定した。

平成12年度から平成22年度に順次、重点的撤去区域を拡大するなど、計画的かつ段階的に不法係留の解消に向けて取組を継続している。また、河川法施行令の改正に伴い重点的撤去区域を指定している6河川について、平成26年度から船舶の指定及び罰則の適用対象と

し、平成 27 年 8 月に猿猴川における不法係留施設に対する行政代執行を実施した。今後も、不法係留船対策の一層の強化・推進を図り、厳正かつ積極的に不法係留の解消を進めている。

(3) 逃げ遅れゼロに向けた防災情報の提供

気候変動による豪雨の激甚化・頻発化に対応していくため、施設能力を上回る外力の発生に対しては、施設だけでは守り切れないことを、社会の各主体が認識し、それぞれが備え、いざというときには、自らリスクを察知し適切に行動（避難）できるよう、ソフト対策の充実・強化を図る。

ア よりきめ細かな水害リスク情報の提供

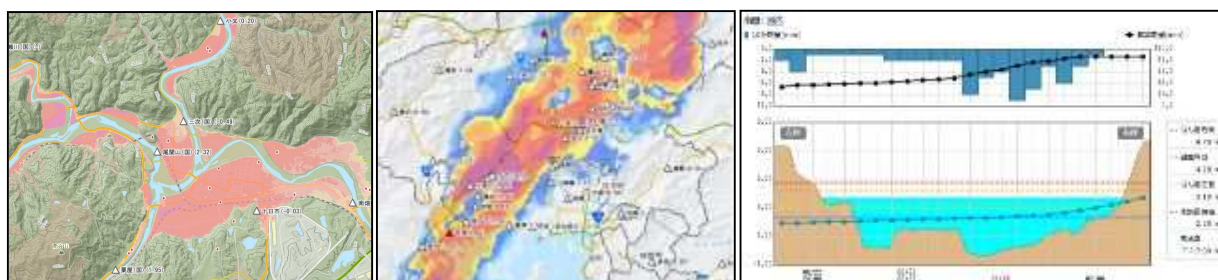
(7) 河川防災情報の提供

住民の適切な避難や市町の迅速な水防活動を支援するため、雨量・水位等のリアルタイム情報、高精度レーダ雨量情報及び洪水浸水想定区域図等の防災情報について、河川防災情報システムにより公表している。

また、水害リスク情報空白地帯解消のための中小河川における洪水浸水想定区域図の整備や、より切迫性のある洪水情報を提供するための危機管理型水位計・河川監視カメラの拡充などに取り組む。

広島県河川防災情報システム TOP: <https://www.kasen-bousai.pref.hiroshima.lg.jp/rivercontents/>

洪水ポータルひろしま: <https://www.kouzui.pref.hiroshima.lg.jp/portal/>



洪水浸水想定区域図

X R A I N (高精度降雨観測情報)

雨量・水位の観測データのグラフ表示

(イ) 洪水予報の運用

平成 16 年度から沼田川、黒瀬川において洪水予報を開始し、迅速な水防活動や、住民の避難を支援している。

洪水予報河川及び指定区域

洪水予報河川	洪水予報指定区間
沼田川	河口～三原市本郷町船木
黒瀬川	河口～二級ダム

また、洪水がいつ・どこで発生し得るか（洪水危険度）を表示（見える化）する「水害リスクライン」の導入に向けて、代表河川における洪水予測モデルの構築を進める。

イ 水防活動

気象台から大雨警報、高潮警報、洪水警報、津波警報が発せられた場合、国土交通省及び広島県が気象台と共同で洪水警報を発した場合、その他知事が必要と認めたときは、土木建築局に水防県本部を、各建設事務所（支所）及び広島港湾振興事務所に水防地方本部（水防県本部及び各水防地方本部にはその内部組織として、それぞれ庶務班、資材班、情報連絡班、水防対策班を置く。）を設置し、洪水又は高潮に対し、水災を警戒し、防御し、これによる被害の軽減に努めている。

また、市町の水防活動の指針となる県水防計画を毎年見直し、情報連絡体制や重要水防箇所への周知を図るほか、避難指示等の目安となる堤防の浸透・侵食に対する監視を行い、市町への情報提供を行っている。

重要水防箇所数

区 分	所轄 事務所数	重要水防箇所		備 考
		箇所数	延長 (km)	
直 轄 管 理	3	(217) 627	296.61	() は、工作物を重要水防 箇所に指定したもので、外書 き
県 管 理	10	252	371.79	
合 計	13	(217) 879	668.40	

※重要水防箇所には、海岸も含む。

ウ 水害リスクの認知と正しい理解の促進

適切な避難行動には、災害に対する心構え（災害リスクの認知）と災害や避難に関する正しい知識を持つことが重要であることから、防災知識等の普及に努めていく。

防災知識の向上を図るための河川出前講座や、的確な情報発信のための報道機関との勉強会などを実施するほか、防災教育ツールの充実に取り組んでいる。

(4) 水辺の魅力向上の推進

ア 草刈りや清掃活動などの河川愛護活動の支援

生活の身近にある河川の将来にわたる良好な河川環境の維持・向上を図るため、ボランティア活動として、河川の清掃・美化等を行う団体・企業等をアダプト活動団体（ラブリバー活動団体）として認定し、支援する「広島県アダプト制度（広島県ラブリバー制度）」を平成14年度より実施している。

引き続き、ひろしまアダプト活動支援事業により認定団体を積極的に支援するとともに、積極的な広報活動を行い、住民と行政の協働体制づくりを推進していく（令和4年度当初認定団体数 451 団体）。

イ 「水の都ひろしま」構想などの河川利用の促進

広島市は中心部に6本の川が流れ、美しい水辺に恵まれた水の都としての優れた特性を持っており、この水辺の魅力をより一層引き出すために、平成15年に国・県・市・市民との協働により「水の都ひろしま」構想を策定し、「水の都ひろしま」の実現に向けた取組を推進している。

また、「水の都ひろしま」構想においてモデル地区の一つに位置付けられた猿猴川広島駅南口周辺地区では、「美しい川づくり」将来ビジョンに基づき、広島駅周辺地区の水辺が「水の都」の玄関口にふさわしい広島の象徴的な空間となるよう、県・市で連携し取組を進めている。

4 ダムの概要

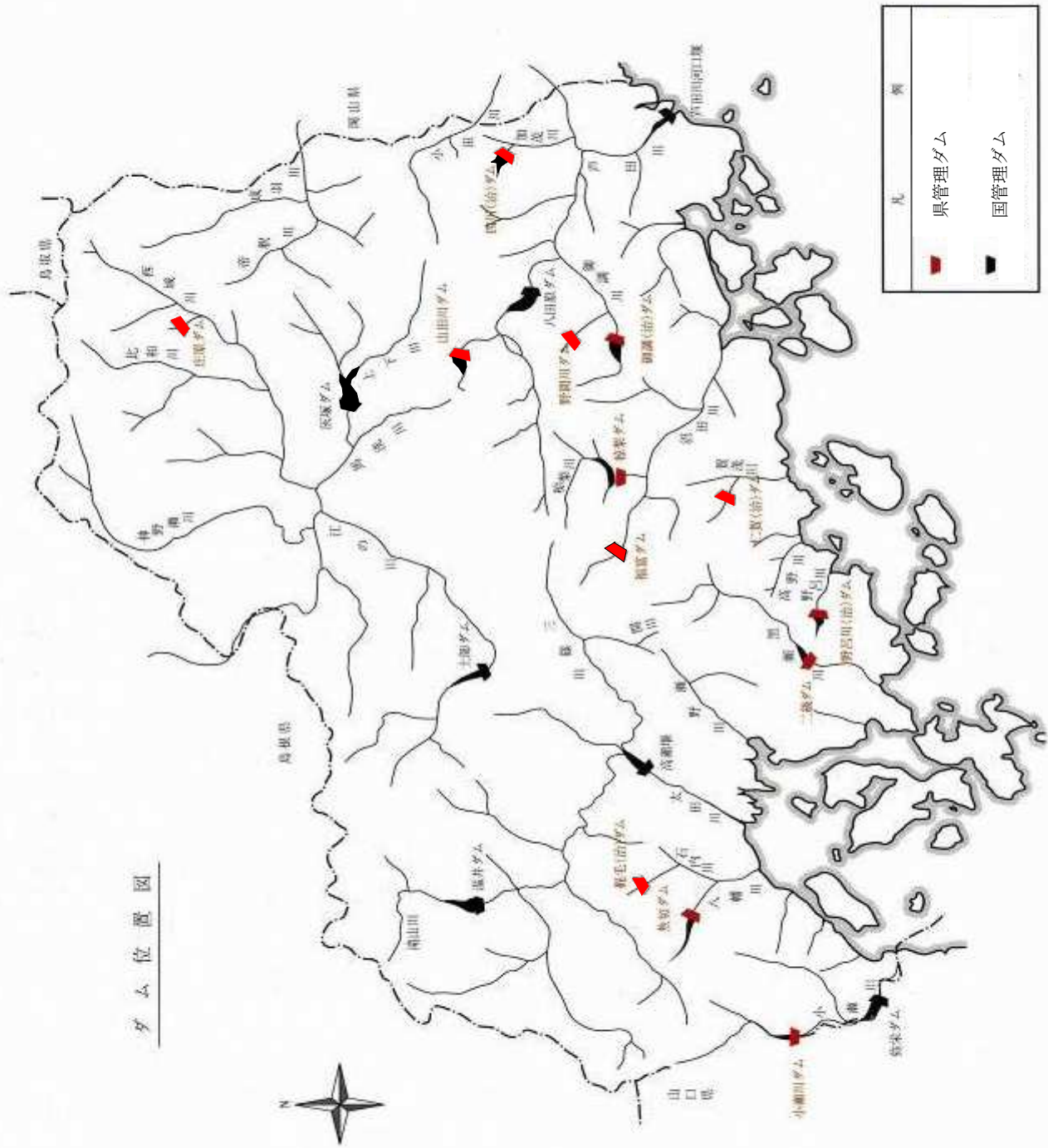
県民を洪水から守るための抜本的な治水対策並びに安定的かつ安全で良質な水の供給に適切に対応できる水資源を確保するため、地域に密着した効果的なダムの建設を進め、現在12ダム（県管理）を運用している。

また、その機能が十分発揮できるよう適正な管理に努めるとともに、親しまれるダム湖の創出を目指して、ダム貯水池の景観保全や貯水池内の水質保全対策の推進を図る。

広島県のダム（国土交通省所管）

種別	ダム名	事業者	水系及び河川名	位置	目的	型式	ダムの諸元					目的の主な内容		施工年度	総事業費 (百万円)
							堤高 (m)	堤頂長 (m)	集水面積 (km ²)	総貯水量 (千m ³)	有効貯水量 (千m ³)	洪水調節量 (m ³ /S)	開発水量 (m ³ /日)		
設 の ダ ム	二級ダム	広島県	黒瀬川	呉市郷原町	I.P.W	重力式 コンクリート	32.0	89.0	232.0	1,295	932	—	12,000	S16~S18	1.02
	小瀬川ダム	広島県 山口県	小瀬川	廿日市市浅原 岩国市美和町	F.I.P	〃	49.0	158.0	135.0	11,400	9,900	990→400	78,000	S31~S39	1,820
	椋梨ダム	広島県	沼田川 椋梨川	東広島市河内町	F.I.P.W	〃	39.5	213.4	160.0	7,540	6,270	640→415	170,000	S35~S43	2,030
	土師ダム	国 土 交 通 省	江の川	安芸高田市 八千代町	A.F.I. P.W.N	〃	50.0	300.0	307.5	47,300	41,100	1,900→800	300,000	S41~S48	10,010
	高瀬堰	〃	太田川	広島市安佐北区 〃 安佐南区	F.W	可動堰	5.5	273.0	1,480.0	1,980	1,780	7,500 (計画高水流量)	164,000	S45~S50	5,785
	芦田川河口堰	〃	芦田川	福山市箕島町 〃 水呑町	F.I	〃	6.0	450.0	870.0	5,460	4,960	3,000 (計画高水流量)	170,000	S44~S55	15,100
	魚切ダム	広島県	八幡川	広島市佐伯区	F.W.P.N	重力式 コンクリート	79.8	255.0	38.4	8,460	7,840	420→60	73,000	S46~S56	16,900
	弥栄ダム	国 土 交 通 省	小瀬川	大竹市前飯谷 岩国市小瀬	F.I.W. P.N	〃	120.0	540.0	301.0	112,000	106,000	2,600→900	181,000	S46~H2	110,000
	八田原ダム	〃	芦田川	世羅郡世羅町 府中市諸毛町	F.I.W.N	〃	84.9	325.0	241.6	60,000	57,000	1,250→500	170,000	S48~H9	108,000
	温井ダム	〃	太田川 滝山川	山県郡 安芸太田町	F.W.P.N	アーチ式 コンクリート	156.0	382.0	253.0	82,000	79,000	2,900→1,100	300,000	S49~H13	175,000
	山田川ダム	広島県	芦田川 山田川	世羅郡世羅町	F.W.N	重力式 コンクリート	32.1	204.8	5.6	700	590	50→8	1,000	H2~H17	8,060
	灰塚ダム	国 土 交 通 省	江の川 上下川	三次市三良坂町	F.W.N	〃	50.0	196.6	217.0	52,100	47,700	1,150→400	15,000	S49~H18	180,000
	福富ダム	広島県	沼田川	東広島市福富町	F.W.N	〃	58.0	292.0	53.8	10,900	9,800	290→90	20,000	S50~H21	37,070
	野間川ダム	広島県	芦田川 野間川	尾道市御調町 三原市久井町	F.W.N	〃	31.5	112.6	4.4	560	494	45→20	1,750	H5~H24	5,800
	庄原ダム	広島県	江の川 大戸川	庄原市川西町	F.W.N	〃	42.0	118.5	4.2	701	638	23→4	4,150	H12~H28	7,200
治 水 ダ ム	野呂川ダム	広島県	野呂川	呉市安浦町	F.N	〃	44.8	170.0	13.0	1,700	1,200	300→110	—	S44~S50	2,320
	御調ダム	〃	芦田川 御調川	尾道市御調町	F.N	〃	53.1	206.2	54.0	5,040	4,500	260→110	—	S48~S63	13,900
	四川ダム	〃	芦田川 四 川	福山市加茂町	F.N	〃	58.9	251.0	9.0	1,650	1,550	70→15	—	S49~H17	22,250
	梶毛ダム	〃	八幡川 梶毛川	広島市佐伯区	F.N	〃	49.0	225.6	3.5	1,060	930	50→5	—	S63~H20	16,950
	仁賀ダム	〃	賀茂川	竹原市仁賀町	F.N	〃	47.0	154.0	10.5	2,710	2,500	95→25	—	S45~H23	20,200

(注) F：治水， I：工水， W：上水， P：発電， A：農水， N：不特定



ダム位置図

5 ダムの維持管理等

(1) 県の管理ダム

県の管理に係る既設の多目的ダム及び治水ダムは、次のとおりである。

各ダムとも、ダム管理に必要な観測施設、通信警報施設及びデータ処理・操作設備等を設け、それぞれの操作規則に従ってダムを管理している。

ダム名	完成年月	管理所管	摘要
小瀬川ダム	昭和 39 年 6 月	小瀬川ダム管理事務協議会 (小瀬川ダム管理事務所)	山口県と共同管理
棕梨ダム	昭和 44 年 3 月	西部建設事務所東広島支所 (棕梨ダム管理事務所)	
野呂川ダム	昭和 51 年 3 月	西部建設事務所呉支所 (野呂川ダム管理事務所)	
魚切ダム	昭和 57 年 3 月	西部建設事務所 (魚切ダム管理事務所)	
御調ダム	平成元年 3 月	東部建設事務所三原支所	
四 川 ダム	平成 17 年 1 月	東部建設事務所	
山 田 川 ダム	平成 18 年 3 月	東部建設事務所三原支所	
梶 毛 ダム	平成 20 年 6 月	西部建設事務所 (魚切ダム管理事務所)	
福 富 ダム	平成 21 年 10 月	西部建設事務所東広島支所 (棕梨ダム管理事務所)	
仁 賀 ダム	平成 24 年 3 月	西部建設事務所東広島支所 (棕梨ダム管理事務所)	
野 間 川 ダム	平成 25 年 6 月	東部建設事務所三原支所	
庄 原 ダム	平成 28 年 8 月	北部建設事務所庄原支所	

(2) ダムの維持管理

既設ダムについては、その機能が十分発揮できるよう適正な管理に努めると共に、老朽化に伴う管理設備の改良・更新を図る。

また、既設ダムを有効活用し、治水機能の向上を図るなど、ダム再生の取組を推進する。

令和 4 年度予算額

(単位：千円)

区分	事業名	予算額	事業内容
補助公共事業	堰堤改良事業	556,496	魚切ダムなど 6 箇所の老朽化の著しい管理設備の改良・更新

※令和 3 年度 2 月補正 (国補正対応分) 含む

＝ 第3章 砂防・地すべり・急傾斜地 ＝



平成30年7月豪雨に対する土砂災害対策（熊野町川角地区）

1 砂防関係事業の概要と整備方針

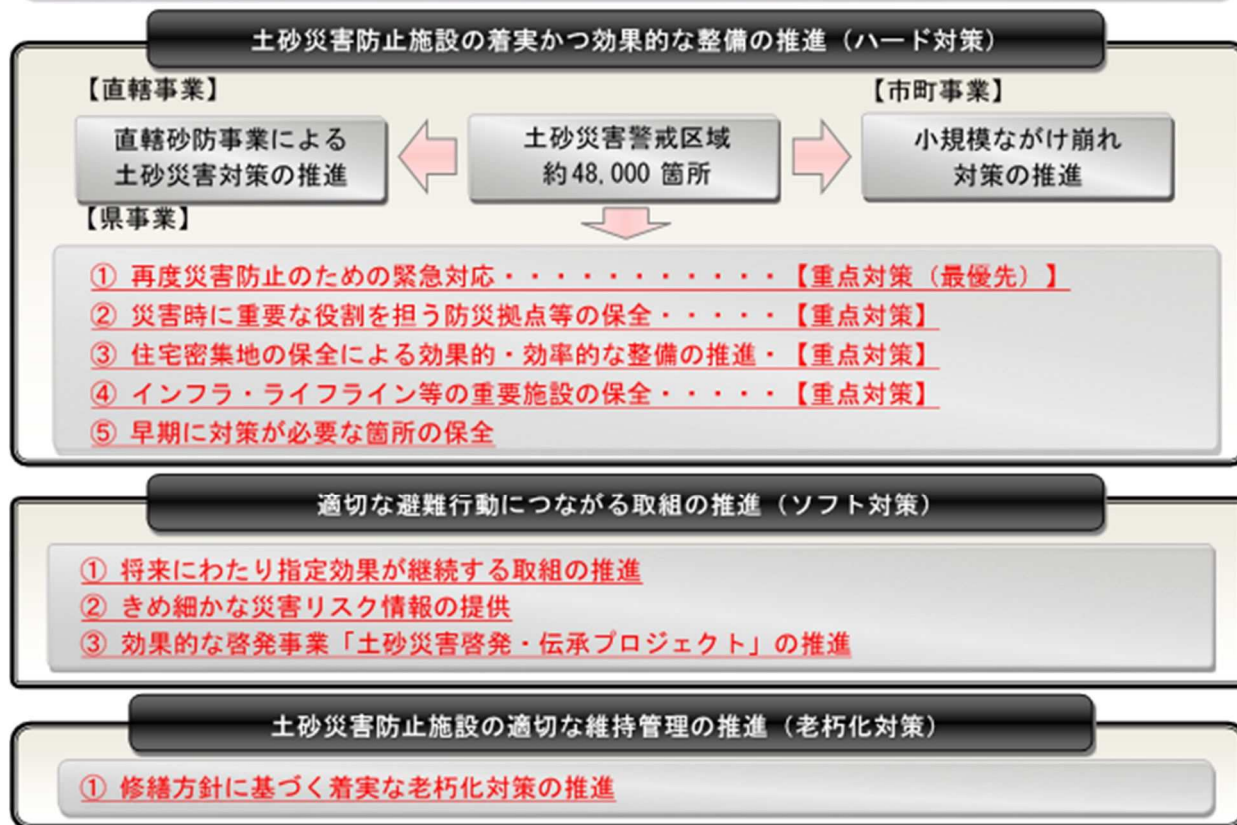
広島県は、県土の約7割が山地であり、崩壊し易い風化花崗岩（マサ土）と流紋岩等から構成される地質が、南部を中心とした人口密集地域に広く分布し、長雨や集中豪雨に起因する、がけ崩れや、土石流等の土砂災害による被害を過去に何度も受けてきた。こうした背景や平成30年7月豪雨を踏まえ、土砂災害発生箇所における再度災害対策や地域の防災拠点の優先的保全など着実かつ効果的なハード対策や、警戒避難体制の充実など土砂災害から県民の命を守るために必要なソフト対策を盛り込んだ「ひろしま砂防アクションプラン2021」を令和3年3月に策定し、ハード・ソフト一体となった土砂災害防止対策を推進することとしている。

(1) 「ひろしま砂防アクションプラン2021」の概要

ア 実施方針

(ハード・ソフト一体となった土砂災害対策の推進)

平成30年7月豪雨の被災地の再度災害防止に最優先で取り組む。また、今後も激甚化が懸念される土砂災害から県民の命と暮らしを守るため、効果的なハード対策を着実に進めるとともに、県民一人ひとりの適切な避難行動につながるソフト対策を推進する。



(2) 事業の概要

ア ハード対策

(7) 砂防対策

重要水系の治水機能を維持するため、水源地域の保全を図る荒廃対策、国民の生命及び財産の安全を確保するための土石流対策を基本とし、明治30年に砂防法が施行された。

本県には、16,871の土砂災害警戒区域（土石流）があるが、このうち令和3年度末までに2,029溪流を砂防指定地として指定し、効率的かつ重点的に堰堤及び護岸等の砂防設備を整備している。

(イ) 地すべり対策

地下水等に起因して土地の一部が滑動し、人家・農耕地・道路・河川及び橋梁等に被害を与えている。この対策として昭和33年に地すべり等防止法が施行された。

本県には、117の土砂災害警戒区域（地すべり）があるが、このうち令和3年度末までに地すべり防止区域として指定済の28箇所に対し、集水ボーリング等の地すべり防止施設を整備している。

(ウ) 急傾斜地対策

一瞬にして人命及び財産を奪うがけ崩れ災害から国民の生命を保護するため、昭和44年に急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律が施行された。

本県には、30,736の土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）があるが、このうち令和3年度末までに急傾斜地崩壊危険区域として指定済の2,166箇所に対し、法枠等の急傾斜地崩壊防止施設を整備している。

(エ) 雪崩対策

雪崩による災害から人命を守るため、集落の保護を対象とした制度として、雪崩対策事業が創設され、昭和60年度から実施されている。

本県には、336の雪崩危険箇所があるが、このうち5箇所が整備済みとなっている。

イ ソフト対策

(ア) 土砂災害警戒区域等の認知度向上の取組

土砂災害警戒区域等の指定を令和2年6月に完了した。今後も将来にわたって指定効果が継続し、災害リスクを正しく認識できるよう、小学校区ごとに「土砂災害警戒区域等を示した標識」を設置するなど土砂災害警戒区域等の認知度の向上に資する取組を推進する。

(イ) きめ細かな災害リスク情報の提供

土砂災害の危険度が高まったとき土砂災害警戒情報の発表により市町の避難指示の発令や住民の自主避難の判断を支援する情報を提供している。

また、土砂災害警戒情報を補足する情報として、地域の詳細な土砂災害発生危険度を表した土砂災害危険度情報をインターネットやNHK広島放送局のデータ放送などから提供している。

さらに、土砂災害警戒区域等の3Dマップ化、AR技術の活用による災害リスクの可視化、土砂災害警戒情報の精度向上など、個人や地域ごとに最適な情報が届くようきめ細かな災害リスク情報の提供に取り組んでいる。

(ウ) 「土砂災害 啓発・伝承プロジェクト」の推進

県民に土砂災害に対する防災意識を広く啓発するとともに、被災の事実を地域や子ども達に確実に伝承していくため、「啓発」・「防災教育」・「伝承」を3本柱とする「土砂災害啓発・伝承プロジェクト」を推進している。

平成30年7月豪雨災害では避難の遅れ等により多くの犠牲者が出たことから、避難を促すチラシやポスターの掲示、防災知識の向上を図る防災教室の開催など、避難を促す新たな取組の強化に取り組んでいる。

ウ 直轄砂防事業

平成30年7月豪雨からの早期復興を推し進めるため、国は広島西部山系砂防事務所を開設し、これまで直轄砂防事業を行ってきた広島西部山系のほか、新たに安芸南部山系の広島市、呉市、坂町を含む8地区で砂防堰堤の整備に取り組んでいる。

(3) 区域の概況

(令和4年3月31日現在)

区分 事務所 (支所)	砂防指定地			地すべり防止区域		急傾斜地崩壊 危険区域		土砂災害警戒区域等							
	指定 溪流数	指定 面積 (ha)	指定 延長 (km)	指定 箇所数	指定 面積 (ha)	指定 箇所数	指定 面積 (ha)	土石流		急傾斜地の崩壊		地すべり		合計	
								警戒 区域	特別 警戒 区域	警戒 区域	特別 警戒 区域	警戒 区域	特別 警戒 区域	警戒 区域	特別 警戒 区域
西部	587	3,819.6	673.8	2	20.1	613	356.3	4,140	3,714	6,929	6,597	9	0	11,078	10,311
呉 (支所)	291	878.5	228.3	0	0	760	490.1	1,463	1,349	2,638	2,431	0	0	4,101	3,780
廿日市 (支所)	155	789.0	193.2	1	52.1	143	93.1	886	795	1,349	1,306	6	0	2,241	2,101
安芸太田 (支所)	133	1,450.7	239.7	3	17.0	58	86.1	1,210	1,151	1,908	1,891	11	0	3,129	3,042
東広島 (支所)	215	1,745.5	266.4	1	10.0	191	192.1	1,960	1,838	3,515	3,382	3	0	5,478	5,220
東部	141	3,186.9	187.7	8	126.3	139	106.0	2,002	1,773	4,855	4,724	30	0	6,887	6,497
三原 (支所)	254	2,291.4	349.2	3	25.8	198	146.7	2,522	2,218	5,026	4,911	13	0	7,561	7,129
北部	135	728.1	193.5	1	5.1	38	36.2	1,065	1,016	1,998	1,949	18	0	3,081	2,965
庄原 (支所)	118	897.9	188.4	9	283.1	26	32.8	1,623	1,544	2,518	2,478	27	0	4,168	4,022
計	2,029	15,787.6	2,520.3	28	539.5	2,166	1,539.4	16,871	15,398	30,736	29,669	117	0	47,724	45,067

※ 溪流が複数の建設事務所(支所)管内にまたがる場合があるため、計は各建設事務所(支所)の合計に一致しない。

※ 指定面積、指定延長は小数第2位を四捨五入

2 令和4年度事業の内容

(単位：千円)

区分	事業内容		予算額
土砂災害防止施設の着実かつ効果的な整備の推進(ハード対策)	国直轄事業	広島西部山系等における土砂災害対策	2,616,383 (県負担金)
	県事業	被災地における再度災害防止対策等	10,675,750
		防災拠点や住宅密集地等を保全する土砂災害対策	10,135,100
適切な避難行動につながる取組の推進(ソフト対策)	施設整備等による地形改変箇所における土砂災害警戒区域等の見直し等		204,750
	情報提供システムの充実等		308,700
土砂災害防止施設の適切な維持管理の推進(老朽化対策)	施設の修繕、石積砂防えん堤の改築等		850,000
合計			24,790,683 (26,099,168)

※ 合計欄()内の数値は、令和2年度からの繰越明許費のうち、未契約の振替分を含む

令和3年度12月・2月補正(国補正対応分)含む

3 砂防関係施設の維持管理

本県では、現在、砂防法、地すべり等防止法及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域を指定しており、この各指定地内の管理にあたっては、標識・標柱を設置し、指定区域を明確にするとともに、不法行為の取締り、パトロールの強化等を行っている。

また、砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕についても、アセットマネジメントの点検結果に基づき、緊急度の高いものから計画的に修繕を実施している。

なお、急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕のうち土砂の除去や標識の補修・更新等については、一部を除く市町に対して事務を移譲している。

第4章 海岸



港湾海岸保全施設整備事業 尾道糸崎港海岸機織地区（福山市）

1 海岸の概要

本県の海岸総延長は約 1,129km で、このうち海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）の規定に基づき約 586km が海岸保全区域に指定されている。内訳は、国土交通省（水管理・国土保全局）所管区域約 60km、国土交通省（港湾局）所管港湾区域約 350km*、農林水産省（水産庁）所管漁港区域約 81km*及び農林水産省（農村振興局）所管区域が約 95km*である。（※ 重複区間を含む。）

海岸の整備は、高潮・波浪又は地盤変動による災害から、県民の生命と財産を防護するため、未整備海岸及び老朽化の著しい護岸、堤防の整備を重点的に推進するとともに、周辺の景観や自然資源との調和を図りながら、利用しやすく、親しみやすい、潤いのある海岸環境の整備を推進する。

また、平成 23 年 3 月に発生した東北地方太平洋沖地震等を踏まえ、従来考慮していなかった津波対策を盛り込むとともに、地震対策など減災対策を明記し、「広島沿岸海岸保全基本計画」を平成 26 年 9 月に変更した。

(1) 海岸の管理区分

種別	管理者	指 定	広 島 県
国土交通省海岸（水管理・国土保全局）		海岸保全区域の指定は知事	土木建築局
〃（港湾局）			〃
農林水産省海岸（水産庁）			〃
〃（農村振興局）			農林水産局

(2) 海岸の現況

（単位：km）

所 管 省 庁	海 岸 線 延 長	海 岸 保 全 区 域 延 長
総 数	1,129.381	586.190
国 土 交 通 省 （ 水 管 理 ・ 国 土 保 全 局 ）	376.365	59.952
（ 港 湾 局 ）	503.189 (5.464)	349.833 (5.464)
農 林 水 産 省 （ 水 産 庁 ）	153.231 (0.580)	80.923 (0.580)
（ 農 村 振 興 局 ）	96.596 (6.044)	95.482 (6.044)

（注）令和 3 年度（版）海岸統計基礎資料による。

（ ）は、港湾局、水産庁及び農村振興局の重複区間で内数である。

2 海岸の整備方針

「ひろしま海岸防災プラン 2021（令和 3 年 3 月策定）」に基づき、高潮、波浪及び津波等による災害から県民の生命と財産を防護し、県土の保全を図るため、海岸保全施設の整備を進める。

ひろしま海岸防災プラン 2021

「ひろしま海岸防災プラン 2021」は、県の総合計画である「安心▷ 誇り▷ 挑戦 ひろしまビジョン」の分野別計画として策定している「社会資本未来プラン（土木建築局）」及び「2025 広島県農林水産業アクションプログラム（農林水産局）」における海岸部門の事業別整備計画として策定した計画である。

計画期間：令和 3（2021）年度～令和 7（2025）年度（5 年間）

投資予定額：概ね 150 億円

3 令和4年度事業の内容

(単位：千円)

事業名		区分	予 算 額	説 明
公 共	水 管 理 ・ 国 土 保 全 局	高 潮 対 策 事 業	231,000	天応海岸(呉市)など4海岸の護岸工事等
		計	231,000	
	港 湾 局	港湾海岸保全施設事業	1,131,000	広島港(広島市)など12港の堤防、 護岸の改良、補強工事等
		港湾海岸環境整備事業	126,000	広島港(坂町)の避難通路整備
		海岸メンテナンス事業	178,000	尾道糸崎港(三原市)の護岸及び瀬戸田港(尾 道市)の排水機場の老朽化対策工事
		国直轄事業負担金 (海岸事業)	452,000	広島港の護岸の改良工事等
		計	1,887,000	
	水 産 庁	高 潮 対 策 事 業	126,000	横田漁港(福山市)の離岸堤等整備など3漁 港の高潮対策工事等
		海岸メンテナンス事業	52,500	豊島漁港(呉市)の護岸の老朽化対策工事等
		計	178,500	
合 計		計	2,296,500	

※令和3年度2月補正(国補正対応分)含む

4 海岸の維持管理

県内の海岸保全区域に指定されている約586kmの海岸のうち、土木建築局が所掌する国土交通省(水管理・国土保全局、港湾局)所管及び農林水産省(水産庁)所管の計約491kmについて、護岸や防潮扉の計画的な点検や修繕を行い、海岸保全施設の機能を維持する。

また、海岸保全区域については、海岸の適正な利用の促進と、海岸環境の保全を図り、海岸の多様な機能が十分発揮されるよう管理するとともに、それ以外の公共の海岸である一般公共海岸区域についても適正な管理を行う。

令和4年度海岸維持修繕実施計画

(単位：千円)

区 分	種 別	予 算 額
国土交通省(水管理・国土保全局) 海岸維持修繕費	海岸保全施設の機能維持	100,000
国土交通省(港湾局) 海岸維持修繕費	〃	1,168,842
農林水産省(水産庁) 海岸維持修繕費	〃	94,164

注：国土交通省(港湾局)海岸維持修繕費は、港湾維持修繕費を含めた額である。

注：農林水産省(水産庁)海岸維持修繕費は、漁港維持修繕費を含めた額である。

第5章 空 港



広島空港の展望デッキからの景色

1 広島空港の概要

(1) 広島空港の現状

広島空港は、3,000mの滑走路、9つのスポットを有するエプロンや最新鋭の設備とともに、31,000㎡の旅客ターミナルビル、3,900㎡の貨物ターミナル施設などを備えた中国・四国地方最大の空港である。

また、平成29年10月29日から、空港の運用時間が夜間1時間延長され、15時間（7：30～22：30）となっている。

国内定期路線は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度の旅客数は、コロナ前の対前々年度比36.5%と大幅な減少が続いている。また、国際定期路線は、令和2年3月下旬以降、全路線運休となっており、回復の見通しが立っていない。

今後は、令和3年7月から広島空港の運営を開始した広島国際空港（株）等と連携し、新型コロナウイルス感染症の回復状況を踏まえながら、中国・四国地方の拠点空港として、また、本県の新たな経済成長を支えるグローバルゲートウェイとして、引き続き利便性の向上や利用促進を図る。

広島空港の概要

設置管理者	国土交通大臣			
飛行場の種類	空港法第4条第1項第5号に掲げる空港			
供用開始日	平成5年10月29日（3,000m滑走路供用：平成13年1月25日）			
施設	告示年月日	平成12年12月28日（運輸省告示414号）		
	管理面積	1,948,484㎡		
	基本施設 （ターミナル拡張計画を含む。）	着陸帯	長さ	3,120m×幅 300m
		滑走路	長さ	3,000m×幅 60m
		誘導路	総延長	3,290m
エプロン		120,300㎡（サブターミナルを含む。）		
概要	航空灯火	進入灯, 進入角指示灯, 中心線灯, 滑走路灯, 誘導路灯, エプロン照明灯等		
	通信施設	遠隔空港対空通信施設, 飛行場情報放送業務施設		
	航空保安無線施設	ILS（計器着陸装置）, ASR（空港監視レーダー）, SSR（二次監視レーダー）, VOR/DME（超短波全方向無線標識装置/距離測定装置）		
	気象観測施設	滑走路視距離測定器, 風向風速観測装置, 雲高測定器等		
運用時間	15時間（利用時間：7時30分から22時30分まで）			

(2) 主な施設整備等の状況（国土交通省事業）

時 期	内 容	目 的
平成 20 年 6 月	計器着陸施設の高度化（CAT-Ⅲa）	視界不良による欠航，ダイバート（目的外空港への着陸），遅延等の改善
平成 21 年 7 月	計器着陸施設の高度化（CAT-Ⅲb）	
令和 3 年 4 月以降	滑走路端安全区域（RESA）の整備	航空機がオーバーラン及びアンダーシュートした場合に航空機の損傷を軽減

(3) アクセスの充実

広島空港へのアクセスとしては，広島（広島駅新幹線口・広島バスセンター），呉，三原，福山，西条からの空港アクセスバス，JR白市駅からの空港連絡バス，竹原，尾道からの乗合タクシーの計 9 路線が運行されている（令和 4 年 5 月 1 日現在，西条，尾道からのバス等は運休）。

空港アクセスバス等の利便性向上については，平成 28 年 1 月に JR 白市駅のバリアフリー化（跨線橋の架替，エレベーター設置等），平成 29 年度には，JR 白市駅・広島空港間の主要地方道（東広島本郷忠海線）に凍結防止剤散布装置等を設置し，JR 白市駅からの空港連絡バスの定時性向上につなげた。

さらに，令和 2 年 1 月に，広島空港及び広島県内計 8 か所（広島空港（国内線・国際線），広島バスセンター（2 番ホーム，券売機待合），広島駅新幹線口，中筋駅バス停，福山駅，白市駅）に，空港アクセスバス等の発車時刻や運行状況等を表示するデジタルサイネージを設置した。

今後は，空港アクセスの更なる利便性向上に向けて，「広島空港アクセス対策アクションプログラム」に基づき，トリプルウェイの早期完成やアクセス向上に資する道路の整備，広島空港とダイレクトアクセス可能な拠点の拡充，多様なニーズに対応できる交通モードの確保等を推進する。

また，広島空港県営駐車場においては，平成 28 年 7 月からカーシェアリング（ラウンドトリップ方式）の社会実験を実施し，平成 29 年 4 月からカーシェアリングを本格導入するとともに，平成 29 年 5 月からは同駐車場と県内 17 拠点の間でワンウェイ方式（乗り捨て）のカーシェアリングを導入している。

今後は，駐車場機能及びレンタカー機能の強化のため，ターミナル近隣への新たな立体駐車場の整備や，ワンストップでのサービス提供が可能なレンタカーステーションの新設について空港運営権者により予定されている。

(4) 航空ネットワークの維持・拡充

新型コロナウイルス感染症の収束時期を想定し，広島国際空港（株）や官民で構成される広島空港振興協議会等と連携し，既存路線の早期復便に備え，需要回復に取り組む。

なお，国際線の復便にあたっては，不可欠となる水際対策の強化に向け，広島国際空港（株）や地元関係機関と連携し，検疫体制の強化に向けた環境づくりに努めるとともに，検疫の実施主体である国へ，検査人員確保等の必要な働きかけを行っていく。

(5) 空港の振興

官民一体となって空港の振興策を推進するため、平成6年3月に設立した広島県空港振興協議会の名称を、広島空港振興協議会（会長：広島県商工会議所連合会会頭，構成員：県，広島市，広島国際空港（株），経済団体等）に変更し，就航路線の利用促進などの需要の拡大を図る。

(6) 空港経営改革の導入

広島空港が，本県の経済成長を促す役割を担うとともに，中四国地方の拠点空港として今後も継続的に発展していくため，県は平成29年3月に「広島空港の経営改革に係る県の基本方針」を策定し，広島空港の空港経営改革を推進することとした。

国は，平成31年3月から導入・空港運営権者の選定手続を本格的に開始し，令和3年7月に空港運営権者として選定された広島国際空港（株）による空港運営が開始された。

県の基本方針も反映された空港運営権者の提案「将来ビジョン」を共有し，その実現に向けて連携して取り組むために，空港運営会社である広島国際空港（株）と県は30年間にわたるパートナーシップ協定を締結した。

(7) 令和4年度事業の内容

（単位：千円）

区 分	予 算 額	事 業 内 容
直轄空港建設費等負担金	287,500	広島空港の施設更新
空港関連施設等管理費	8,988	周辺県有地の管理等
空港周辺対策事業	39,225	空港周辺の環境対策等
空港振興事業	137,657	空港運営権者等と連携した，航空ネットワークの拡充及び空港アクセスの利便性向上等
合 計	473,370	

参考 広島空港の定期航空路線の概要（令和4年夏ダイヤの運航計画）

(1) 国内線の現況

（令和4年3月31日現在）

地域	路線	航空会社	便数/日	使用機材	令和元年度 旅客数	令和3年度 旅客数	対前々 年度比	備考
北海道	札幌 (新千歳)	全日本空輸	2	B737-800 (166席)	167,840人	54,281人	32.3%	H27.10.25~ (S61.3.1~)
		日本航空		B737-800 (165席)				H8.8.2~
東北	仙台	IBEXエアラインズ (全日本空輸)	2	CRJ700 (70席)	76,585人	55,542人	72.5%	H21.9.1~ (H4.10.25~)
東京	成田	IBEXエアラインズ (全日本空輸)	2	CRJ700 (70席)	249,857人	32,530人	13.0%	H15.8.1~
		春秋航空日本		B737-800 (189席)				H26.8.1~
	東京 (羽田)	全日本空輸	16	B787-8 (240席) B767-300 (270席, 261席, 252席)	2,035,207人	774,311人	38.0%	S37.10.14~
日本航空		B737-800 (165席) A321 (194席)		H2.7.21~ (S63.7.23~)				
沖縄	那覇	全日本空輸	1	B767 (270席)	135,896人	54,640人	40.2%	S61.4.26~
<定期便計>	5路線	4社	日23便		2,665,385人	971,304人	36.4%	
チャーター便					4,140人	3,359人	81.1%	
<国内線合計>					2,669,525人	974,663人	36.5%	

(2) 国際線の現況

（令和4年3月31日現在）

国・地域	路線	航空会社	便数/週	使用機材	令和元年度 旅客数	令和3年度 旅客数	対前 年度比	備考
韓国	ソウル	エアソウル (アジアナ航空)	運休	A321 (195席)	36,563人	0人	0.0%	H28.10.20~ (H3.6.21~) R2.12.17~運休
中国	大連・北京	中国国際航空 (全日本空輸)	運休	B737-800 (165席)	33,827人	0人	0.0%	H10.2.26~
	上海	中国東方航空 (日本航空)	7	A320 (156席) A321 (175席)	57,773人	0人	0.0%	H8.2.6~ (H23.7.22~成都延伸) H30.3.25~成都延伸 休止
台湾	台北	チャイナエアライン (日本航空)	7	B737-800 (158席)	84,778人	0人	0.0%	H16.6.2~
香港	香港	香港エクスプレス	4	A320 (180席, 188席)	42,264人	0人	0.0%	H27.10.27~
シンガポール	シンガポール	シルクエアー (シンガポール航空)	運休	B737-800 NG(162席)	34,378人	0人	0.0%	H29.10.30~ R2.3.27~運休
タイ	バンコク	ノックエア	運休	B737-800 (189席)	5,160人	0人	0.0%	R元.12.18~
<定期便計>	7路線	7社	週18便		294,743人	0人	0.0%	
チャーター便					9,940人	0人	0.0%	
<国際線合計>					304,683人	0人	0.0%	

2 広島ヘリポートの概要

(1) 広島ヘリポートの管理・運営

平成22年10月30日の定期路線の撤退により、小型機専用飛行場として運営していた広島西飛行場を平成24年11月15日付けで廃止、同日付けで広島ヘリポートとして供用開始し、ヘリコプター運航及び利用者の安全確保に必要なサービスを行っている。

なお、広島西飛行場の範囲でヘリポートを供用開始した後、段階的にヘリポート区域を縮小し、平成27年4月から最終形区域での供用を開始した。また、この最終形区域での供用開始に合わせて、指定管理者制度を導入し、「日本空港コンサルタンツ・大成有楽不動産連合体」が指定管理者として管理運営を行っている（令和2年4月1日から令和7年3月31日まで〔5年間〕）。

また、広島ヘリポート管理事務所の老朽化が進んでいたため、旧広島西飛行場ターミナルビルを取得し、建物の改修及び管理事務所の移転を行い、令和元年9月から新管理事務所での業務を開始した。さらに、令和3年4月までに旧管理事務所棟の解体工事と外構工事（柵設置等）が完了した。

広島ヘリポートの概要

設置管理者	広島県		
飛行場の種類	陸上ヘリポート（公共用）		
供用開始日	平成24年11月15日		
施設概要	管理面積	112,939 m ²	
	基本施設	着陸帯	長さ35m, 幅30m
		誘導路	長さ28m, 幅9m
		エプロン	20,574 m ² , スポット14
航空灯火	飛行場灯台, 誘導路灯, 風向灯, 境界灯, 境界誘導路灯		
通信施設	対空通信施設一式		
気象観測施設	風向風速観測装置等		
運用時間	10時間30分（利用時間：8時30分から19時00分まで）		

(2) 令和4年度の事業内容

（単位：千円）

区分	予算額	事業内容
広島ヘリポート管理費	137,408	ヘリポートの管理・運営等
広島ヘリポート整備事業	20,455	エプロン舗装, 維持修繕等
計	157,863	

第6章 港湾・漁港



福山港箕沖地区岸壁（R 4.3 供用開始）

1 港湾の概要

(1) 港湾数

瀬戸内海に面し、大小 130 余の島々が散在する本県は、全国第 6 位の 44 港（国際拠点港湾 1 港、重要港湾 3 港、地方港湾 40 港）の港湾を擁し、うち県管理港湾は 27 港（国際拠点港湾 1 港、重要港湾 2 港、地方港湾 24 港）を数える。

(2) 港湾施設一覧表（港湾管理者分のみ）

ア 県管理港湾

（令和 4 年 3 月 31 日 現在）

港湾名	港格	所在地
広島港	国際拠点	広島市, 廿日市市, 海田町, 坂町
福山港	重要	福山市
尾道糸崎港 (尾道地区)	"	尾道市
尾道糸崎港 (糸崎地区)	"	三原市
尾道糸崎港 (松永地区)	"	福山市
国際拠点港湾及び重要港湾小計		3
横田港	地方	福山市
千年港	"	"
佐木港	"	三原市
須波港	"	"
土生港	"	尾道市
重井港	"	"
中浜港	"	"
生口港	"	"
瀬戸田港	"	尾道市, 三原市
忠海港	"	竹原市
竹原港	"	"
川尻港	"	呉市
木江港	"	大崎上島町
鮭崎港	"	"
大西港	"	"
御手洗港	"	呉市
蒲刈港	"	"
釣士田港	"	"
小用港	"	江田島市
鹿川港	"	"
中田港	"	"
三高港	"	"
厳島港	"	廿日市市
大竹港	"	大竹市
地方港湾小計		24
合計		27

イ 市町管理港湾

（令和 4 年 3 月 31 日 現在）

港湾名	港格	所在地
呉港	重要	呉市
重要港湾小計		1
阿伏兎港	地方	福山市
福田港	"	尾道市
棕浦港	"	"
安芸津港	"	東広島市
吉悪港	"	呉市
小用港	"	"
大迫港	"	"
袋の内港	"	"
大須港	"	江田島市
津久茂港	"	"
鷺部矢の浦港	"	"
鹿田港	"	"
内海港	"	"
大柿港	"	"
波多見港	"	呉市
奥の内港	"	"
地方港湾小計		16
合計		17

(3) 港湾の整備方針

「広島県みなと・空港振興プラン 2021（令和 3 年 3 月策定）」に基づき、「みなと振興の重点化」「港湾・漁港施設の有効活用」「港湾・漁港施設の適正な維持管理」の 3 つの基本方針を基に実施計画を策定し、事業を推進する。

【広島県みなと・空港振興プラン 2021】

計画期間：令和 3 年度～令和 7 年度（5 年間）

投資予定額：概ね 360 億円

(4) 令和4年度事業の内容

(単位:千円)

事業名	事業種別	事業内容	予算額		
港湾	公共	港湾改修事業	広島港（広島市）など3港の防波堤，臨港道路等の工事 （公共関連費含む）	2,857,000	
		港湾環境整備事業	尾道糸崎港（三原市）など2港の埋立等の工事 （公共関連費含む）	409,000	
		港湾補修事業	広島港（広島市）など8港の岸壁等の補修工事	322,000	
		港整備交付金事業	厳島港（廿日市市）など10港の浮棧橋，防波堤等の工事	1,352,000	
		国直轄事業負担金 （港湾事業）	広島港・尾道糸崎港及び福山港の岸壁等の国直轄事業負担金	[4,827,000] 1,966,500 []は直轄事業費	
		計		6,906,500	
	単独	港湾改良事業	公共事業の補完整備や緊急に整備を要するものの工事	2,280,817	
		維持	港湾維持修繕費	浮棧橋等の港湾施設及び護岸，堤防，防潮扉等の海岸保全施設の補修・点検等や沈没船処理等	1,168,842
		その他	市町土木工事受託費	833,000	
	一般会計合計			11,189,159	
	事業	特別	荷捌施設整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広島港関係 2,396,500 ・ 出島地区 2,172,100 ・ 五日市地区 224,400 ○ 福山港関係 465,000 ・ 箕沖地区 65,000 ・ 箕島地区 400,000 ○ 厳島港関係 136,100 ・ 宮島口地区 136,100 	2,997,600
			広島港運営費	広島港の管理・運営に要する費用	1,245,836
尾道糸崎港運営費			尾道糸崎港の管理・運営に要する費用	57,499	
福山港運営費			福山港の管理・運営に要する費用	187,105	
港湾振興事業			広島港，福山港などのポートセールス活動等に要する費用	23,175	
造成地分譲促進事業			臨海土地造成地に係る分譲経費等に要する費用	49,014	
公債費			港湾施設整備等のために借り入れた県債を償還するための費用	7,711,859	
諸支出金		港湾整備事業基金積立金等	3,755,501		
特別会計合計			16,027,589		
合計			27,176,748		

※令和3年度2月補正（国補正対応分）含む

(5) 主な港湾整備事業の概要

ア 国際拠点港湾広島港の整備

(7) ねらい

国際物流・国際交流拠点を担う中核国際港湾として、必要な港湾施設の整備を行い、国際拠点港湾広島港のグローバルゲートウェイ機能を強化する。

(イ) 令和4年度の予算額

(単位:千円)

区 分		事 業 内 容	予 算 額	備 考
五日市地区	県事業	臨港道路等	1,511,500	はつかいち大橋, 五日市中央線
		港湾関連用地造成等	224,400	
宇品・出島地区	直轄事業	耐震強化岸壁等	939,000	県負担金 (事業費 2,600,000)
	県事業	浚渫土受入	200,000	
	県事業	港湾関連用地造成等	2,172,100	
そ の 他	県事業	防波堤, 補修等	609,000	
計			5,656,000	

※令和3年度2月補正(国補正対応分)含む

イ 重要港湾尾道糸崎港の整備

(7) ねらい

尾道糸崎港は、県東部の物流・人流の拠点を目指し、輸入木材の取扱拠点港としての機能強化を図るとともに、ウォーターフロント空間の創出などの新たな要請に対応した施設整備を進める。

(イ) 令和4年度の予算額

(単位:千円)

区 分		事 業 内 容	予 算 額	備 考
機 織 地 区	直轄事業	泊地(-10m)	248,500	県負担金 (事業費 497,000)
貝 野 地 区	県事業	浚渫土受入	100,000	
そ の 他	県事業	小型船だまり等	545,500	
計			894,000	

※令和3年度2月補正(国補正対応分)含む

ウ 重要港湾福山港の整備

(7) ねらい

広島県東部地域の物流、産業の拠点として、物流需要の増大、輸送の効率化等に対応するため、グローバルゲートウェイ機能の強化や航路機能の回復を推進するとともに、快適な港湾空間の形成を図る。

(イ) 令和4年度の予算額

(単位:千円)

区 分		事 業 内 容	予 算 額	備 考
箕沖・箕島地区	直轄事業	岸壁, 航路・泊地等	779,000	県負担金 (事業費 1,730,000)
	県事業	港湾関連用地造成等	465,000	
鞆 地 区	県事業	浮棧橋整備等	478,000	
計			1,722,000	

※令和3年度2月補正(国補正対応分)含む

(6) 港湾の振興

ア ねらい

広島港・福山港の中国・四国地域におけるグローバルゲートウェイ（世界に開かれた玄関口）としての機能強化を図るため、引き続き、積極的なポートセールスを実施する。

さらに、広島港においては、平成29年4月から出島・海田コンテナターミナルについて、民間の経営手法を生かした運営を（株）ひろしま港湾管理センター（港湾運営会社）が行うことにより、航路拡充や貨物量の増大を目指す。

このほか、クルージングやクルーズ客船の寄港を促進し、みなとの賑わいを形成する。

イ 事業の概要及び令和4年度の予算額

（単位：千円）

区 分	事 業 内 容	予算額
振興協会助成事業	広島港振興協会、東部港湾振興協会への助成（利用促進、広報宣伝）	4,800
ポートセールス強化事業	・新規航路開設やコンテナ取扱貨物量の増加に向けた助成制度の実施 ・海外ポートセールス、国内ポートセールスの展開	17,086
瀬戸内海クルージング促進事業	・クルージング需要の掘り起こし（瀬戸内クルージングポータルサイト運営） ・クルーズ客船の誘致・受入体制の充実（客船寄港時のおもてなし実施）	51,540

ウ 広島港、福山港の利用状況等

海外定期航路の状況

（令和4年3月31日現在）

港 名	航路名	便 数	港名	航路名	便 数
広島港	韓国航路	週 8 便	福山港	韓国航路	週 4 便
	中国航路	週 7 便		中国航路	週 6 便
	台湾・香港航路	週 1 便		台湾・香港航路	週 1 便
	北米航路	月 1 便			

エ 広島港クルーズ客船寄港回数（令和3年度）

ふ頭名	水深等	寄港回数
宇品外貿	中小型客船対応（水深-10m）	2回
五日市	大型客船対応水深（-12m, -11m）	0回
合計	—	2回

(7) 港湾整備事業造成地等分譲事業

港湾整備事業による造成地等について、それぞれの処分計画に基づき、早期に分譲を進める。

（令和4年3月31日現在）

分 譲 地	用 途	面 積				分譲率 c/b
		分譲計画 a	竣功済 b	分譲済 c	未分譲 b-c	
広島港元宇品地区	企業移転ほか	1.7ha	1.7ha	1.7ha	—	100.0%
広島港宇品内港地区	商業施設ほか	15.5ha	15.5ha	15.5ha	—	100.0%
広島港出島地区	保管施設ほか	44.0ha	18.3ha	18.3ha	—	100.0%
広島港五日市地区	企業移転ほか	46.9ha	46.9ha	45.9ha	1.0ha	97.9%
広島港廿日市地区	港湾関連	13.0ha	13.0ha	13.0ha	—	100.0%
大竹港晴海地区	商業施設ほか	13.3ha	13.3ha	13.3ha	—	100.0%
尾道糸崎港松浜地区	港湾関連ほか	4.7ha	3.6ha	3.6ha	—	100.0%
福山港内港地区	大学設置ほか	4.9ha	4.9ha	4.9ha	—	100.0%
合 計		144.0ha	117.2ha	116.2ha	1.0ha	99.1%

※分譲済面積には、事業用定期借地及び立地協定での分譲面積を含む。

2 漁港の概要

(1) 漁港数

漁業活動の基盤である広島県下の漁港は44漁港が指定されており、そのうち第三種漁港は1漁港のみで、第二種漁港が18漁港、第一種漁港が25漁港と小規模な漁港が多い。

(2) 県内漁港一覧表

ア 県管理漁港

(令和4年3月31日現在)

漁港名	種類	所在地
草津	第三種	広島市
第三種漁港小計		1
音戸	第二種	呉市
安浦	〃	〃
倉橋	〃	〃
豊島	〃	〃
吉和	〃	尾道市
走	〃	福山市
平	〃	〃
横田	〃	〃
箱崎	〃	〃
地御前	〃	廿日市市
塩屋	〃	〃
沖浦	〃	大崎上島町
第二種漁港小計		12
五日市	第一種	広島市
第一種漁港小計		1
合計		14

イ 市町管理漁港

(令和4年3月31日現在)

漁港名	種類	所在地
阿多田	第二種	大竹市
玖波	〃	〃
畑	〃	江田島市
柿浦	〃	〃
美能	〃	〃
深江	〃	〃
第二種漁港小計		6
大屋	第一種	呉市
情島	〃	〃
大地蔵	〃	〃
田原	〃	〃
長谷	〃	〃
原	〃	〃
竹原	〃	竹原市
能地	〃	三原市
須波	〃	〃
大町	〃	尾道市
串浜	〃	〃
海老	〃	〃
泊	〃	〃
干汐	〃	〃
立花	〃	〃
西浦	〃	〃
鏡浦	〃	〃
福山	〃	福山市
大芝北	〃	東広島市
大芝南	〃	〃
上ノ浜	〃	廿日市市
梅原	〃	〃
丸石	〃	〃
世上	〃	江田島市
第一種漁港小計		24
合計		30

(3) 漁村事業（漁業集落環境施設整備）

漁港区域背後地域の生活環境の向上のため、生活雑排水の処理を行う漁業集落排水施設整備や地域の憩いの場となる公園整備、狭隘な集落道路を改善することにより水産業を核とした快適で潤いのある豊かなまちづくりを推進する。

(4) 漁港の整備方針

漁港に関連する事業は、産業として自立できる水産業の確立に向けて、より経営力の高い担い手の育成や農山漁村地域の暮らしの安全安心の確保に資する漁港施設等の基盤整備を進める。具体的には、実施計画である「広島県みなど・空港振興プラン2021」に基づき事業を推進していく。

(5) 令和4年度事業の内容

(単位：千円)

事業名	事業種別	事業主体	施行計画量等	予算額	
漁港事業	公 共	地域水産物供給基盤整備事業(機能保全)	県	草津漁港外の老朽化した漁港施設の補修工事	165,375
			市町	阿多田漁港外の老朽化した漁港施設の補修工事	199,334
		地域水産物供給基盤整備事業(水産生産)	県	走漁港の防波堤の整備	93,450
		地域水産物供給基盤整備事業(機能強化)	県	草津漁港の漁港施設の耐震診断	42,000
		地域水産物供給基盤整備事業(機能増進)	市町	田原漁港外の機能保全計画書の見直し	6,718
		漁業集落環境整備事業	市町	田原漁港外の集落排水施設等の事業促進	209,500
		港整備交付金事業	県	倉橋漁港外の防波堤・浮棧橋等の整備	409,500
	計				1,125,877
	業	単独	漁港改良事業	公共事業の補完整備やそれに必要な調査設計	80,440
		維持	漁港維持修繕費	漁港施設及び漁港海岸保全施設の維持修繕等	94,164
他		県管理漁港管理費	県管理漁港の管理・運営に要する経費	12,742	
一般会計合計				1,313,223	
特別会計	五日市漁港利用費	五日市漁港フィッシャリーナの管理・運営に要する費用	17,985		
特別会計合計				17,985	
合計				1,331,208	

※令和3年度2月補正(国補正対応分)含む

3 検潮所設置状況

瀬戸内海は干満の差が極めて大きいことから、県内各地の潮位を継続的に観測して、工事用基準面、高潮堤防天端高等の適正な設定を図ることとする。

(令和4年3月31日 現在)

検 潮 所 名	所 在 地	検 潮 器 型 式	設 置 年 月
呉 港	呉市阿賀南七丁目	フース型DF T-3型	(H22. 7) S26. 2
尾道糸崎港尾道地区	尾道市西御所町	フース型DF T-3型	(H23. 3) S26. 9
〃 糸崎地区	三原市城町三丁目	水晶水圧式	(H19. 10) S26. 4
大 竹 港	大竹市晴海二丁目	水晶水圧式	(H26. 3) S25. 4
広 島 港	広島市南区宇品海岸二丁目	フース型DF T-3型	(H24. 2) S25. 4
柿 浦 漁 港	江田島市大柿町柿浦	フース型DF T-3型	(H24. 3) S26. 2
倉 橋 漁 港	呉市倉橋町海越	フース型DF T-3型	(H29. 3) S26. 12
竹 原 港	竹原市塩町一丁目	フース型DF T-3型	(R2. 9) S25. 12
御 手 洗 港	呉市豊町久比	フース型DF T-3型	(R2. 7) S26. 1
木 江 港	豊田郡大崎上島町木江	水晶水圧式	(H11. 3) S30. 1
土 生 港	尾道市因島田熊東町	フース型DF T-3型	(H27. 3) S25. 12
横 田 港	福山市内海町曾根	水晶水圧式	(H11. 3) S28. 6
福 山 港	福山市引野町沖浦	フース型DF T-3型	(H22. 7) S43. 5

注 上段()書は、計器更新年月である。

4 海域の管理

(1) 公有水面埋立免許

海面の埋立ては、公有水面埋立事務取扱要領により事務の合理化に努めているところであるが、土地利用上の必要性(国土の保全)、環境の保全等を厳正に審査し、調和のとれた免許を行う。

(2) 港湾区域、漁港区域及び一般海域の管理

港湾法及び漁港漁場整備法に基づき、港湾区域及び漁港区域のより適正な管理に努めるとともに、一般海域についても、広島県の管理に関する条例及び広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例に基づき、活用と保全との調和のとれた秩序ある海域の利用を図る。

第7章 都市



基町相生通地区第一種市街地再開発事業（完成イメージ図）

1 都市行政の課題

現行の都市計画法は、高度経済成長期に都市への急速な人口・諸機能の集中が進み、市街地の無秩序な外延化が深刻化していた社会経済状況を背景に、線引き制度、開発許可制度等の導入を骨格として昭和43年に制定されたものである。以来、都市のスプロール化の防止を図る一方、計画的な新市街地の開発・誘導など、集中する人口や諸機能を都市内にいかに配置するかという点に重点を置いた、土地利用追従型の運用がなされてきた。

しかしながら、人口減少・超高齢社会の到来、産業構造の転換、地球環境問題の高まり、厳しい財政的制約など、都市をめぐる社会経済状況は大きく変化してきている。

特に、これまで我が国が経験したことのない急激な人口減少・超高齢社会を迎え、これまでの人口増加や成長・拡大を前提とした都市づくりから、一定の区域に無駄なく必要な都市のサービス機能を集約化した集約型都市構造への転換を図っていくことが、これからの都市づくりに強く求められている。このような大きな転換点の中、高度経済成長期に建てられた建築物の更新期の到来を迎え、空き地、空き家等の低未利用地が時間的・空間的にランダムに発生する「都市のスポンジ化」と呼ぶべき事象が進行するなど、コンパクトなまちづくりの推進に向けた新たな課題も発生している。

また、異常気象により、全国的にこれまで経験のない災害が頻発しており、本県においても頻繁に襲う豪雨災害では甚大な被害が繰り返し発生しており、災害リスクの高い区域に市街地が形成されている状況が明らかになっている。加えて、東日本大震災等の教訓を踏まえた南海トラフ地震等の広域災害への対策が求められるなど、これからの都市づくりにおいては、ハード・ソフト対策が一体となった総合的な防災・減災対策により、都市の災害リスクを低下させ、災害発生時においても人命を守り、被害を最小限に止めることが喫緊の課題となっている。

さらに、新型コロナウイルスの感染拡大は、これまでの働き方や移動手段、日常生活などに大きな影響を与えており、外出自粛や人との接触機会の低減の観点から、オンライン授業やテレワークの拡大など、人々のライフスタイルや価値観が大きく変化している。この「新しい生活様式」に対応した、ゆとりと魅力あるまちづくりや居住環境の創出が求められている。

一方で、2つの世界文化遺産をはじめとした多様な地域資源を有する本県では、国内外から多様な人々を呼び込み、地域の活力やイノベーションの原動力を生み出すため、多様な人材をひきつける魅力的な自然的環境や景観等の保全・創出が重要となっている。

こうした都市づくりに求められる様々な要請に的確に応えるには、都市計画行政は、多角的な視点を持ち、将来の都市像を明確化した上で、社会経済情勢の変化に対応した都市計画制度の積極的な運用と、都市計画における県と市町の連携・協働をより一層推進することで、新たな都市づくりに向けて、行政・民間事業者・住民が一体となって取り組んでいく必要がある。

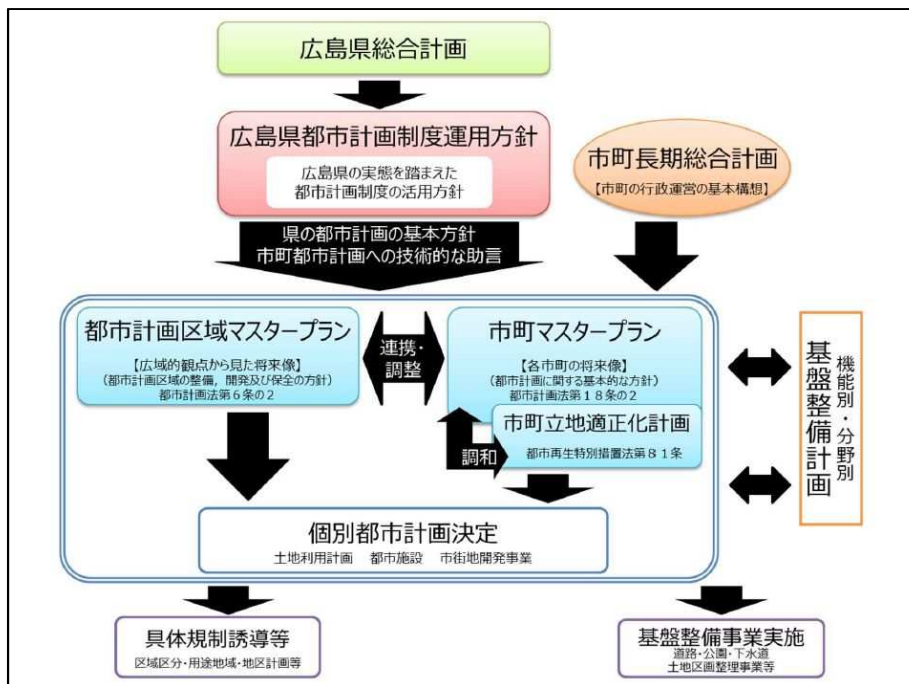
2 都市計画行政の取組方針

(1) 広島県都市計画制度運用方針

本県の都市づくりの透明化や都市計画制度の積極的な活用、県と市町の都市計画における一層の連携と協働の実現に向け、今後の県の都市計画制度の運用についての基本方針として、平成14年3月に「広島県都市計画制度運用方針」を策定し、運用してきた。

その後、人口減少・超高齢社会の到来や大規模災害の頻発、インバウンドなどの交流人口の増加等といった社会経済情勢の変化に的確に対応するため、令和元年12月に「広島県都市計画制度運用方針」を改定している。

改定した「広島県都市計画制度運用方針」では、本県の都市を取り巻く課題や潮流を踏まえ、本県における都市の目指すべき将来像を設定し、将来像に向けた運用方策を策定した。



広島県都市計画制度運用方針とマスタープランの位置づけ

(2) 広島県都市計画区域マスタープラン

都市計画区域の整備，開発及び保全の方針（以下「都市計画区域マスタープラン」という。）は，都市計画法第6条の2の規定に基づき策定するもので，中長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし，その実現に向けての大きな道筋を明らかにしておくものである。

都市計画区域マスタープランは，都市計画区域を一体の都市として総合的に整備，開発及び保全するため，区域区分の有無及び区域区分を定める際の方針や，主要な都市計画の決定の方針など，都市計画の基本的な方針を県民に示すとともに，各市町が行うまちづくりの指針としての役割を担う。

広島県では，これまで22の都市計画区域ごとに都市計画区域マスタープランを策定していたが，広域的な視点に立って都市づくりを進めていく必要があることから，都市計画区域を越えて強い結びつきのある一体的な地域（圏域）として「広島圏域」「備後圏域」「備北圏域」の3圏域を設定し，圏域を単位とした新たな都市計画区域マスタープランを令和3年3月に策定した。

現行マスタープラン

22 区域

広島圏	東広島
竹原	宮島
安芸津	江田島
川尻安浦	音戸
千代田	吉田
河内	佐伯
備後圏	上下
因島瀬戸田	
本郷	世羅甲山
御調	
三次圏	東城
庄原	西城

新たな都市計画区域マスタープラン

3 圏域

広島圏域	広島圏 東広島 竹原 宮島 安芸津 川尻安浦 江田島 千代田 吉田 河内 佐伯 音戸
備後圏域	備後圏 因島瀬戸田 上下 本郷 世羅甲山 御調
備北圏域	三次圏 東城 庄原 西城

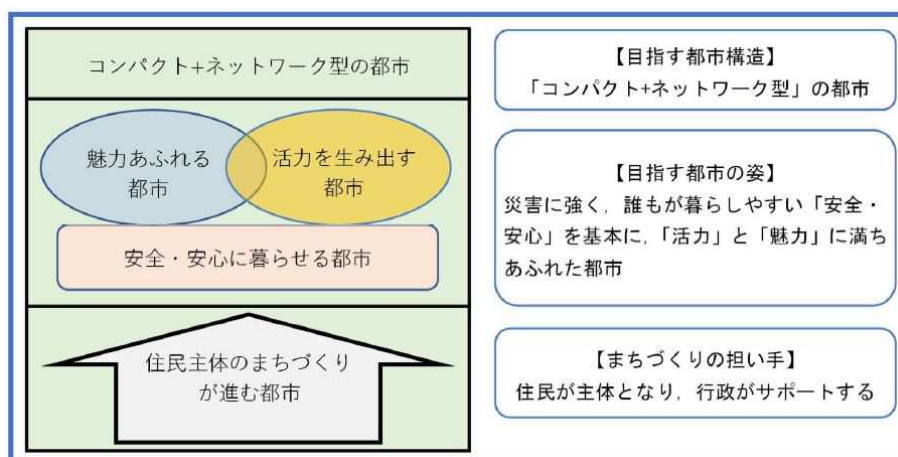


ア 広島県における都市の目指すべき将来像

医療・福祉施設、商業施設や住居がまとまって立地し、公共交通によりこれらの生活利便施設にアクセスできる「コンパクト+ネットワーク型」の都市を再構築する。

また、災害に強く、誰もが暮らしやすい「安全・安心」を基本に、新型コロナ危機後の社会が求める空間に対する新たな価値観を踏まえ、様々な人材や企業をひきつける「活力」と「魅力」に満ちあふれた都市を、「住民が主体」となり、行政がサポートしながら協働で作りに上げていく。

これらの将来像は、交通や安全・安心などの分野におけるデジタル技術やデータなどを積極的に活用し、スマートシティの取組を進めながら実現していく。



将来像のイメージ

イ 目標年次

圏域の長期的な発展方向を踏まえ、最新の国勢調査が行われた年次を基準とし、策定から概ね20年後(令和22(2040)年)の都市の姿を展望しつつ、概ね10年以内の各々の都市計画の整備目標を定める。

基準年次	目標年次
平成27(2015)年	令和12(2030)年

ウ 新たな都市計画区域マスタープランの要点

(ア) コンパクト+ネットワーク型の都市

- ・ 人口減少社会において日常生活サービスを効率的に享受できる集約型都市構造の形成
- ・ 災害リスクの高い区域に立地した居住を安全で利便性の高いエリアへと誘導
- ・ 集約された拠点の多様なサービスを楽しむために拠点間を結ぶネットワークの強化

(イ) 安全・安心を基本に、活力と魅力に満ちあふれた都市

- ・ 総合的な防災・減災対策による安全・安心に暮らせる都市づくり
- ・ イノベーションを生み出す多様な人材を呼び込む魅力的な都市空間の形成
- ・ 転出の抑制やU I Jターンの拡大に向け、「都市と自然の近接性」を生かした大都市圏にはない広島らしいゆとりと魅力あるまちづくりの推進

(ロ) デジタル技術の進展や新型コロナ危機の対応などを踏まえて求められる新しい社会

- ・ データと新技術を活用したまちづくり(スマートシティ化)
- ・ 新しい生活様式に対応したゆとりある空間の形成

現状の都市像



将来の都市像



現状と将来の都市像 概念図

(3) 市町における都市計画

ア 市町マスタープラン

市町マスタープランは、市町の建設に関する基本構想（長期総合計画等）と都市計画区域マスタープランに即し、各市町の区域を対象として、住民に最も身近な地方公共団体である市町が、より地域に密着した見地から、その創意工夫のもと、市町の定める都市計画の方針を定めるものである。

イ 立地適正化計画

立地適正化計画は、都市全体を見渡しながらい今後の都市像を描き、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能を誘導するとともに、居住誘導区域に残存する災害リスクに対して防災指針を定め必要な防災・減災対策に取り組むことにより、コンパクト＋ネットワーク型の都市の実現に向け、策定するアクションプランで、令和4年3月末時点で、県内9市町が策定を行っている。

3 都市計画行政の具体的施策

(1) 都市再生整備計画に係る事業

地域の特性を生かしたまちづくりを実施し、将来にわたって持続可能な都市とするため、都市再生整備計画[※]による事業を促進する。

都市再生整備計画に係る事業には、都市再生整備事業及び立地適正化計画に基づく都市構造再編集中支援事業がある。

都市再生整備事業では、道路や地域交流センター等の公共公益施設の整備により、地域の歴史・文化・自然環境等の特性を生かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図る。

都市構造再編集中支援事業では、「立地適正化計画」に基づき、都市機能や居住環境の向上に資する、医療・福祉・子育て支援・教育文化等の公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図る。

※都市再生整備計画：都市の再生に必要な公共公益施設の整備に関する計画

(2) 都市防災総合推進事業

避難地・避難路等の公共施設整備や、避難地・避難路周辺の建築物の不燃化、木造老朽建築物の除却及び住民の防災に対する意識の向上並びに被災地における復興まちづくり等を総合的に促進し、防災上危険な市街地における地区レベルの防災性の向上を図る。

(3) 持続可能なまちづくり推進事業

コンパクトなまちづくりに向け、人口減少下における県民生活や地域経済などの持続性を維持していくために、土砂災害特別警戒区域の逆線引き等により災害リスクの高い区域における住宅などの土地利用を抑制する取組を推進するとともに、広島型ランドバンク事業により移住者の受け皿としての居住環境を整備することで、都市部への居住誘導の加速化を図る。

土砂災害特別警戒区域の逆線引き

災害リスクの高い区域における住宅・店舗などの都市的土地利用を抑制するため、市街化区域内の土砂災害特別警戒区域を市街化調整区域に編入する取組。

逆線引き対象箇所が多数あること等から段階的に進めることとし、都市的土地利用の広がりを防ぐ観点から、まずは市街化区域に跨る縁辺部の未利用地（建物なし）の対象箇所から、先行的に実施することとしている。

取組方針

- 50年後の目指す姿：災害リスクの高い区域の居住者ゼロ
- 市街地の縁辺部の低未利用地（建物なし）から先行的に実施

目指す姿

現在

市街化区域内において、災害リスクの高い区域が多く含まれ、土地利用規制が十分に機能していない

20年後

対象箇所の逆線引きが概ね完了し、災害リスクの高い区域において、新規居住者が低い

50年後

土地利用規制（新築や建替えなどの抑制）が十分に機能し、災害リスクの高い区域に、居住する人が概ねいない

逆線引きの取組の進め方

対象箇所（市街化区域内のレッドゾーン）が多数あることから、**段階的に進めていきます。**

先行的に実施する箇所

市街地の広がりを防ぐ観点から、

- ① 市街化区域の縁辺部
- ② 未利用地（建物なし）

の両方に該当する箇所から先行的に実施します。

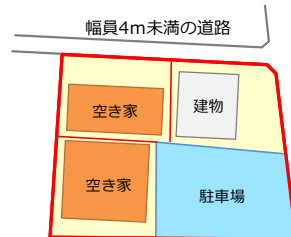


広島型ランドバンク事業

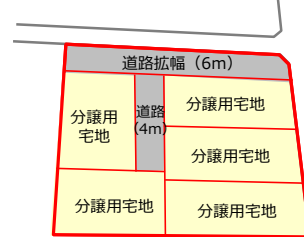
ランドバンク事業は、空き家や空き地などの未利用ストックについて、接道状況や土地形状の改善を図り、土地に付加価値を与え、市場性のあるストックを生み出す事業。

広島型では、地元住民組織と自治体で事業を進めるランドバンク協議会を設置し、区画再編エリアの設定、整備方針の決定、関係者調整、事業者選定等を担い、再編エリアの土地買収、工事、再編後の土地販売を選定された住宅関連事業者（民間）が行う。令和3年度から、三原市本町地区をモデル地区として決定し、事業を行っている。

【従前土地利用】



【事業後】



(4) 魅力ある「まちなみづくり」支援事業

魅力あるまちなみづくりに取り組む市町について、地域のコンセプト策定に関するワークショップ開催やアドバイザー派遣等を支援することで、魅力ある景観等、デザイン性のある都市空間の形成を推進し、集客・交流の促進など地域の賑わいの創出を図る。

4 都市環境の整備

(1) 屋外広告物

「屋外広告物法」、「広島県屋外広告物条例」及び「広島県屋外広告物に関する規則」により、屋外広告物の禁止地域及び許可地域を指定して、良好な景観の形成や風致の維持を図るとともに、公衆に対する危害の防止に努めている。

屋外広告物に関する事務については、市町長に権限移譲されており、市町長が屋外広告物の許可や無許可・違反広告物の取締りに当たっている。

また、屋外広告業者に対しては、講習会の開催及び屋外広告業の登録により、屋外広告物に関する法令等の知識の普及を図るとともに、業界の実態を把握してその指導育成に努めている。

屋外広告物の令和3年度の許可件数は、3,762件（県条例適用外地域を除く。）である。

(2) 緑地協定

都市の過密化等に伴う生活環境の悪化が叫ばれている中で、都市の緑が次第に姿を消しつつある。

そこで、「都市緑地法」に基づき、都市計画区域内における相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地の所有者が市街地の良好な環境を確保するため、その全員の合意により、当該土地の区域における緑地の保全又は緑化に関する協定を締結するものである。

5 宅地開発

都市及びその周辺部における無秩序な宅地等の開発を防ぎ、良好な都市環境の形成を図るため、開発許可制度及び「宅地造成等規制法」の許可制度の適正な運用を行う。

また、大地震等が発生した場合に、大きな被害が生ずるおそれのある大規模盛土造成地の位置を示した、大規模盛土造成地マップを公表している。

(1) 開発許可制度の概要

都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域とに区分し、それぞれの区域で一定規模以上の宅地開発、一定目的以外の開発行為等を行う場合、あらかじめ知事の許可を受けることが必要となっている。

また、この制度は、昭和49年の「都市計画法」の一部改正により、一定規模以上の開発行為については、区域区分が決定されていないいわゆる非線引都市計画区域においても適用されることとなり、平成12年の一部改正により、都市計画区域外の区域における一定規模以上の開発行為についても適用されることとなった。

政令指定都市である広島市、中核市である福山市、呉市（平成28年度に移行）及び権限移譲のあった三次市（平成17年度より）、東広島市（平成18年度より）、三原市・尾道市・廿日市市・竹原市※（平成20年度より）においては、それぞれの市の区域における開発許可事務は、それぞれの市において処理している（※竹原市は1ha未満の事務のみが移譲の対象）。

(2) 宅地造成等規制法の許可制度の概要

宅地造成工事規制区域は、宅地造成に伴い災害が生ずるおそれの著しい市街地又は市街地となろうとする土地の区域について指定されるもので、この区域内において行う宅地造成（一定の切土、盛土又は面積以上のものに限る。）については、災害防止のため、あらかじめ許可を受けることが必要となっている。宅地造成工事規制区域の指定状況は下表のとおりで、広島県の総面積の28.2%にあたる。

政令指定都市である広島市、中核市である福山市、呉市（平成28年度に移行）及び権限移譲のあった三次市（平成17年度より）、東広島市（平成18年度より）、三原市・尾道市・廿日市市・竹原市※（平成20年度より）においては、それぞれの市の区域における宅地造成に関する工事等の規制事務はそれぞれの市において処理している（※竹原市は1ha未満の事務のみが移譲の対象）。

宅地造成工事規制区域一覧

（令和4年3月31日現在）

管轄市又は 管轄建設事務所	市 町 名	(a) 規制法適用区域面積 (km ²)	(b) 市町面積 (km ²)	(a)/(b) (%)
広島市	広島市	591.26	906.68	65.2
福山市	福山市	310.89	518.14	60.0
呉市	呉市	220.82	352.81	62.6
三原市	三原市	249.68	471.51	53.0
尾道市	尾道市	144.01	285.11	50.5
三次市	三次市	67.38	778.14	8.7
東広島市	東広島市	392.40	635.16	61.8
廿日市市	廿日市市	148.19	489.48	30.3
西部	竹原市	106.66	118.23	90.2
	大竹市	14.10	78.66	17.9
	江田島市	50.43	100.71	50.1
	府中町	7.81	10.41	75.0
	海田町	9.99	13.79	72.4
	熊野町	30.88	33.76	91.5
	坂町	13.13	15.69	83.7
	小計	233.00	371.25	62.8
東部	府中市	37.07	195.75	18.9
	小計	37.07	195.75	18.9
合計		2,394.70	5,004.03	47.1

(3) 許可状況

ア 開発行為の許可状況

(令和4年3月31日 現在)

管轄建設事務所	年度 区分 市町名	R元				R2				R3															
		市街化区域		市街化調整区域		非線引区域		都市計画区域外		市街化区域		市街化調整区域		非線引区域		都市計画区域外									
		許可件数	許可面積 (ha)	許可件数	許可面積 (ha)	許可件数	許可面積 (ha)	許可件数	許可面積 (ha)	許可件数	許可面積 (ha)	許可件数	許可面積 (ha)	許可件数	許可面積 (ha)	許可件数	許可面積 (ha)								
西部	竹原市																								
	大竹市			1	0.2									1	4.6										
	安芸高田市															1	2.1								
	江田島市														1	0.5									
	府中町																								
	海田町												1	0.1											
	熊野町	1	0.2					1	0.4	3	3.2			3	0.9	2	0.5								
	坂町	1	0.2																						
	安芸太田町																								
	北広島町					1	0.9																		
大崎上島町																									
小計	2	0.4	0	0.0	2	1.1	0	0.0	1	0.4	3	3.2	0	0.0	0	0.0	5	5.6	2	0.5	1	0.5	1	2.1	
東部	世羅町																								
	府中市	2	0.5							1	0.3														
	神石高原町																								
小計	2	0.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
北部	庄原市																						2	0.7	
	小計	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	0.7	0	0.0
合計	4	0.9	0	0.0	2	1.1	0	0.0	2	0.7	3	3.2	0	0.0	0	0.0	7	5.9	2	0.5	3	1.2	1	2.1	
協議(第34条の2)																									

(注) ・開発変更許可分は計上しない。
 ・市街化区域と市街化調整区域にまたがる開発は市街化調整区域の開発に計上した。
 ・竹原市については、県許可分(1ha以上のもの)のみを計上した。

イ 都市計画法第43条の規定による建築許可状況及び宅地造成等規制法第8条の規定による宅地造成に関する工事の許可状況

都市計画法第43条 (令和4年3月31日 現在)

管轄建設事務所	年度 区分 市町名	R元		R2		R3	
		許可件数	許可面積 (㎡)	許可件数	許可面積 (㎡)	許可件数	許可面積 (㎡)
西部	大竹市			1	992		
	府中町						
	海田町						
	熊野町	4	1,094	4	969	7	2,186
	坂町					1	199
	小計	4	1,094	5	1,961	8	2,385
東部	府中市	3	1,910	2	742	4	2,403
	小計	3	1,910	2	742	4	2,403
合計	7	3,004	7	2,703	12	4,788	
協議(第43条の3)							

(令和4年3月31日 現在)

管轄建設事務所	年度 区分 市町名	30		1		2		3	
		許可件数	許可面積 (ha)	許可件数	許可面積 (ha)	許可件数	許可面積 (ha)	許可件数	許可面積 (ha)
西部	竹原市					1	1.1		
	大竹市			1	0.1	1	0.1	2	0.1
	江田島市	1	0.2					1	0.2
	府中町	3	1.7	2	0.1	2	0.2		
	海田町	3	0.2			3	0.1	2	0.5
	熊野町	1	0.1	3	0.4	1	0.1	1	0.1
	坂町			3	0.2				
小計	8	2.2	9	0.8	8	1.6	6	0.9	
東部	府中市								
	小計	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	8	2.2	9	0.8	8	1.6	6	0.9	
協議(第11条)									

(注) ・竹原市については、県許可分(1ha以上のもの)のみを計上した。
 ・既申請に係る再申請分は計上しない。

6 街路事業

(1) 街路事業の概要

本県の都市計画道路は、広島市において昭和3年に29路線を定め、昭和5年から街路事業に着手したのが最初である。その後、尾道市をはじめ呉市、福山市、その他の市町においても逐次計画決定され、令和2年3月31日現在では、13市6町において総延長約1,456kmが都市計画決定されている。

本県では、「防災・減災対策の充実・強化」、「経済・物流を支える基盤の強化」、「コンパクトで持続可能なまちづくりの推進」を推進するため、「広島県道路整備計画2021」に基づき整備の重点化を図り、都市の骨格となる幹線街路、安全で快適な都市生活と機能的な都市活動に寄与する街路の整備を進めている。

また、鉄道による交通の遮断及び地域の分断を解消するため、鉄道の高架化を促進することとし、昭和54年度に着手した三原駅周辺におけるJR山陽本線・呉線の連続立体交差事業を平成5年度に完了させ、平成5年度からは広島市東部地区（広島市南区・安芸区、府中町、海田町）においてJR山陽本線・呉線の連続立体交差事業に着手している。

さらには、バリアフリーに対応した交通結節点や駅周辺整備を行い、公共交通機関の一層の利用促進を図ることとしている。

都市計画道路等の整備状況

(令和2年3月31日現在) (単位: km, %)

区 分	自動車専用道路	幹線街路	区画街路	特殊街路	合 計
計 画 決 定	196.31	1,198.05	26.45	35.50	1,456.31
改 良 済 延 長	109.08	813.62	23.61	34.04	980.34
改 良 率	55.56	67.91	89.28	95.87	67.32

(2) 主な事業の概要

ア 街路事業

路線名	事業区間	事業延長	計画幅員	総事業費
吉行飯田線	東広島市西条町寺家	1,055 m	25 m	約31億円
栗柄広谷線	府中市栗柄町～高木町	1,510 m	14.5～18 m	約87億円

※栗柄広谷線の総事業費は道路事業費を含む

イ 連続立体交差事業

事業箇所名	事業主体	事業延長	踏切除却	総事業費
広島市東部地区	広島県 広島市	山陽本線 3.9 km 呉線 1.2 km	山陽本線 12ヶ所 呉線 4ヶ所	約915億円

(3) 令和4年度事業の内容

ア 県事業（公共）

(単位: 千円)

工種	区分	箇所	事業費	説明
改 築		20	5,125,670	吉行飯田線、栗柄広谷線 ほか
鉄 道 高 架		1	1,770,000	広島市東部地区連続立体交差事業
そ の 他		-	31,413	市町事業指導監督費
計		21	6,927,083	

※令和2年度からの繰越明許費のうち、未契約の振替分を含む

※令和3年度2月補正（国補正対応分）含む

イ 市町事業（政令市を除く）

（単位：千円）

工種	区分	箇所	事業費	説明
改	築	26	2,718,978	横路1丁目白石線（呉市）、寺家中央線（東広島市）、川南湯田村駅線（福山市）ほか

※令和3年度2月補正（国補正対応分）含む

7 市街地開発事業等

(1) 市街地開発事業計画の概要

ア 土地区画整理事業計画

土地区画整理事業は、都市基盤の整備水準が低い地区について、土地の交換分合を行って宅地の区画・形状を整え、減歩によって生み出した用地により道路、公園などの公共施設を整備・改善し、土地利用の増進を図るものである。

現在施行中の事業について、都市計画決定状況は、次表のとおりである。

（令和4年3月31日現在）

都市計画区域名	都市名	都市計画決定		都市計画区域名	都市名	都市計画決定		都市計画区域名	都市名	都市計画決定	
		決定地域数	面積 (ha)			決定地域数	面積 (ha)			決定地域数	面積 (ha)
広島圏	大竹市	-	-	広島圏	坂町	-	-	東広島	東広島市	2	21.4
	廿日市市	-	-		呉市	1	30.9	竹原	竹原市	1	30.3
	広島市	2	9.0	備後圏	三原市	-	-	本郷	三原市	1	47.8
	府中町	1	12.2		尾道市	-	-	三次	三次市	-	-
	海田町	-	-		福山市	2	80.9	安浦	呉市	-	-
	熊野町	-	-		府中市	-	-	庄原	庄原市	1	2.2
合計											234.7ha

イ 市街地再開発事業計画

市街地再開発事業は、市街地の高度利用を図る地区内で、公共施設の整備とともに、用途、容積、防災、美観を考慮した市街地をつくり、都市機能の更新を図るものである。

この事業は、市街地建築物に、従前の権利者全般の希望を換地床と共有持分となる土地に権利変換させ、この建築物（再開発ビル）の余裕部分（保留床）に広域都市計画から所要される業務、商業等の機能を収容しつつ、公共用地を生み出していくものである。

(2) 市街地開発事業の概要

市街化の進展に応じた効率的な公共施設の整備及び良好な宅地の供給を図るため、土地区画整理事業を推進するとともに、既成市街地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、市街地再開発事業を促進している。

ア 土地区画整理事業

現在、土地区画整理事業については、9箇所 225.7ha（広島市を除く）が事業期間中である。

このうち補助事業により実施中の箇所は、次表のとおりである。

また、県は、土地区画整理事業促進のため、必要に応じて県道負担金を支出している。

補助事業一覧

(令和4年3月31日現在)

都市名	施行地区	施行期間	面積 (ha)
竹原市	新開	平成8年度～令和10年度	30.3
三原市	東本通	平成11年度～令和5年度	47.8
府中町	向洋駅周辺	平成14年度～令和15年度	12.2
福山市	川南	昭和50年度～令和9年度	10.6
庄原市	庄原駅周辺地区	平成21年度～令和5年度	2.2
東広島市	八本松駅前	平成28年度～令和12年度	10.6
合計			113.7

※広島市及び、社会資本整備総合交付金の交付期間が終了した地区を除く。

県道負担金（当初予算）	令和4年度
	140,000千円

イ 市街地再開発事業

市街地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、都市再開発法に基づいて市街地整備を施行する個人又は組合の事業に要する経費の一部を国、県及び市町が助成している。

8 公園事業

(1) 公園事業の概要

本県における都市公園等の開設状況は、令和2年度末において一人当たりの面積は11.6㎡となっており、全国平均の10.7㎡は上回っているものの、都市ごとに整備水準の格差が生じている。

公園は、県民に対し安らぎや憩いの場、レクリエーション活動の場を提供するとともに、都市環境の保全、大地震火災時における避難地や延焼防止機能など、多くの役割を有する重要な施設であるため、こうした機能を総合的に発揮できるよう、住区基幹公園、都市基幹公園、特殊公園及び都市緑地等をその種別に応じた適正な配置と規模で設置する。

また、県民のレクリエーション活動の広域化、多様化傾向に対応するため、広域公園を配置し、健全な野外レクリエーション活動を促進する。

【県立公園（土木建築局所管）の概要】

- 備北圏における総合文化ゾーン建設の方針を受け、文化活動を推進する主要施設として「みよし公園」を整備しており、カルチャーセンター、子どもの広場、パークゴルフ場、テニスコート、文化の広場、芝生広場、温水プール等を設置して備北圏及び周辺地域の利用に供している。
- 備後圏における都市公園の水準を引き上げ、広域化・多様化するレクリエーション需要に対処するとともに、スポーツの振興を図るため、「びんご運動公園」を整備しており、陸上競技場、球技場、テニスコート、野球場等を設置して備後圏及び周辺地域の利用に供している。
- 世羅高原の持つ魅力ある風土の下で、「県民のやすらぎ交流拠点」を基本テーマに、地域交流や自然とのふれあいを通じ、心身のリフレッシュできる公園として「せら県民公園」を整備しており、交流広場、のんびり高原、レクリエーション広場、ミニチュアガーデン等の第Ⅰ期整備区域を県民の利用に供している。また、平成20年4月12日に自然の生態を学習することができる自然観察園を、平成23年4月1日に散策道を追加開園している。

公園名	所在地	面積 (ha)	総事業費 (百万円)	事業年度
びんご運動公園	尾道市	87.6	約21,912	S58年度～H14年度
みよし公園	三次市	52.8	約10,683	S55年度～H12年度
せら県民公園	世羅町	63.3	約3,891*	H14年度～

※ せら県民公園総事業費は、第Ⅰ期区域＋自然観察園

(2) 事業の実施状況

ア 主な事業の内容

- ・避難地，防災拠点等となる都市公園等の整備
- ・施設の老朽化対策（長寿命化計画策定，計画的な改築・更新），バリアフリー化対策等

イ 都市公園のアセットマネジメント

土木建築局所管の都市公園では，平成 22 年度にびんご運動公園，平成 23 年度にみよし公園及びせら県民公園の長寿命化計画を策定しており，令和元年度から計画の見直しを行っている。今後は適切な施設点検・保守対策及び長寿命化計画に基づく施設の修繕・改築・更新を行い，ライフサイクルコストの縮減と予算の平準化を図る。

ウ 令和 4 年度事業費

(単位：千円)

区 分	令和 4 年度予算
公 共 事 業	378,514
単独建設事業	200,000
維持修繕事業	71,600

※ 公共事業費には，令和 3 年度 2 月補正（国補正対応分）を含む。

エ 都市公園等整備状況

令和 2 年度末都市公園等整備現況調査結果(市町別)

都市公園とは、「都市公園法」に基づき国又は地方公共団体が設置する都市公園，及び都市計画区域外において都市公園に準じて設置されている特定地区公園(カントリーパーク)を指す

(令和 3 年 3 月 31 日 現在)

	近郊圏公園						都市圏公園			大規模公園		特養公園	園芸公園	その他	都市公園等合計		都市計画区域外人口等(千人)	一人当たり公園等面積(m ² /人)					
	新設公園		近隣公園		地区公園		総合公園		運動公園		広場公園				箇所	面積(ha)			箇所	面積(ha)			
	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所										面積(ha)		
合計	284	409.3	113	224.1	27	145.3	28	433.1	20	296.2	5	291.2	29	660.2	1	338.8	170	201.2	3234	2999.3	2594	11.6	
広島市	1009	167.7	40	104.8	12	50.6	8	181.8	5	94.7	2	125.5	11	80.1			77	86.0	1166	917.1	1160	7.9	
呉市	319	38.8	10	13.0	5	28.3	3	31.7	2	22.8			8	78.8			1	5.8	340	214.0	208	10.4	
竹原市	11	2.4	2	2.3			2	45.4											15	50.1	25	20.0	
三原市	89	16.7	2	6.3					1	17.5							3	14.4	95	55.0	67	8.2	
尾道市	80	12.0	3	4.8			1	3.2	3	25.2	1	87.8					7	3.0	81	135.8	130	10.4	
福山市	608	87.8	20	34.3	3	18.4	5	39.7	2	24.1			7	41.2			50	87.0	683	312.8	447	7.0	
府中市	35	6.8	4	6.8			1	3.8	1	9.8			2	18.7			2	0.7	45	46.5	33	14.1	
三次市	10	2.9	3	5.4	1	6.8	1	6.2	1	26.4	1	50.9							17	98.3	33	29.8	
庄原市	2	0.4	1	1.2			1	24.4	1	11.2					1	338.8			6	376.0	17	221.2	
大竹市	54	5.0	1	2.3	1	7.3	1	12.8									1	1.5	58	28.8	28	11.1	
東広島市	377	32.8	8	17.8			3	54.1	1	19.8							8	0.8	385	125.1	184	8.8	
廿日市市	208	29.5	8	22.1	1	6.2			1	24.5			2	422.7			19	7.5	237	512.4	113	45.3	
安芸高田市																						6	
江田島市	0	1.0	2	2.3	1	4.8			1	8.5			1	1.0			1	3.0	12	20.4	14	14.8	
府中町	10	2.2			1	5.8	1	16.3											12	24.1	52	4.8	
海田町	21	3.2					1	13.8											22	17.0	30	5.7	
熊野町	0	0.8			1	4.0											1	1.5	8	6.2	24	2.6	
坂町	25	3.4	1	1.3	1	5.8											1	0.5	28	11.0	13	8.5	
北広島町									1	11.7							1	8.5	2	21.2	8	28.4	
世羅町	1	0.8																	2	28.0	8	48.7	

※特殊公園は風致公園，射撃場公園，歴史公園，墓園の合計

※その他は遊歩路，都市緑地，広場公園，緑道，カントリーパークの合計

※表示数値以下を四捨五入しているため，合計が一致しない場合がある

9 下水道事業

(1) 下水道事業の概要

広島県内 23 市町のうち公共下水道を実施しているのは、22 市町であり、令和 2 年度末の県内の下水道普及率は、76.4%である。また、農業・漁業集落排水や合併浄化槽等による汚水処理に係るものを含めた汚水処理人口普及率は、89.4%である。

(2) 公共下水道事業（特定環境保全公共下水道を含む。）の概要

公共下水道は、主として市街地における雨水及び汚水を排除し、又は処理するための下水道で、終末処理場を有するものと、流域下水道に接続するものがある。

現在、下水道計画を有さない神石高原町を除く全ての市町（14 市 8 町）において、公共下水道事業を実施している。

公共下水道の整備状況

（令和 3 年 3 月 31 日 現在）

市町名	処理人口 (A) 千人	行政人口 (B) 千人	普及率(A/B) %	市町名	処理人口 (A) 千人	行政人口 (B) 千人	普及率(A/B) %
広島市	1,143.1	1,192.6	95.8	安芸高田市	9.7	27.9	34.8
呉市	190.9	216.3	88.3	江田島市	13.2	21.9	60.5
竹原市	4.5	24.4	18.5	府中町	51.6	52.4	98.5
三原市	44.6	91.3	48.8	海田町	30.0	30.4	98.6
尾道市	23.9	133.5	17.9	熊野町	21.4	23.6	90.7
福山市	350.4	465.4	75.3	坂町	12.7	12.9	98.8
府中市	13.8	37.9	36.5	安芸太田町	2.5	6.0	41.3
三次市	20.2	50.9	39.7	北広島町	8.3	18.1	45.9
庄原市	13.2	33.8	39.1	大崎上島町	2.4	7.1	33.7
大竹市	25.4	26.6	95.5	世羅町	1.5	15.6	9.8
東広島市	87.7	189.0	46.4	神石高原町	—	8.6	—
廿日市市	70.5	116.9	60.3	県計	2,141.5	2,802.9	76.4

1. 行政人口は、令和 3 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳人口による。
2. 処理人口は、令和 3 年 4 月 1 日までの供用開始公示済み区域内人口とする。
3. 各数値は四捨五入を行っているため、合計が合わないことがある。

(3) 流域下水道事業の概要

流域下水道は 2 以上の市町村の区域における下水を排除し、終末処理場を有するものであり、本県には太田川流域下水道、芦田川流域下水道及び沼田川流域下水道の 3 件があるが、地方公営企業法の適用に伴い、令和元年度から企業局へ移管した。

第8章 建築



広島県立広島叡智学園中学校・高等学校
完成後全景

1 施策方針

(1) 建築物の安全安心の確保と質の向上

県民の生命、健康及び財産の保護を図るため、建築物の敷地、構造、設備及び用途の規制を行うことによって、更には耐震化やがけ地付近の危険住宅の移転の促進、既存特殊建築物の防災対策等を通じて、建築物の安全と安心の確保と都市環境の整備を図る。また、地球温暖化防止に資する省エネルギー対策や環境との調和など、建築物の質の向上に向けた普及啓発を行う。

(2) 建築士及び建築士事務所の指導

建築物の設計、工事監理等を行う技術者の資格を定めて、その業務の適正化を図り、建築物の質の向上に寄与することを目的とした建築士法に基づき、建築士及び建築士事務所の指導を行う。

(3) 宅地建物取引業者の指導

宅地建物取引業を営む者について免許制度を実施し、この事業に必要な規制を行うことによって、業務の適正な運営と取引の公正とを確保するとともに、宅地建物取引業の健全な発達を促進し、もって購入者等の利益の保護と宅地及び建物の流通の円滑化とを図る。

(4) 人にやさしいまちづくりの推進

高齢者等が円滑に利用できる建築物の建築を促進し、高齢者等の快適かつ安全な移動を確保するほか、高齢者等の利用に配慮した建築物の整備等を行う事業の促進を図る。

2 建築基準行政

建築基準法は、健全な都市環境を守ることを目的に、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めている。

建築確認検査は、建築主事又は指定確認検査機関が建築物又はその建築計画が適法であるかどうかを、建築工事の着手前、工事途中及び完了後においてチェックする制度である。

県は、確認検査事務の迅速かつ的確な処理を行うため、土木建築局建築課のほか西部、東部、北部の各建設事務所に建築主事を配置している。

また、広島市（昭和 27 年 4 月）、福山市（昭和 46 年 10 月）、呉市（昭和 50 年 4 月）に建築主事を設置し特定行政庁として発足したのに加えて、尾道市（昭和 56 年 10 月）、三原市（昭和 57 年 4 月）、東広島市（昭和 60 年 4 月）、廿日市市（昭和 63 年 4 月）、三次市（平成 17 年 4 月）に建築主事を配置し、業務の一部を行う限定特定行政庁として発足した。その後、東広島市は平成 18 年 4 月から、尾道市、三原市及び廿日市市は平成 20 年 4 月から特定行政庁として発足し、確認等の事務の全てを行うこととなった。

平成 11 年 5 月の建築基準法改正により、民間の指定確認検査機関が確認検査業務を行うことができることとなり、広島県を業務区域に含んでいる大臣指定の 4 機関、中国地方整備局長指定の 2 機関（以上、県内に事務所を開設しているものに限る。）及び知事指定の 1 機関（令和 3 年 3 月 31 日現在）が業務を行っている。

また、平成 19 年 6 月の建築基準法改正により、一定規模以上の建築物の確認に構造計算適合性判定が必要となり、広島県では県及び指定構造計算適合性判定機関 2 社で業務を行っている。

なお、平成 22 年度から「建築共用データベースシステム」を導入し、確認に係る多様なデータを共有することで、適切かつ効率的な事務の運用を行っている。

年度別確認申請等の推移

特定行政庁建築物等確認申請受付状況（計画変更確認申請を含まず計画通知を含む。）（単位：件）

年度 行政庁等	H29年	H30年	R元	R2	R3
広島県	185	190	157	117	124
広島市	517	517	354	304	316
呉市	195	223	170	132	133
福山市	122	105	65	72	53
東広島市	148	136	79	82	113
尾道市	49	38	31	32	29
三原市	21	32	24	18	17
廿日市市	46	48	44	52	38
三次市	67	46	66	42	52
民間指定機関	10,523	10,379	9,630	8,972	9,532

3 建築審査会

建築審査会は、建築基準法に関する特定行政庁又は建築主事の処分に対する不服申立の裁決、用途地域内の建築制限、建築物の高さの制限、道路内の建築制限、接道の制限等について特定行政庁の許可に対する同意の決議を行うとともに、諮問事項の調査審議並びに関係機関に対し建議するために設けられている。県内では、県、広島市、呉市、福山市、東広島市、三原市、尾道市及び廿日市市の特定行政庁に設置され、許可に対して同意を議決したものは、次のとおりである。

建築審査会取扱件数

（単位：件）

年度	内 容	特 定 行 政 庁								計
		広島県	広島市	呉市	福山市	東広島市	三原市	尾道市	廿日市市	
H29	用途地域関係				6			1	1	8
	敷地等と道路の関係	29	138	9	129	20	2	57	13	397
	道路内の建築物		8		1			1		10
	容積率制限、高さ制限、日影規制		5	2	1	1				9
	計	29	151	11	137	21	2	59	14	424
H30	用途地域関係	1			7					8
	敷地等と道路の関係	18	141	12	106	14	5	18	14	328
	道路内の建築物	3	8							11
	容積率制限、高さ制限、日影規制		1							1
	計	22	150	12	113	14	5	18	14	348
R元	用途地域関係			1	7					8
	敷地等と道路の関係	14	140	14	63	12	1	8	6	258
	道路内の建築物		8	1	1					10
	容積率制限、高さ制限、日影規制		1							1
	計	14	149	16	71	12	1	8	6	277
R2	用途地域関係			1	1					2
	敷地等と道路の関係	2	87	8	60	6	2	18	4	187
	道路内の建築物		5							5
	容積率制限、高さ制限、日影規制									0
	計	2	92	9	61	6	2	18	4	194
R3	用途地域関係				1					1
	敷地等と道路の関係	2	115	6	3	21	70	4	5	226
	道路内の建築物		2							2
	容積率制限、高さ制限、日影規制	1	2		1				1	5
	計	3	119	6	5	21	70	4	6	234

4 建築設計・工事監理業務の適正化

(1) 建築士の育成

建築物の設計，工事監理等を行う技術者の資格を定めて，その業務の適正化を図り，建築物の質の向上に寄与することを目的として，建築士法が昭和 25 年に制定され，更に昭和 58 年の一部改正により，昭和 59 年度から伝統的木造建築物の技術者を育成するために，木造建築士資格が創設された。

これにより，一級・二級及び木造建築士制度が確立し，それぞれの業務範囲が規定された。

これらの資格の取得は，一級建築士については国土交通大臣，二級建築士及び木造建築士については知事が行う試験に合格しなければならない。

(2) 二級・木造建築士試験（広島県知事施行）の状況

(単位：人)

年	申込者数 (A)		受験者数 (B)		合格者数 (C)		合格率 (C/B)	
H29	622	(8)	529	(6)	126	(2)	23.8%	(33.3%)
H30	667	(3)	551	(2)	143	(0)	26.0%	(0.0%)
R元	643	(5)	538	(5)	114	(1)	21.2%	(20.0%)
R 2	673	(7)	564	(4)	141	(0)	25.0%	(0.0%)
R 3	694	(6)	569	(4)	125	(0)	22.0%	(0.0%)

(注) () 内は木造建築士 (外教)

(3) 建築士及び建築士事務所の登録状況

一級建築士については国土交通大臣が，二級建築士及び木造建築士については知事が，該当の建築士試験の合格者の申請に基づいて建築士名簿に登録し，免許を与えている。

また，他人の求めに応じ報酬を得て設計，工事監理等を業として行う場合は，建築士事務所を定めて知事への登録を必要としている。

広島県知事登録の建築士及び建築士事務所

(令和 4 年 3 月 31 日 現在)

	一級	二級	木造	合計
建築士	—	18,726	500	19,226
建築士事務所	1,731	505	6	2,242

※ 一級建築士 (大臣免許) の登録数 (全国) は，令和 3 年 4 月 1 日現在 (令和 4 年 5 月 9 日までに公式に発表された数値の中で最新のもの) で，373,022 名

(4) 地震被災建築物応急危険度判定士及び判定コーディネーターの養成

阪神・淡路大震災を契機として，地震による被災建築物の余震二次災害を防止するため，平成 6 年度から応急危険度判定士の，平成 30 年度からは判定活動において中心的な役割を担う判定コーディネーターの養成を行っている。

「地震被災建築物応急危険度判定士」とは，一級・二級及び木造建築士等のうち知事の指定する講習会を受講し，知事が判定士として認定した者である。

(単位：人)

年度	応急危険度判定士		判定コーディネーター	
	講習受講者数	登録者総数 (年度末)	講習受講者数	登録者総数 (年度末)
H29	219	2,345	—	—
H30	152	2,426	89	89
R元	102	2,402	44	133
R 2	97	2,354	39	172
R 3	116	2,300	—	172

5 宅地建物取引業

宅地建物取引業法に基づき、宅地建物取引業者及び宅地建物取引士等に対して必要な規制を行う。

また、不動産取引に関する苦情相談について、国土交通省及び県市町の消費生活部署等と連携し対応している。

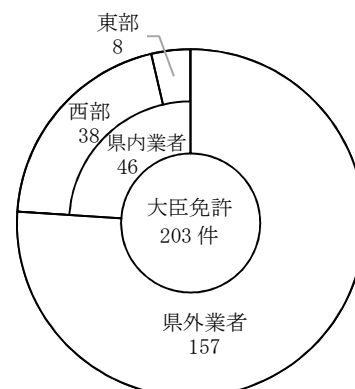
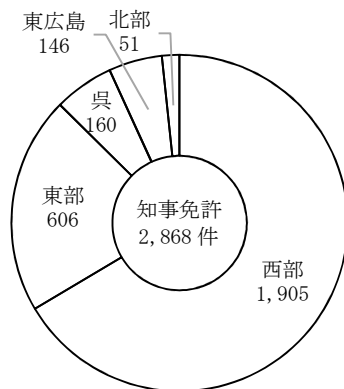
(1) 宅地建物取引業者

ア 年度別宅地建物取引業者免許状況（広島県知事免許）

年度	当初件数	新規	更新	小計	廃業等	年度末件数
H29	2,794	108	703	811	91	2,811
H30	2,811	123	581	704	124	2,810
R元	2,810	124	265	389	103	2,831
R2	2,831	109	253	362	97	2,843
R3	2,843	131	639	770	106	2,868

イ 建設事務所別宅地建物取引業者状況（広島県内）

（令和4年3月31日現在）



※知事免許：広島県のみ事務所を設置

※大臣免許：広島県及び他の都道府県に事務所を設置

(2) 宅地建物取引士

ア 宅地建物取引士資格試験受験状況

宅地建物取引士資格試験受験状況（広島県）

年度	受験申込者数(人)	受験者数(人)	合格者数(人)	合格率(%)
H29	4,692	3,769	553	14.7
H30	4,715	3,758	558	14.8
R元	5,080	4,112	664	16.1
R2	4,831	3,919	592	15.1
R3	5,512	4,391	777	17.7

イ 宅地建物取引士登録者数

23,249人（令和4年3月31日現在）

6 県補助事業（耐震・がけ近）

(1) 建築物耐震化促進事業

ア 大規模建築物に係る耐震改修補助制度

不特定多数の者が利用する建築物及び避難弱者が利用する建築物の耐震化を促進するため、民間所有者が行う耐震改修工事等を支援する市町に対して補助する。

イ 広域緊急輸送道路沿道建築物に係る耐震診断、耐震改修補助制度

早期の救助・復旧活動の際に、道路機能を保持する必要がある広域緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進するため、民間所有者が行う耐震診断を支援するとともに、耐震改修工事等を支援する市町に対して補助する。

なお、一般社団法人広島県建築士事務所協会とともに（平成 29 年 4 月 25 日協力締結）、所有者への戸別訪問等の普及啓発活動を実施している。

ウ 住宅に係る耐震改修等補助制度

都市拠点、地域拠点等への住み替えと耐震基準を満たしていない住宅（木造戸建て）の除却を促進するため、民間所有者が行う耐震改修、現地建替、非現地建替、除却を支援する市町に対して補助する。

(2) がけ地近接等危険住宅移転事業

昭和 48 年度から、がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼす恐れのある区域において、危険住宅の移転を行う者に対して、その除却等及び新たに建設する住宅（購入も含む）に要する費用の一部を国、県及び市町が助成している。

直近 5 年間の実績については、令和 2 年度に建物除却 4 戸 3,900 千円（県費 972 千円）、建物助成 1 戸 3,115 千円（県費 778 千円）、令和 3 年度に建物除却 2 戸 1,950 千円（県費 486 千円）となっている。

(3) 建築物土砂災害対策改修促進事業

平成 27 年度に、土砂災害特別警戒区域内の既存の住宅・建築物の所有者に対して、土砂災害対策改修に要する費用の一部を国、県及び市町が助成する制度を創設した。

7 福祉のまちづくりの推進

「広島県福祉のまちづくり条例」の基本理念に基づき、全ての県民が自らの意思で自由に行動し、社会参加できるような生活環境を整備することにより、住みよい福祉のまちづくりの実現を図る。

「バリアフリー法」による認定

特定建築物の認定

高齢者及び障害者等が特段の不自由なく建築物を利用できる水準（平成 14 年度までは誘導的基準・平成 15 年度からは利用円滑化誘導基準・平成 18 年 12 月 20 日からは建築物移動等円滑化誘導基準）を充足する特定建築物の促進を図る。

広島県全体の認定件数（バリアフリー法）（単位：件）

年度	H29	H30	R 元	R2	R3
認定件数	5	3	5	6	10

広島県全体の各件数（広島県福祉のまちづくり条例）（単位：件）

年 度	H29	H30	R 元	R2	R3
事前協議件数	330	317	253	259	239
適合通知書交付	40	33	33	34	47
適合証交付件数	26	9	24	23	16

8 広島県耐震改修促進計画（第3期計画）

耐震診断義務付け対象建築物（大規模建築物，防災業務等の中心となる建築物，広域緊急輸送道路沿道建築物）及び住宅の耐震化の促進に重点的に取り組むことを示した第3期計画（計画期間：令和3～7年度）を策定した。

(1) 耐震化率の状況と目標

対象建築物		【現状】	【目標】	【目指す姿】
多数の者が利用する建築物		91.3% (R2年度末)	96% (R7年度末)	100% (R12年度末)
耐震診断義務付	大規模建築物	85.3%	耐震性不足の建築物を概ね解消	—
	防災業務等の拠点となる建築物	95.3%		—
	広域緊急輸送道路建築物	25.3%		—
住宅		84.5%	92%	100% (R17年度末)

(2) 施策体系

全般事項	(1) 相談体制の整備や情報提供の充実 (2) 関係団体との連携等による普及啓発
多数の者が利用する建築物	(1) 市町の補助制度の継続，創設の促進 (2) 計画的な耐震化に向けた指導 (3) 所有者への意識啓発
大規模建築物 【重点】	(4) 公表した耐震化状況の更新 (5) 対象建築物の耐震化に向けた指導等 (6) 民間建築物の耐震改修への支援 (7) 公共建築物の計画的な耐震化
防災業務等の中心となる建築物 【重点】	(8) 公表した耐震化状況の更新 (9) 公共建築物の計画的な耐震化
広域緊急輸送道路沿道建築物 【重点】	(10) 公表した耐震化状況の更新 (11) 対象建築物の耐震化に向けた指導等 (12) 民間建築物の耐震改修への支援 (13) 公共建築物の計画的な耐震化
住宅 【重点】	(1) 市町の補助制度の改善への支援，創設の促進 (2) 所有者への意識啓発

9 建築動態統計調査受託業務

建築物の建設の着工動態及び滅失動態を明らかにし、建築及び住宅に関する基礎資料とするため、毎月1回、国の指定統計として建築着工統計調査、届出統計として建築物滅失統計調査を国土交通大臣からの委託により行っている。

そのうち、県内の着工建築物の状況は、次のとおりである。

(1) 建築着工統計

市郡別着工建築物の床面積の状況

(単位：㎡)

市郡		暦年	H29年	H30年	H31/R元年	R2年	R3年
市	計		2,828,908	2,365,199	2,295,244	2,286,471	2,174,772
郡	計		135,950	191,751	209,963	128,699	115,457
県	計		2,964,858	2,556,950	2,505,207	2,415,170	2,290,229
内 訳	木造		1,058,815	1,126,676	1,101,846	1,022,047	1,081,154
	鉄骨造		1,140,805	1,061,769	923,594	1,032,758	824,314
	鉄筋 コンクリート造		637,120	351,161	467,339	332,204	367,634
	鉄骨鉄筋 コンクリート造		119,929	5,059	2,745	18,252	8,849
	コンクリート ブロック造		240	142	194	264	23
	その他		7,949	12,143	9,489	9,645	8,255
全	国	計	134,678,953	131,149,252	127,555,033	113,743,649	122,238,890

(2) 住宅着工統計

新設住宅の戸数の状況等については、県のホームページに掲載している。

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/107/1275877418054.html>

10 建築物省エネルギー消費性能向上の認定等業務

建築物の省エネ性能の向上を図るため、①大規模な非住宅建築物の省エネ基準適合義務等の規制措置（適合判定義務）、届出義務（平成 29 年 4 月 1 日施行）及び、②省エネ基準に適合している旨の表示制度及び誘導基準に適合した建築物の容積率特例の誘導措置（認定制度）（平成 28 年 4 月 1 日施行）を講じている。

県内の認定状況等は、次のとおりである。

所管行政庁への届出件数

(単位：件)

所管行政庁 年度		広島県	広島市	呉市	福山市	東広島市	三原市	尾道市	廿日市市	三次市	合計
H29	届出件数	83	345	28	166	64	15	36	27	4	768
H30	届出件数	90	318	31	177	94	25	21	30	6	792
R 元	届出件数	97	313	31	163	65	15	39	21	1	745
R 2	届出件数	80	274	25	153	67	13	31	23	4	670
R 3	届出件数	59	257	10	108	44	4	12	21	14	529

建築物省エネ向上の認定件数

(単位：件)

所管行政庁 年度		広島県	広島市	呉市	福山市	東広島市	三原市	尾道市	廿日市市	三次市	合計
H29	性能向上計画認定件数	2	0	0	17	0	0	1	0	0	20
	基準適合認定件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H30	性能向上計画認定件数	3	0	0	7	0	0	2	0	0	12
	基準適合認定件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R 元	性能向上計画認定件数	2	3	0	13	0	0	0	0	0	18
	基準適合認定件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R 2	性能向上計画認定件数	2	7	0	24	1	0	2	0	0	36
	基準適合認定件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R 3	性能向上計画認定件数	17	4	4	82	33	8	14	1	0	163
	基準適合認定件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

11 長期優良住宅の認定業務

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 21 年 6 月 4 日施行）に規定する長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅である「長期優良住宅」について、その建築及び維持保全に関する計画を認定している。

県内の認定の状況は、次のとおりである。

長期優良住宅の認定件数

(単位：件)

所管行政庁 年度	広島県	広島市	呉市	福山市	東広島市	三原市	尾道市	廿日市市	三次市	合計
H29	196	702	78	369	221	27	88	109	9	1,799
H30	166	710	118	349	243	37	108	130	2	1,863
R元	206	733	92	375	317	40	112	98	5	1,978
R2	189	643	88	396	210	44	118	105	4	1,797
R3	206	727	68	425	235	52	119	112	10	1,954

12 低炭素建築物の認定業務

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年 12 月 4 日施行）に規定する建築物の新築、増築、改築、修繕若しくは模様替え、空気調和設備等の設置について、都市の低炭素化に資する措置が講じられた建築物に関する計画を認定している。

県内の認定の状況は、次のとおりである。

低炭素建築物の認定件数

(単位：件)

所管行政庁 年度	広島県	広島市	呉市	福山市	東広島市	三原市	尾道市	廿日市市	三次市	合計
H29	11	240	9	42	16	0	3	29	0	350
H30	8	162	5	49	6	0	13	16	0	259
R元	10	245	10	49	16	0	8	5	0	343
R2	23	187	3	71	8	2	17	8	1	320
R3	45	309	20	150	30	5	14	55	5	633

第9章 住宅



県営熊野住宅（安芸郡熊野町）

1 住宅事情の概要

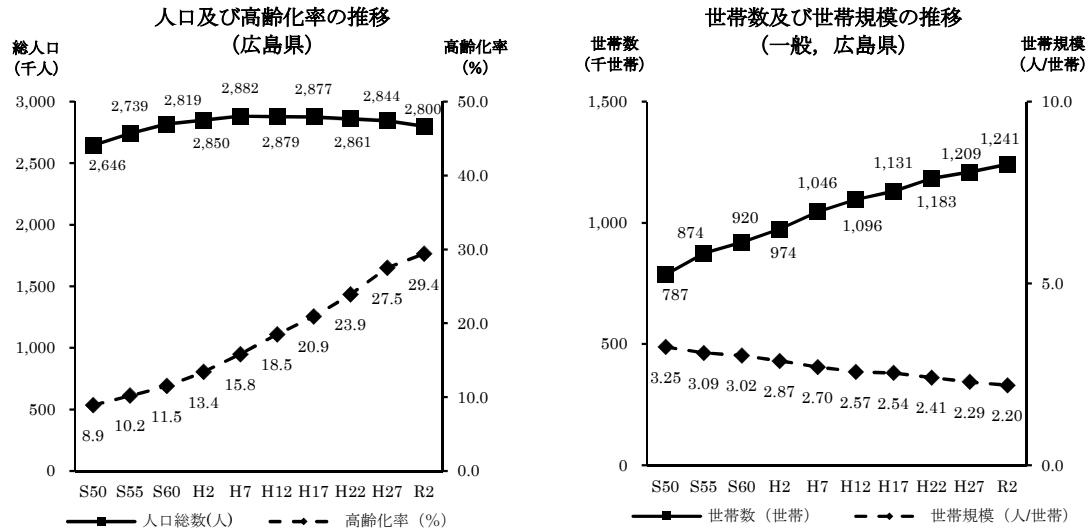
(1) 人口及び世帯数の推移

令和2年の国勢調査では本県の人口は約2,800千人となり、人口減少局面を迎えている。

このうち65歳以上の高齢者の割合は29.4%と上昇傾向にあり、全国値を0.8ポイント上回るペースで高齢化が進行している。

一方、令和2年の世帯数は約1,241千世帯（一般世帯）で、一定の増加傾向を維持している。

これは、世帯規模の縮小に伴うもので、1世帯あたり人員は、令和2年で2.20人/世帯となっている。



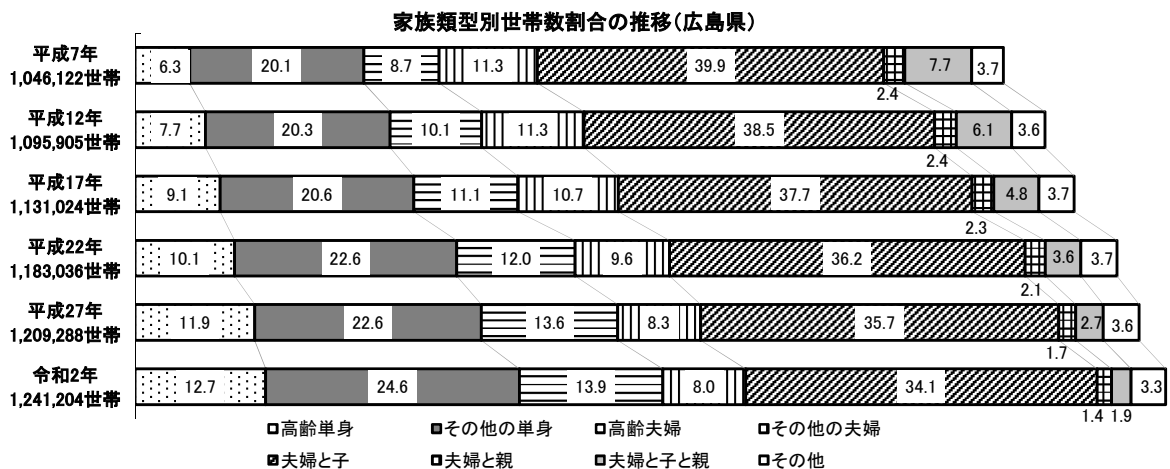
注-1: 国勢調査による。
 注-2: 高齢化率は全人口のうち65歳以上の人口の割合

注-1: 国勢調査による。
 注-2: 世帯数、世帯規模は一般世帯数
 注-3: 昭和50年の世帯数は、普通世帯及び単身の準世帯。

(2) 世帯の動向

世帯の動向について、家族類型別世帯数割合の推移をみると、単身世帯、夫婦世帯等少人数の世帯の割合が高まりつつある。

特に高齢単身及び高齢夫婦世帯の割合は、令和2年で合わせて26.6%で、平成7年以降25年間で11.6ポイント上昇しており、今後、これらの高齢者世帯の増加に対応した住宅対策が重要な課題となる。



注-1: 国勢調査による。
 注-2: 世帯数は一般世帯
 注-3: 夫婦と子には、片親と子を含む

(3) 住宅数の推移

本県の住宅数は、平成 30 年時点で約 1,431 千戸あり、増加傾向にある。

このうち空き家は約 216 千戸で、空き家率は 15.1%であり、増加傾向にある。

図 住宅数の推移（広島県）

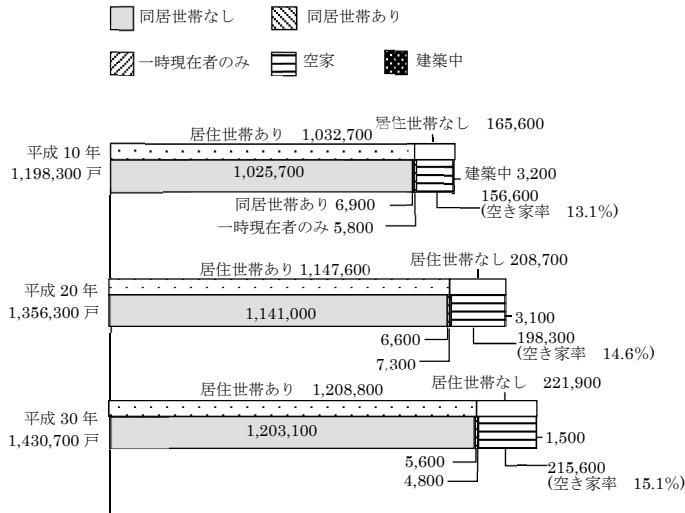
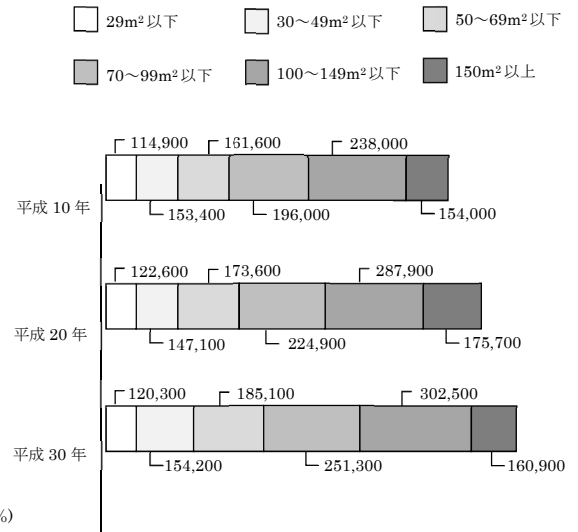


図 規模別住宅数の推移（広島県）



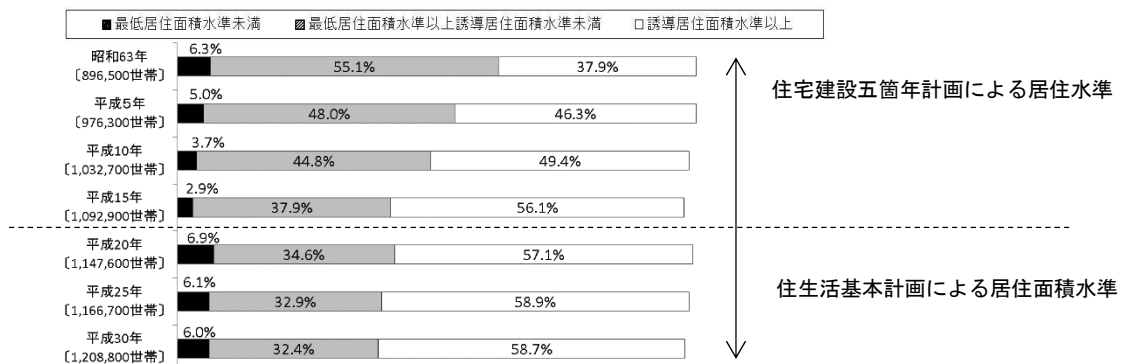
注 1：平成 10 年～平成 30 年住宅・土地統計調査による。
注 2：抽出調査のため、図中数値は合計値と一致しない。

(4) 居住水準

居住面積水準の状況は、平成 30 年時点で最低居住面積水準未達世帯の割合が 6.0%、最低居住面積水準以上誘導居住面積水準未達が 32.4%、誘導居住面積水準以上が 58.7%となっている。（最低居住面積水準・誘導居住面積水準については、住生活基本計画に定める水準による。）

平成 20 年から、最低居住面積水準未達の割合が著しく上昇しているのは、平成 15 年までは住宅建設五箇年計画による居住水準に基づく水準としていたものが、平成 20 年から住生活基本計画による居住水準に基づく水準による数値としたことによる最低居住面積水準の面積増加が一因と考えられる。

居住面積水準の推移（広島県）



注 1：昭和 63 年～平成 15 年の数値は、住宅建設計画法に基づく住宅建設五箇年計画に定める居住水準及び誘導居住水準による数値とした。住生活基本計画に基づく水準と比較すると、後者の水準面積が増加しており、特に単身者の最低居住面積水準が 18 m²から 25 m²に増加している。

注 2：昭和 63 年及び平成 5 年は住宅統計調査、平成 10 年以降は、住宅・土地統計調査による。

注 3：割合は、主世帯数に対するもの

注 4：昭和 63 年の誘導居住水準は、共同住宅は都市居住型、その他は一般型で集計した。

注 5：抽出調査のため、図中数値は必ずしも 100%にはならない。

2 「住生活基本計画（広島県計画）」の概要

「住生活基本計画（広島県計画）」は、住生活基本法第17条第1項に基づき、県民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する計画として策定しており、国が策定する全国計画に即して、本県における施策の基本的な方針、地域特性に応じた目標・施策を定めている。令和3年3月に行われた全国計画の変更を受け、令和4年3月に、広島県計画を策定した。

(1) 計画期間

令和3年度～令和12年度

(2) 基本方針

「適散・適集な地域づくり」に向けた、広島らしい魅力ある居住環境の実現

(3) 施策体系

ア 3つの視点と9つの施策目標

基本方針の実現に向けて「社会環境の変化」，「居住者」，「住宅ストック」の3つの視点と9つの目標を設定し、施策を推進する。

視点	目 標
社会環境 の変化	目標1 広島らしい多様な人材をひきつける魅力的な居住環境の整備
	目標2 災害に強く安心して暮らせる居住環境の整備
	目標3 DXの活用による効果的な住宅施策等の推進
居住者	目標4 子どもを産み育てやすい住まいの実現
	目標5 多様な世代が支え合い、高齢者等が健康で安心して暮らせるコミュニティの形成
	目標6 住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備
住宅 ストック	目標7 カーボンニュートラルに向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成
	目標8 マンションや空き家の適切な管理・除却・更新の推進
	目標9 地域の住宅市場・住生活産業の更なる発展

イ 主な指標

項 目	現 状 値	目 標 値
魅力的な居住環境の創出に向けて市町等と連携した取組件数（累計）	0件（R2）	5件（R7）
県外からの移住者の空き家バンク成約数	80件（R2）	120件（R7）
住宅の耐震化率	84.5%（R2）	92%（R7），100%（R17）
デジタル技術を活用した住宅施策等の実施数（実行段階となったものに限る。）	0（R2）	4（R7）
子育てスマイルマンション認定戸数（累計）	2,420戸（R2）	3,000戸（R6）
サービス付き高齢者向け住宅の登録戸数（累計）	7,790戸（R2）	8,200戸（R5）
居住支援協議会を設立した市町の人口カバー率	42.9%（R2）	86.0%（R12）
認定長期優良住宅のストック数	21,851戸（R2）	44,300戸（R12）
既存住宅の流通割合	16.5%（H30）	30%（R12）
一定の省エネルギー対策を講じた住宅ストックの比率	23.9%（H30）	37%（R12）
認定長期優良住宅のストック数	21,851戸（R2）	44,300戸（R12）
マンション管理適正化推進計画策定の市町数（県が策定主体の町を含む。）	0市町（R2）	全市町（R7）
空き家数の増加の抑制	空き家数 約44,300戸 （H31.4時点）	空き家数を増やさない（R10）
消費者・事業者向けセミナー，出前講座，住宅相談会の実施	5件／年	7件／年以上

項目	令和3～7年度 (5年間)	令和3～12年度 (10年間)
公営住宅の供給目標量 (既存公営住宅の空き家募集戸数と建替え等の戸数を合計した戸数)	7,800戸	16,600戸

3 主要住宅施策

(1) 公営住宅事業

ア 公営住宅の建設状況

公営住宅法に基づき、住宅に困窮する低額所得者に対し低廉な家賃で賃貸することを目的として、国の補助金を受けて建設を進めている。

公営住宅の建設状況（最近5箇年間）

(単位：戸、千円)

区分		年度					計	累計 (S23～R3)
		H29	H30	R元	R2	R3		
県	公営 着工戸数(戸)	0	64	0	40	0	104	21,667 (230)
	事業費(千円)	58,856	280,406	1,138,010	538,722	1,961,784	3,977,778	—
市町	公営 着工戸数(戸)	0	0	218	0	0	218	41,076
	事業費(千円)	0	0	4,493,442	0	0	4,493,442	—
計	公営 着工戸数(戸)	0	64	218	40	0	322	62,743
	事業費(千円)	58,856	280,406	5,631,452	538,722	1,961,784	8,471,220	—

(注) 1. 県営の公営欄の()数は内数でPFI事業による買取戸数である。
2. 事業費は国費対象の事業費ベースである。

県営住宅の建替、住戸改善の実施状況

(単位：戸)

区分	建設 年度別	年度								累計 (S41～R3)	
		S51～60	61～H2	3～7	8～12	13～17	18～22	23～27	28～R2		3～7
建替		1,265	152	374	640	441 [170]	222 [60]	182	104	0	3,779 [230]
住戸 改善	増築	(136) 136	(-) —	(-) —	(-) —	(-) —	(-) —	(-) —	(-) —	(-) —	(136) 136
	改築	(6) 779	(10) 498	(270) 581	(9) 537	(136) 1,262	(364) 1,741	(165) 165	(-) —	(-) —	(960) 5,563
	計	(142) 915	(10) 498	(270) 581	(9) 537	(136) 1,262	(364) 1,741	(165) 165	(-) —	(-) —	(1,096) 5,699

(注) 1 () 内は内数で県営改良住宅分を表す。
2 [] 内は内数でPFI事業による買取戸数を表す。
3 改築の内には、昭和62年度より、高齢者のための設備の設置を含む。

県営住宅の建設状況

(着工ベース 単位：戸)

建設年度別	S23~50	51~55	56~60	61~H2	3~7	8~12	13~17	18~22	23~27	28~R 2	3~7	累計 (S23~R2)
広島市	8,599 (830)	1,646	502	184	140	237	238 [110]	35	162			11,743 [110] (830)
広島市周辺市町	1,066	40	458	74	122	78	60 [60]	110 [60]		64		2,072 [120]
小計	9,665 (830)	1,686	960	258	262	315	298 [170]	145 [60]	162	64	0	13,815 [230] (830)
呉市	942	156	58	154	104	122		77	20			1,633
竹原市	263	50	20			44	84					461
三原市	587	280	133	8	8		48					1,064
尾道市	475	256	60	70	58	24	20					963
福山市	2,224	314	142	144	106	135				40		3,105
府中市	60		5	52	20							137
三次市	76	40	92	47	36							291
庄原市	30	80	52	6	8							176
大竹市	124	170										294
東広島市	201		96	60	58							415
安芸高田市			10	10	20							40
江田島市					2							2
安芸太田町			4	11	4							19
北広島町			16	10	4							30
世羅町				8	10							18
大崎上島町					6							6
神石高原町				8	20							28
小計	4,982	1,346	688	588	464	325	152	77	20	40	0	8,682
合計	14,647 (830)	3,032	1,648	846	726	640	450 [170]	222 [60]	182	104	0	22,497 [230] (830)

(注) () 内は内数で、県営改良住宅分を表す。
[] 内は内数で、PFI事業による買取戸数を表す。

イ 県営住宅の再編整備

本県では、平成23年度以降、県営住宅再編5箇年計画を策定し、県営住宅の供給方針等を定め、厳しい財政状況も踏まえながら、今後の人口と世帯数の減少を見据え、老朽化が進行しつつある県営住宅の更新を計画的かつ効率的に進め、併せて少子高齢化の進行へ対応した環境の整備を行っている。

令和3年3月に策定した第3次計画（計画期間：令和3～7年度）では、県営住宅の長期的な安定供給に向け、「人口減少社会における県営住宅の供給」、「一斉更新時期の到来への対応」、「建替統廃合を契機とした適切な再配置」の3つを基本方針とし、次のとおり取り組みを進めている。

(7) 人口減少社会における県営住宅の供給

適切な将来供給戸数を確保するため、地域ごとの今後の世帯数の減少トレンドを見据え、既存ストックの建替統廃合を実施

世帯数及び県営住宅供給戸数の推計

	平成 22 年度	令和 2 年度	令和 7 年度 (推計)	令和 42 年度 (推計)
一般世帯数の推計	約 1,183 千世帯	約 1,228 千世帯	約 1,227 千世帯	約 994 千世帯
うち著しい困窮年収未 満世帯*数の推計	—	約 92 千世帯	約 90 千世帯	約 71 千世帯
県営住宅供給戸数	16,777 戸	16,270 戸	約 15.9 千戸	約 11.1 千戸
うち広島圏域	12,689 戸	12,244 戸	約 12.1 千戸	約 8.7 千戸
うち備後圏域	3,717 戸	3,655 戸	約 3.4 千戸	約 2.2 千戸
うち備北圏域	371 戸	371 戸	約 0.4 千戸	約 0.2 千戸

※ 著しい困窮年収未満世帯：公営住宅施策対象世帯のうち、自力では最低居住面積水準を達成することが著しく困難な年収である世帯

(イ) 一斉更新時期の到来への対応

a 既存住宅の長寿命化による事業量の平準化の実施

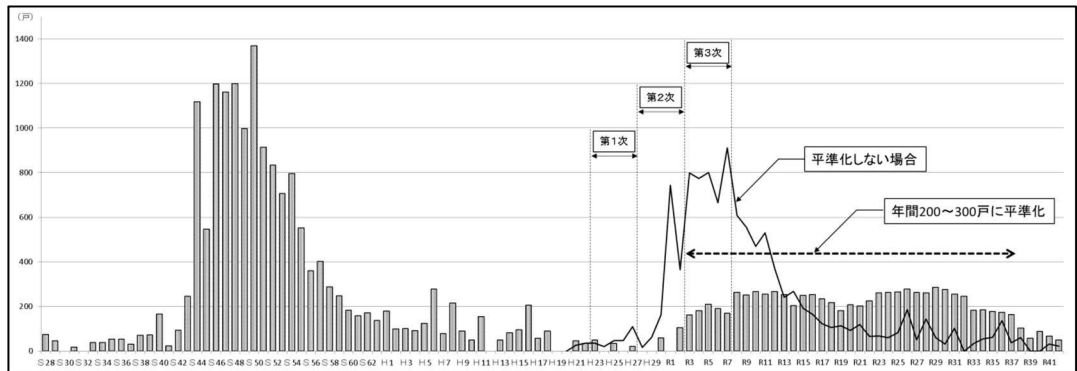
多くの財政負担とマンパワーを要する建替事業が一時期に集中しないよう事業量の平準化を図るため、既存の県営住宅を計画的に改修して長寿命化を実施

また、長寿命化工事を実施する住宅は、入居者ニーズに対応した計画的な設備更新等をあわせて実施

b 建替統廃合の加速化

長寿命化の見通しが立たない住宅は、早期の建替統廃合を実施

建替事業の平準化イメージ



(ウ) 建替統廃合を契機とした適切な再配置

a 地域ごとの需要の偏在による需要量と供給量の乖離解消

需要の高い団地は最大限の戸数を整備する一方で、需要が低く入居率が低い団地は早期に統廃合を実施

b 危険エリアに立地する住宅の災害リスク解消

土砂災害特別警戒区域内に立地する住宅は用途廃止し、災害リスクを解消

第3次計画（令和3～7年度）で建替統廃合に事業着手する見込みの団地

区分	所在地	団地名
建替える団地	広島市	福島北住宅、鯉港住宅、宇品住宅、比治山住宅 下大町住宅（非現地）
	福山市	向ヶ丘住宅 15, 16 号館、南泉住宅 78, 80 号館（継続） 引野住宅（継続）、日吉台住宅
	安芸郡熊野町	熊野住宅 40～54 号館（継続）
統合のため 用途廃止する団地	広島市	高陽住宅 35～38 号館、あさひが丘住宅 1～4 号館
	三原市	須波住宅

	尾道市	のぞみが浜住宅1号館(継続), 久保住宅(継続), 新高山住宅1, 2号館
	福山市	吉津住宅, 泉住宅, 南泉住宅81号館, 高屋住宅2号館
	安芸郡熊野町	西熊野住宅(継続)

※第2次計画からの継続事業及び団地の一部に事業着手する団地を含む。

※鯉港住宅, 宇品住宅, 比治山住宅については, 3団地に係る基本計画を策定した上で, 順次建替に着手する予定。

ウ 県営住宅の管理状況等

(7) 県営住宅の管理状況

県営住宅は, 令和4年3月31日現在で県内12市3町に16,331戸あり, 住宅管理業務は, 入居者の募集, 選考及び決定, 家賃徴収, 住宅の維持修繕等多岐にわたる。

入居者の募集は, 6・10・2月のほか必要に応じて行っている。また, 募集に当たっては, 新聞や県・市町の広報誌等による広報活動を実施している。

入居者の選考及び決定については, 新築及び空家住宅とも公募のうえ公開抽選により入居者を決定している。

家賃等の徴収については, 口座振替制度の普及, 滞納者に対する電話や夜間・休日を含む戸別訪問等による督促・納付指導, 年2回の徴収強化月間の設定などにより, 収納率の向上と長期滞納者の発生の未然防止に努めるとともに, 生活困窮者等の家賃負担能力の低い入居者に対しては, 家賃減免制度の利用を指導するなど, きめこまかい対応を図っている。

また, 長期滞納者については, 住宅明渡請求訴訟等の法的措置を講じている。

住宅の維持修繕については, 日々の小規模な修繕等は速やかに対応するとともに, 大規模修繕についても, 順次計画的に行っている。

なお, 複雑多様化している県営住宅の管理に対応することを目的とし, 指定管理者制度を導入し, 管理業務の適正化と合理化を図っている。

種別, 構造別, 所在地別県営住宅管理戸数

(令和4年3月31日現在) (単位: 戸)

所在地	団地数	公 営 住 宅 ・ 改 良 住 宅			特 別 住 宅	合 計
		中 耐	高 層	小 計	低 耐	
広島市	31	5,542 [136]	2,602 [650]	8,144 [786]		8,144 [786]
呉市	11	742	221	963	1	964
竹原市	4	198		198		198
三原市	9	769		769		769
尾道市	12	696		696		696
福山市	14	1,979	90	2,069		2,069
府中市	2	120		120		120
三次市	5	211		211		211
庄原市	3	160		160		160
大竹市	3	230		230		230
東広島市	4	275	50	325		325
廿日市市	3	1,196		1,196		1,196
安芸郡海田町	3	278		278		278
〃 熊野町	2	477	270	747		747
〃 坂町	4	54	170	224		224
合計	110	12,927 [136]	3,403 [650]	16,330 [786]	1	16,331 [786]

※〔 〕は改良住宅の戸数で内数

(4) 県営住宅応募倍率の推移

応募倍率は, 平成15年度に9.0倍と高い水準であったが, 郊外の団地の申込者数が募集住宅の戸数を下回る場合があること等によって, 令和3年度は2.1倍, 過去5年間では1.8倍から2.1倍の間で推移している。

(2) 空き家問題への対応

ア 空き家問題の現状

人口減少・高齢化に伴い、全国的に空き家は増加しており、適切に管理されていない空き家の増加によって、防災・防犯機能の低下、景観等の悪化など諸問題が発生している。一方で、積極的な利活用を進めることによって、空き家は有用な資産にもなり得るものである。平成30年時点で、広島県の空き家総数は215,600戸、空き家率は15.1%（全国平均13.6%）となっている。

イ 広島県空き家対策推進協議会の設立

適切に管理されていない空き家が、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることを踏まえ、県、市町及び関係団体による「広島県空き家対策推進協議会」を平成26年6月に設立し、空き家問題について全県的に取り組んでいる。令和2年2月には、同協議会において、「広島県空き家対策対応指針」を見直し、新たに県内市町共通の空き家対策の目標と方向性を定めた。

ウ 広島県空き家バンクウェブサイト「みんと。」の開設

空き家の利活用を促進するため、各市町の空き家情報をとりまとめて発信する、ひろしま空き家バンクウェブサイト「みんと。」を平成29年3月に開設した。このウェブサイトでは、空き家の検索機能のほか、最新の活用事例の紹介や、空き家の隠れた魅力をブログ形式で紹介するコンテンツや、空き家を活用した広島らしいライフスタイルの事例紹介等の情報発信を行っている。

ホームページ URL : <http://minto-hiroshima.jp/>



上記のほか、平成28年度より空き家活用検討事業として、専門家チームの市町や地域への派遣やリノベーション研修会等を実施し、空き家の活用促進に取り組んでいる。

(3) ゆとりと魅力ある居住環境の創出

広島型の「適散・適集」なまちづくりの実現に向けて、地域特性を生かしたゆとりと魅力ある居住環境の創出を図るため、モデル地区を選定し、市町が取り組む居住環境の将来ビジョン策定等の取組を支援するとともに、その成果を他市町へ波及させていく。

令和3年度には東広島市の「鏡山、西条町下見（広島大学周辺エリア）」を、令和4年度には府中市の「中心市街地（府中駅西側エリア）・既存住宅団地」、廿日市市の「シビックコア地区（市役所周辺エリア）」をモデル地区として選定し、各市における取組を支援している。

(4) サービス付き高齢者向け住宅の登録促進

平成23年4月に改正された「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき、高齢者の居住の安定を確保することを目的として、バリアフリー構造等を有し、状況把握サービス、生活相談サービスその他高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度が創設された。

広島県、広島市、福山市及び呉市に登録窓口を設け、登録推進を進めている。

サービス付き高齢者向け住宅の登録件数及び戸数

	H23～H30	R元	R2	R3	計
件数	227	2	7	3	239
戸数	7,329	240	221	54	7,844

(5) 子育てスマイルマンション認定制度の実施

ア 目的

多様な人材が集まる魅力的な生活環境の創出に向け、「広島県子育てスマイルマンション認定制度」を創設し、子育てしやすいマンションの供給を促進するとともに、認定事例の情報発信により、子育て世帯の意識醸成を図ることで、「子育てしやすい住まい環境」の整備を促進する。

イ 概要

県内のマンションを対象に、住戸内及び共用部などの仕様や子育て支援サービス提供などのソフト支援、立地環境において、子育てのしやすさに配慮したマンションを県が認定する。

認定マンション購入者に対しては、金融機関と連携した優遇金利の適用の提供等特典の付与が行われる。

住宅供給者に対しては、認定を受けることで建築基準法に基づく総合設計制度を活用した容積率緩和が行われる場合がある。

子育てスマイルマンションの認定件数及び戸数

※（ ）内は竣工認定数

	H25～H29	H30	R元	R2	R3	計
件数	30(25)	3(4)	4(2)	2(3)	6(4)	45(38)
戸数	1,915(1,648)	122(225)	225(90)	158(265)	161(146)	2,581(2,374)

(6) 住宅確保要配慮者の居住の安定確保

ア 居住支援協議会の活動

低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯などの住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という）は、家賃の支払い能力に問題が無い場合でも死亡時の対応や生活習慣の違いによる近隣トラブル等への懸念から、民間賃貸住宅への入居を拒否されることが多い。

こうした住宅確保要配慮者の居住支援を多様な主体が連携して行うため、地方公共団体や関係事業者団体等を構成員とする、広島県居住支援協議会を平成25年度に設立している。

令和3年度は、賃貸人等へのセミナーの開催、市町における居住支援協議会設立を促すための意見交換会開催、並びに外国人の居住支援体制構築のための検討部会開催等の取組を行った。

イ あんしん賃貸支援事業の推進

平成20年度から住宅確保要配慮者が入居できる民間賃貸住宅の仲介を行う不動産事業者（協力店）及び居住支援に協力する団体に関する情報提供等を行っている。

第10章 營 繕



広島県庁本館等耐震改修及び維持保全工事
完成後全景

1 営繕工事の概要

営繕課では、各局等からの工事依頼により、建築物等の設計や、工事の監理・検査等の営繕工事を行い、県民の共有財産としてふさわしい施設とするため、耐久性・耐震性・メンテナンス等に優れた建物となるように配慮している。また、誰もが使いやすいようにユニバーサルデザインへの対応や、環境に配慮した省エネルギー対策などの新しい取組を行うとともに、コスト縮減による効率的な予算執行など、適正な事業執行に努めている。

令和3年度は、広島南警察署庁舎新築工事、東部こども家庭センター一時保護所新築工事に着手した。

令和4年度は、県営熊野住宅南ブロック1期新築工事、県営引野住宅Aブロック1期新築工事に着手予定である。

委託業務では、令和2年度までに実施した19件の広島型建築プロポーザル方式による設計者選定に加え、令和3年度には福山東警察署駅前交番庁舎について、新たにプロポーザル方式により設計者選定を行った。

2 魅力ある建築物創造事業

(1) 事業創設の経緯について

国内外から多様な人材が集まる魅力ある地域環境の創出に向け、都市空間を形成する建築物の魅力向上を重点的に進めるため、平成25年度に、魅力ある建築物創造事業を創設している。

(2) 事業の概要及び特徴について

ア 事業のねらい

広島県型の建築プロポーザル方式の確立により、魅力ある建築物の創出を推進するとともに、県内の魅力ある建築物の発掘・発信、クリエイティブな人材の育成など、民間建築物への幅広い普及を促進することで、本県ブランドイメージの向上を図る。

イ 事業の概要

区 分	内 容
魅力ある公共建築物の創造・発信	<p>○ 広島型建築プロポーザル方式の実施</p>   <p>厳島港宮島口地区旅客ターミナル（左：H28 提案イメージ、右：完成写真）</p>   <p>県営熊野住宅（左：H28 提案イメージ、右：完成写真）</p>



広島叡智学園中学・高等学校（左：H28 提案イメージ，右：完成写真）



県営引野住宅（R2 提案イメージ）



福山東警察署駅前交番庁舎
 （実施設計イメージ）

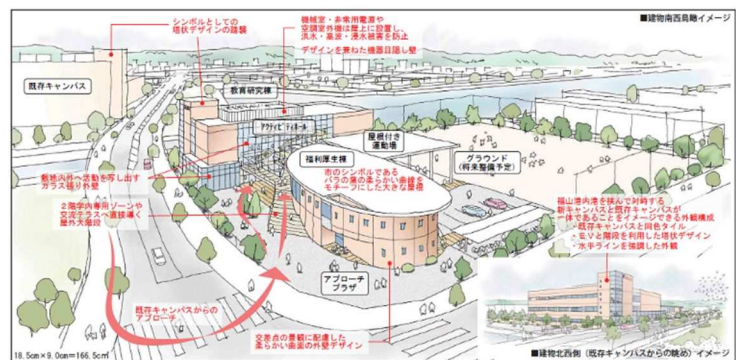
○ 広島型建築プロポーザル方式の市町への普及促進（技術支援）



H30 実施事例 熊野町東部地域防災センター
(左：提案イメージ 右：最終ヒアリングの様子)



R2 実施事例 三次市新学校給食調理場



R2 実施事例 (仮称) 福山市立大学複合施設

○ 事業成果の情報発信



R2 実施事例 建物完成内覧会（縮景園内事務所棟東トイレ） ※内覧会として縮小開催



R3 実施事例 建物完成見学会（県営熊野住宅4号館・熊野町防災交流センター） ※市町職員対象開催

○ その他情報発信



R 元実施事例 建築学生応援トークイベント～ひろしま建築学生チャレンジコンペ2019～



<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/tatemonogatari/douga.html>

R 2 宮島口旅客ターミナル 設計者による建物解説動画の配信

○ 魅力ある建物の発掘・発信イベント「ひろしまたてものがたり」の展開

- ・「魅力ある建物」人気ランキング「ベスト 30」の選定



ひろしまたてものがたり



第1位 厳島神社
(廿日市市)



第2位 原爆ドーム
(広島市)



第3位 阿多田灯台資料館
(大竹市)



第4位 広島平和記念資料館(本館)
(広島市)



第5位 NTTクレド基町ビル
(広島市)

- ・ひろしまたてものがたりフェスタの実施

民間建築物
への波及



ガイドブック



ガイドツアー

(上：おりづるタワー/県立広島大学図書館 下：入船山記念館/旧呉鎮守府庁舎)

R2実施事例 ひろしまたてものがたりフェスタ 2020



ガイドブック



ガイドツアー

(上：広島県庁/縮景園 下：平和記念資料館/旧呉海軍工廠)

R3実施事例 ひろしまたてものがたりフェスタ 2021

○ クリエイティブな人材の育成

・「ひろしま建築学生チャレンジコンペ」の実施



左：審査会の様子 右：完成予定パース
R3実施事例（府中市子どもの国 こどもの広場トイレ）
※初めて市町の公共建築物を対象にコンペを実施。



左：審査会の様子 右：完成写真/最優秀作品パース
R元実施事例（縮景園内事務所棟東トイレ）

(3) 令和4年度の取組について

区 分	内 容
魅力ある公共建築物の創造・発信	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広島型建築プロポーザル方式の実施 ○ 広島型建築プロポーザル方式の市町への普及及び技術支援 ○ 事業成果（建築学生チャレンジコンペ等）の情報発信 <ul style="list-style-type: none"> ・トークイベント、完成見学会等
民間建築物への波及	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県内の魅力ある建築物の発信イベント「ひろしまたてものがたり」の展開 <ul style="list-style-type: none"> ・「ひろしまたてものがたりフェスタ」の実施 ○ クリエイティブな人材の育成 <ul style="list-style-type: none"> ・公共建築物に係る「ひろしま建築学生チャレンジコンペ」の実施

3 営繕工事の執行状況

令和3年度 主要営繕工事一覧 (1億円以上)

(単位:千円)

区分	工事名	工事箇所	工種	契約金額	着手年月日	完成年月日	備考	
H 30	広島県庁舎本館等耐震改修及び維持保全工事	広島市中区基町	建築	5,790,244	H31.3.5	R4.2.18	完成	
	広島県福山庁舎第1庁舎ほか2棟耐震改修その他工事	福山市三吉町	建築	599,400	H31.3.5	R3.5.17	完成	
R 元	広島県三次庁舎第1庁舎耐震改修その他工事	三次市十日市東	建築	745,800	R1.12.17	R4.1.28	完成	
	広島県庄原庁舎第1庁舎ほか2棟耐震改修その他工事	庄原市東本町	建築	463,392	R1.12.28	R3.6.18	完成	
	県営熊野住宅2期建築その他工事	安芸郡熊野町	建築	1,133,000	R2.3.18	R4.3.25	完成	
R 2	県営熊野住宅2期電気設備工事	安芸郡熊野町	電気	115,940	R2.6.13	R4.3.25	完成	
	県営熊野住宅2期機械設備工事	安芸郡熊野町	機械	136,950	R2.6.17	R4.3.25	完成	
	県営高陽住宅71,75号館外壁改修その他工事	広島市安佐北区	建築	130,429	R2.7.23	R3.6.18	完成	
	県営長寿園南高層住宅1号館外壁改修その他工事(第1工区)	広島市中区西白島町	建築	187,268	R2.9.3	R3.5.21	完成	
	広島県警察出汐待機宿舎21号館ほか2棟解体撤去その他工事	広島市南区出汐	建築	190,461	R2.9.12	R3.8.31	完成	
	広島県立福山商業高等学校校舎12号棟ほか1棟内部改修その他工事	福山市水呑町	建築	122,298	R2.9.24	R3.6.28	完成	
	広島県廿日市庁舎第2庁舎ほか1棟耐震改修その他工事	廿日市市桜尾	建築	331,692	R2.10.24	R4.2.25	完成	
	県立障害者リハビリテーションセンターわかば療育園外5棟新築その他工事	東広島市西条町	建築	2,469,500	R2.12.17	R6.1.26	継続	
	県立障害者リハビリテーションセンターわかば療育園外5棟新築その他電気設備工事	東広島市西条町	電気	803,000	R2.12.17	R6.1.26	継続	
	県立障害者リハビリテーションセンターわかば療育園外5棟新築その他空調和設備工事	東広島市西条町	機械	698,500	R2.12.17	R6.1.26	継続	
	県立障害者リハビリテーションセンターわかば療育園外5棟新築その他衛生設備工事	東広島市西条町	機械	627,000	R2.12.17	R6.1.26	継続	
	広島県立広島叡智学園中学校・高等学校男子寮(HM3)新築工事	豊田郡大崎上島町	建築	314,514	R3.2.20	R4.3.4	完成	
	広島県立広島叡智学園中学校・高等学校女子寮(HW3)新築工事	豊田郡大崎上島町	建築	299,530	R3.2.20	R4.3.4	完成	
	広島中央警察署本通交番庁舎新築工事	広島市中区本通	建築	103,950	R3.3.16	R3.12.27	完成	
	県営南泉住宅28号館(仮称)建築工事	福山市山手町	建築	652,300	R3.3.17	R4.5.27	継続	
	県営南泉住宅28号館(仮称)機械設備工事	福山市山手町	機械	104,720	R3.3.18	R4.5.27	継続	
	R 3	高陽取水場浸水対策工事	広島市安佐北区落合	建築	144,909	R3.4.17	R4.4.22	継続
		ひろしま産学共同研究拠点材料MBR棟ほか1棟新築その他工事	東広島市鏡山	建築	267,275	R3.5.22	R4.3.31	完成
		県民の森 若人の家ほか10棟解体その他工事	庄原市西城町	建築	118,459	R3.7.3	R4.7.29	継続
ひろしま産学共同研究拠点材料MBR棟ほか1棟新築その他電気設備工事		東広島市鏡山	電気	152,664	R3.7.8	R4.3.31	完成	
ひろしま国際プラザ宿泊棟外壁改修その他工事		東広島市鏡山	建築	102,007	R3.7.10	R4.5.31	継続	
広島県立高陽高等学校校舎1-3号棟ほか2棟外壁改修その他工事		広島市安佐北区真亀	建築	106,896	R3.7.10	R4.7.28	継続	
県営廿日市住宅4,8,16号館外壁改修その他工事		廿日市市阿品台東	建築	105,294	R3.7.31	R4.3.24	完成	
沼田東中継ポンプ場浸水対策工事		三原市沼田東町	建築	112,991	R3.9.4	R4.3.31	完成	
広島県立庄原格致高等学校校舎32号棟ほか3棟内外部改修及びアスベスト除去工事		庄原市三日市町	建築	190,022	R3.9.4	R4.9.9	継続	
広島県立世羅高等学校校舎37号棟ほか1棟内外部改修及びアスベスト除去工事		世羅郡世羅町	建築	178,618	R3.9.4	R4.10.31	継続	
広島県立尾道東高等学校校舎21号棟内部改修工事		尾道市東久保町	建築	154,440	R3.9.7	R4.9.30	継続	
手城川排水機場除塵設備増設工事		福山市東手城町	機械	155,542	R3.9.15	R4.5.31	継続	
県営高陽住宅72,73号館外壁改修その他工事		広島市安佐北区亀崎	建築	112,442	R3.9.16	R4.3.31	完成	
熊野中継ポンプ場浸水対策工事		安芸郡熊野町	建築	100,778	R3.9.16	R4.3.25	完成	
県立みよし公園カルチャーセンター天井改修その他電気設備工事	三次市四捨貫町	電気	108,624	R3.9.18	R4.6.15	継続		

県立びんご運動公園健康スポーツセンター 天井改修工事	尾道市栗原町	建築	158,771	R3.9.18	R4.6.30	継続
県立みよし公園カルチャーセンター 天井改修その他工事	三次市四拾貫町	建築	216,897	R3.10.2	R4.6.30	継続
手城川排水機場電気設備増設工事	福山市東手城町	電気	148,280	R3.10.2	R5.3.31	継続
県営長寿園南高層住宅1号館 外壁改修工事(第2工区)	広島市中区西白島町	建築	109,864	R3.10.5	R4.5.30	継続
広島県立大竹高等学校校舎27号棟ほか1棟 内部改修その他工事	大竹市白石	建築	237,600	R3.10.7	R5.3.14	継続
棕梨ダムテレメータ放流警報設備ほか更新工事	東広島市河内町	電気	260,260	R3.10.7	R5.3.31	継続
広島南警察署庁舎新築その他工事	広島市南区出汐	建築	1,980,000	R3.10.9	R5.7.14	継続
広島港観音地区観音マリーナ 海浜公園管理棟新築工事	広島市西区観音新町	建築	442,200	R3.10.9	R4.9.15	継続
広島南警察署庁舎新築その他電気設備工事	広島市南区出汐	電気	426,470	R3.10.9	R5.7.14	継続
広島南警察署庁舎新築その他機械設備工事	広島市南区出汐	機械	328,790	R3.10.9	R5.7.14	継続
県立総合体育館武道場ほか1棟 移動式間仕切り改修その他工事	広島市中区基町	建築	185,948	R3.10.9	R4.8.31	継続
広島県庁舎東館非常用自家発電設備更新工事	広島市中区基町	電気	309,100	R3.11.25	R5.2.28	継続
一般国道375号鳴瀬清流トンネル 非常警報設備工事	三次市日下町	電気	102,850	R4.2.10	R5.2.28	継続
東部こども家庭センター一時保護所 新築機械設備工事	福山市瀬戸町	機械	217,910	R4.3.10	R5.6.15	継続
東部こども家庭センター一時保護所 新築その他電気設備工事	福山市瀬戸町	電気	155,540	R4.3.10	R5.6.15	継続
県立農業技術高等学校学生寮ほか1棟 外壁改修その他工事	庄原市是松町	建築	123,970	R4.3.15	R4.12.23	継続
県立農業技術高等学校本館棟ほか3棟 外壁改修その他工事	庄原市是松町	建築	115,940	R4.3.15	R4.12.23	継続
東部こども家庭センター一時保護所 新築その他工事	福山市瀬戸町	建築	676,170	R4.3.16	R5.6.15	継続

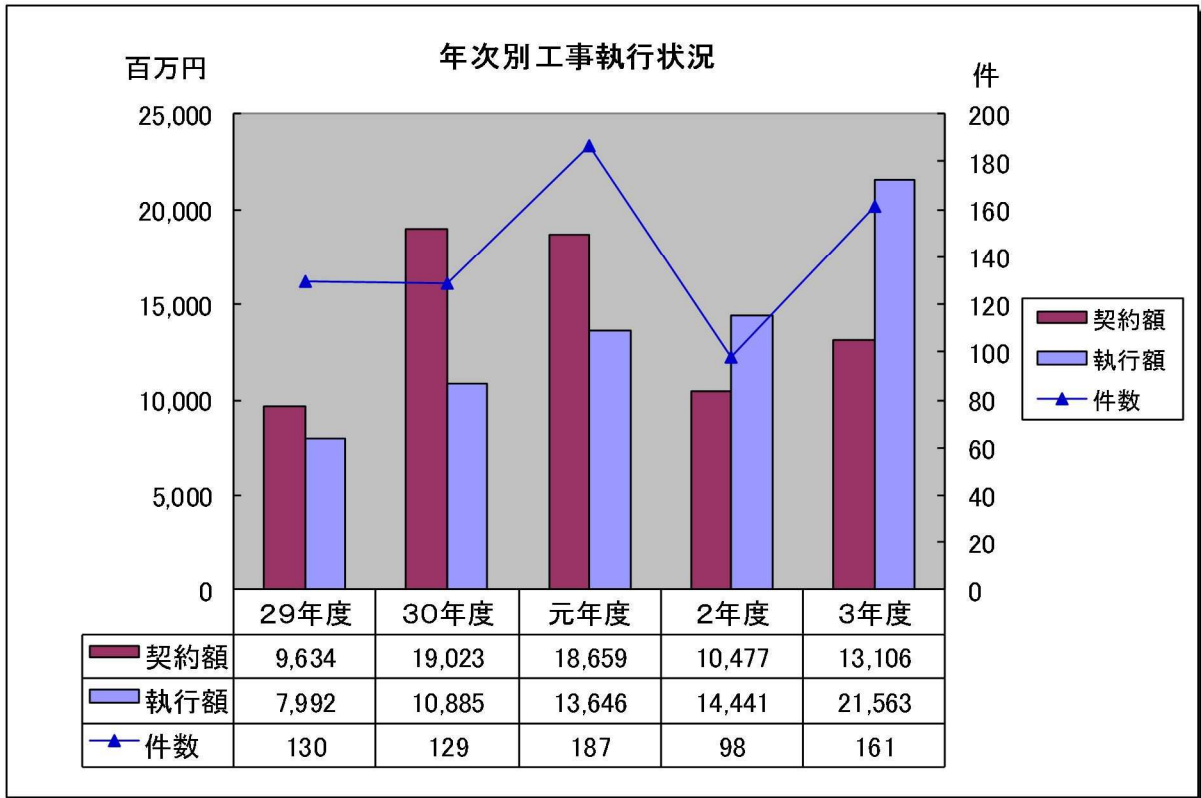
(注) 1. 契約金額は、千円未満を四捨五入した。

2. 完成年月日は、契約工期末である。

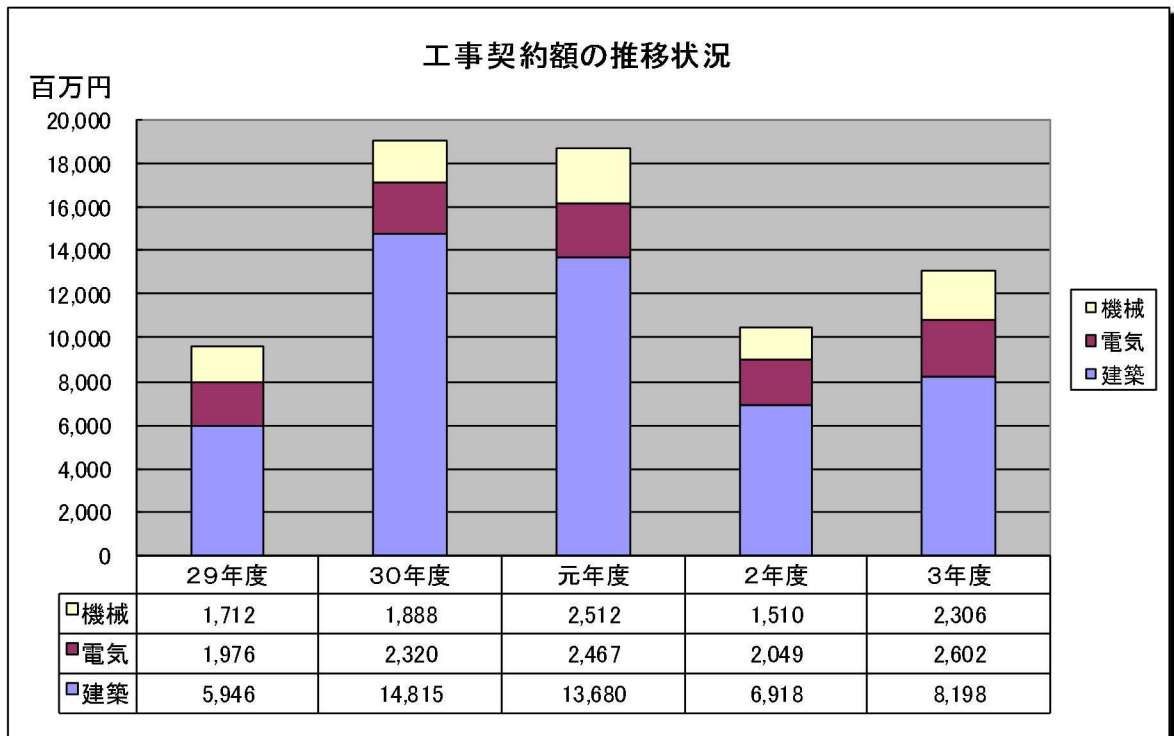
令和3年度工事実施状況

(単位：千円)

令和2年度 以前からの 債務負担行為 (既契約繰越)分	工	件数	金額	総務局	地域政策局	環境県民局	健康福祉局	商工労働局	農林水産局	土木建築局	企業局	病院事業局	教育委員会	公安委員会	計
A	建築	0	7	1	0	0	0	0	0	8	4	0	6	1	28
	電気	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	機械	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	8	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B	建築	0	4	2	4	2	3	2	2	20	8	1	33	5	84
	電気	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	機械	0	5	1	2	3	3	1	13	0	0	0	8	3	39
	計	0	9	3	6	5	6	3	16	0	0	0	8	8	123
C	建築	0	1	2	1	1	0	2	0	9	0	0	14	1	31
	電気	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	機械	0	3	2	1	4	2	2	2	6	0	0	5	2	15
	計	0	4	4	2	5	2	2	2	15	0	0	19	3	46
A+B	建築	0	4	4	4	4	3	3	3	28	12	1	39	6	112
	電気	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	機械	0	6	2	2	5	3	1	15	0	0	0	9	3	46
	計	0	10	6	6	8	6	6	8	43	12	1	48	9	202



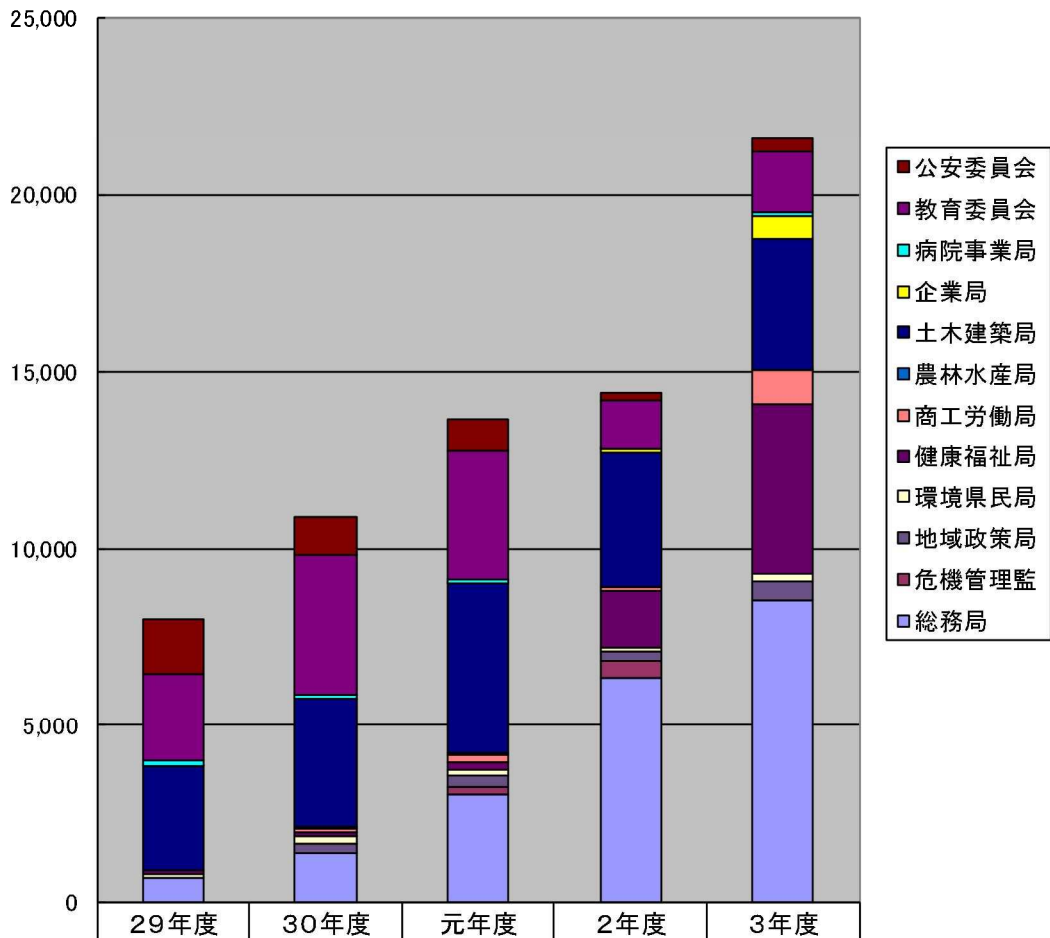
※金額は百万円未満を四捨五入



※金額は百万円未満を四捨五入

部門別工事執行額の推移状況

百万円



	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
■ 公安委員会	1,527	1,055	862	240	376
■ 教育委員会	2,458	3,966	3,673	1,362	1,669
■ 病院事業局	162	130	93	45	136
■ 企業局	21	0	9	90	637
■ 土木建築局	2,940	3,618	4,803	3,787	3,676
■ 農林水産局	0	27	34	0	7
■ 商工労働局	0	106	241	124	970
■ 健康福祉局	89	146	183	1,573	4,810
■ 環境県民局	123	208	193	130	202
■ 地域政策局	0	226	296	243	538
■ 危機管理監	0	0	220	487	0
■ 総務局	672	1,403	3,040	6,360	8,541

※金額は百万円未満を四捨五入

第 11 章 災害復旧



令和 3 年発生災害 一般県道 倉橋大向釣士田港線
道路災害復旧工事 (呉市倉橋町)

1 災害復旧事業の概要

災害復旧事業は、暴風、洪水、高潮、地震、その他異常な天然現象によって被災した公共土木施設を復旧し、公共の福祉と住民生活の安定を図ることを目的としている。

公共土木施設に係る災害復旧事業は、3か年で復旧を完了することとなっており、早期復旧に努めている。

なお、令和3年及び過去における公共土木施設災害復旧事業の査定状況並びに本県における戦後の主要な災害は、次のとおりである。

2 災害復旧事業の査定状況

(1) 令和3年発生災害（広島市を除く）

（単位：件数、千円）

工種	県		市町		県・市町合計		
	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	
各工種別内訳	河川	627	12,773,825	399	3,574,333	1,026	16,348,158
	海岸(港湾に係るもの)	—	—	—	—	—	—
	砂防	241	4,521,610	—	—	241	4,521,610
	急傾斜	—	—	—	—	—	—
	道路	82	1,625,738	299	2,475,922	381	4,101,660
	橋梁	1	245,095	2	165,824	3	410,919
	港湾	—	—	—	—	—	—
	下水道	—	—	—	—	—	—
	公園	—	—	1	29,817	1	29,817
合計	951	19,166,268	701	6,245,896	1,652	25,412,164	

(2) 過去の発生災害（広島市を除く）

ア 箇所数

（単位：件数）

年災	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年
県	119	170	250	16	362	267	2,550	93	348	951
市町	176	148	218	28	408	275	2,930	57	333	701
合計	295	318	468	44	770	542	5,480	150	681	1,652

イ 金額

（単位：千円）

年災	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年
県	655,521	1,096,183	2,683,455	137,967	3,351,199	3,181,043	63,032,991	1,104,005	6,001,987	19,166,268
市町	644,336	621,293	1,028,694	162,285	2,519,470	1,881,903	35,513,405	328,011	2,888,525	6,245,896
合計	1,299,857	1,717,476	3,712,149	300,252	5,870,669	5,062,946	98,546,396	1,432,016	8,890,512	25,412,164

3 広島県の主要災害（昭和20年以降）

発生年月日	種別	気象		人的被害			家屋被害					土木被害				農地被害		その他		備考
		最大風速	雨量	死者	負傷者	行方不明	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水	河川	道路	橋梁	山崩	田畑流失	田畑冠水	鉄道	船	
S20. 9.17	台風	m/s 30.2	mm 218.7	人 1,231	人 1,077	人 783	戸 2,185	戸 3,538	戸 -	戸 24,193	戸 23,359	か所 1,303	か所 1,223	か所 1,103	か所 -	丁 3,857	丁 10,651	か所 -	隻 -	枕崎台風
S25. 9.14	"	28.1	144.4	1	1	-	66	403	-	4,592	23,505	174	141	29	-	34	3,595	1	23	キジヤ台風
S26.10.15	"	33.9	260.3	132	361	34	716	1,267	1,679	5,726	17,863	1,567	3,039	554	487	3,470	1,568	15	1,371	ルース台風
S28. 6. 4 ~ 6. 7	"	13.2	239.7	2	-	-	13	13	13	58	909	117	171	42	134	28	1,807	-	9	
S28. 7.16 ~ 7.22	梅雨	9.4	181.8	-	1	-	3	3	2	70	410	253	230	119	972	457	5,034	14	-	
S29. 9.13 ~ 9.14	台風	26.2	167.0	2	9	-	30	331	447	10,509	22,912	93	314	5	5	813	4,862	-	33	ジェーン台風
S35. 7. 7 ~ 7. 8	梅雨	8.9	144.2	18	27	-	39	48	88	763	8,081	267	645	164	495	865	11,162	16	-	
S39. 6.24 ~ 6.27	"	9.7	269.0	7	20	-	5	13	2	47	4,264	328	230	-	-	344	-	-	-	
S40. 6.18 ~ 6.21	"	5.7	291.0	17	28	-	33	82	53	4,353	34,741	1,077	397	85	-	154	-	39	-	
S42. 7. 7 ~ 7. 9	"	6.0	198.5	159	231	-	532	701	643	4,898	32,910	1,715	1,065	108	-	93	-	110	25	呉地区集中豪雨
S44. 6.28 ~ 7. 8	"	-	511.0	7	21	-	23	37	133	595	10,237	827	924	13	317	44	6,371	8	-	
S47. 7. 9 ~ 7.14	"	6.7	552.0	35	105	4	349	2,170	486	5,169	11,031	7,360	4,637	313	950	169 か所		189	1	三次 564mm
S47. 8.20 ~ 8.21	低気圧	9.5	206.0	2	9	-	16	19	60	512	4,950	8,703	5,696	332	1,220	714 か所		18	-	
S51. 9. 8 ~ 9.13	台風前線	21.5	457.0	16	29	-	29	35	123	321	6,353	3,219	2,828	22	-	81.56ha		40	-	
S54. 6.26 ~ 7. 2	梅雨	-	422.0	1	5	-	5	7	93	152	3,201	2,552	1,494	18	494	141ha		25	-	
S56. 6. 25 ~ 7. 4	"	-	618.0	4	11	-	2	5	55	22	902	1,823	1,570	4	2	652.1ha		50	-	江田島町、呉市山崩れ
S58. 7.20 ~ 7.23	"	-	518.0	-	2	-	8	3	14	73	538	2,857	1,274	19	-	201ha		8	-	昭和58年7月豪雨
S60. 6.21 ~ 7. 6	"	-	1,080.0	2	3	-	6	20	56	441	3,119	4,594	2,731	12	-	184 ha	14 ha	75	-	
S63. 7.20 ~ 7.21	"	-	276.0	14	11	-	38	20	15	72	459	304	219	7	59	29.39ha		21	33	
H 3. 9.27 ~ 9.28	台風	36.0	182.0	6	49	-	50	442	22,661	3,005	9,162	23	160	2	3	38 か所		88	668	台風第19号
H 5. 6.28 ~ 7. 5	梅雨	-	142.0	4	1	-	1	1	14	5	285	667	619	3	2	36.00ha		4	-	
H11. 6.24 ~ 7. 3	"	-	446.0	31	59	1	101	68	300	1,284	2,763	1,767	963	18	-	2,638 か所		62	-	平成11年6月29日梅雨前線豪雨
H11. 9.23 ~ 9.24	台風	32.1	145.0	5	60	-	2	7	1,296	141	1,033	206	160	2	-	178 か所		66	-	台風18号
H13. 3.24	地震	-	-	1	193	-	49	344	33,609	-	-	53	704	8	-	-		-	-	平成13年芸予地震マグニチュード6.7最大震度6弱
H16. 8.30 ~ 8.31	台風	18.0	164.0	-	9	-	1	4	88	1,379	5,799	61	61	-	-	11.48ha		-	-	台風16号
H16.9.7 ~ 9.8	"	33.3	154.0	5	142	-	27	204	16,582	860	3,128	65	140	-	-	6.60ha		-	-	台風18号
H17.9.6 ~ 9.7	"	19.3	346.0	-	13	-	7	75	135	240	1,741	469	275	6	-	55.36ha		-	-	台風14号
H18.7.14 ~ 7.21	梅雨	-	175.0	-	-	-	-	-	3	4	100	465	209	-	-	90.82ha		3	-	梅雨前線豪雨
H18.9.16 ~ 9.18	台風	21.5	259.0	1	7	1	4	8	37	76	419	462	214	9	-	88.25ha		-	-	台風13号
H21.7.19 ~ 7.27	梅雨	-	187.5	1	4	-	3	-	17	29	271	274	167	1	-	13.16ha		11	-	梅雨前線豪雨
H22.7.11 ~ 7.16	梅雨	-	516.0	5	6	-	19	35	72	254	1,407	831	413	3	-	82.87ha		39	-	梅雨前線豪雨
H26.8.19 ~ 8.21	低気圧	-	287.0	74	69	-	179	217	190	1,086	3,097	395	162	-	1	15.94ha		-	-	
H30.7.5 ~ 7.8	梅雨	-	676.0	133	146	5	1,157	3,618	2,155	3,165	5,837	2,823	6,279	158	1,970	1,245.63ha		362	7	梅雨前線豪雨

発生年月日	種別	気象		人的被害			家屋被害					土木被害				農地被害		その他		備考
		最大風速	雨量	死者	負傷者	行方不明	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水	河川	道路	橋梁	山崩	田畑流失	田畑冠水	鉄道	船	
R03.7.7 ～7.8	梅雨	—	313					78	155	88	440	392	297	3	7	421ha		2		梅雨前線豪雨
R03.8.11 ～8.25	梅雨	—	793	3	1		11	78	37	120	343	647	615	3	74	1,110ha		2		梅雨前線豪雨

＝ 第 12 章 公共用地・土地収用 ＝



国道487号（小用バイパス）道路改良事業（江田島市江田島町小用）

1 公共用地の取得

(1) 必要性

活力ある県土の構築と安全で快適な環境づくりを推進していくためには、道路・港湾等の事業による交通体系の整備、治水・砂防等の事業による県土の保全、下水道・公園事業による住環境などの安定を図る整備が必要である。こうした事業を実施していくためには、公共用地の取得等が不可欠である。

(2) 事務の概要

公共用地取得等の事務は、必要な事業計画の周知を図り、土地等の権利者との交渉を行って、契約等の手続きを経て、土地等を事業用地として取得又は使用する事務である。

国では、土地等を取得又は使用する場合の取扱いを統一するため、昭和37年に「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」が閣議決定された。

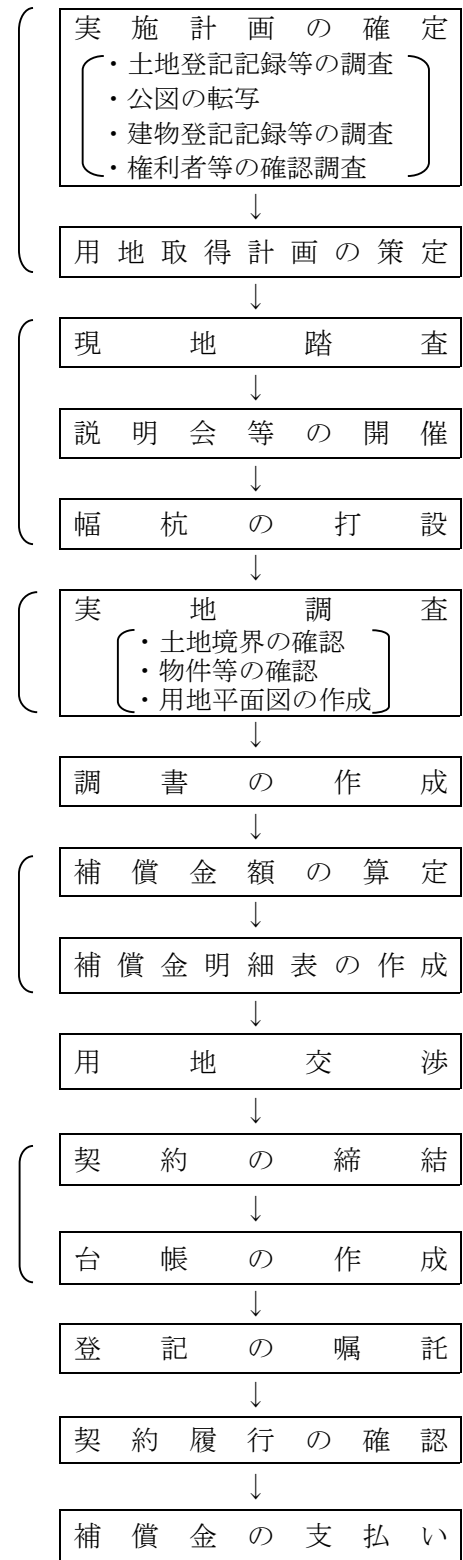
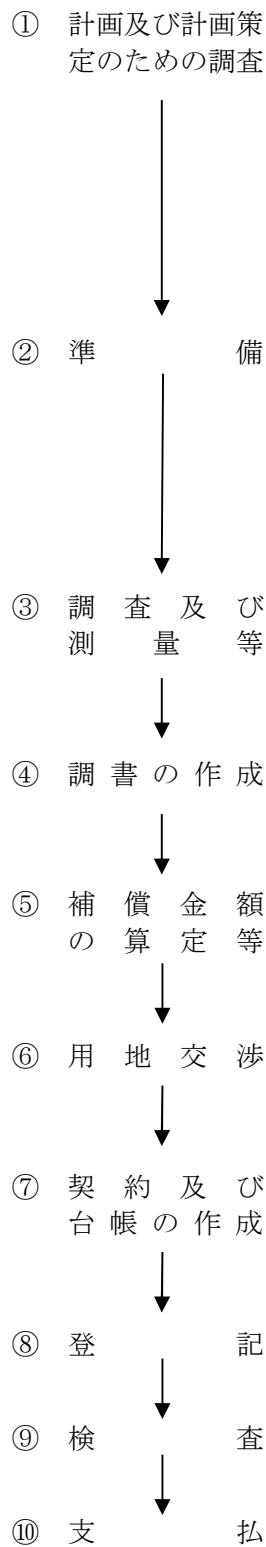
本県においても、この要綱に従い「広島県の施行する公共事業に伴う損失補償基準」を制定し、損失補償の方法、補償額算定の時期、土地等の取得又は使用に係る補償及びこれに伴い通常生ずる損失の補償に関する規定を設けて、これに基づき用地取得事務の適正な執行に努めているところである。

(3) 取得促進の方策

「公共用地取得促進プログラム」（平成18年3月制定）を定め、事業効果の早期発現と説明責任の向上を図りながら計画的かつ積極的な用地取得に努めるとともに、先行取得制度の活用を図りながら、用地保有量の適正な確保等に積極的に取り組んでいる。

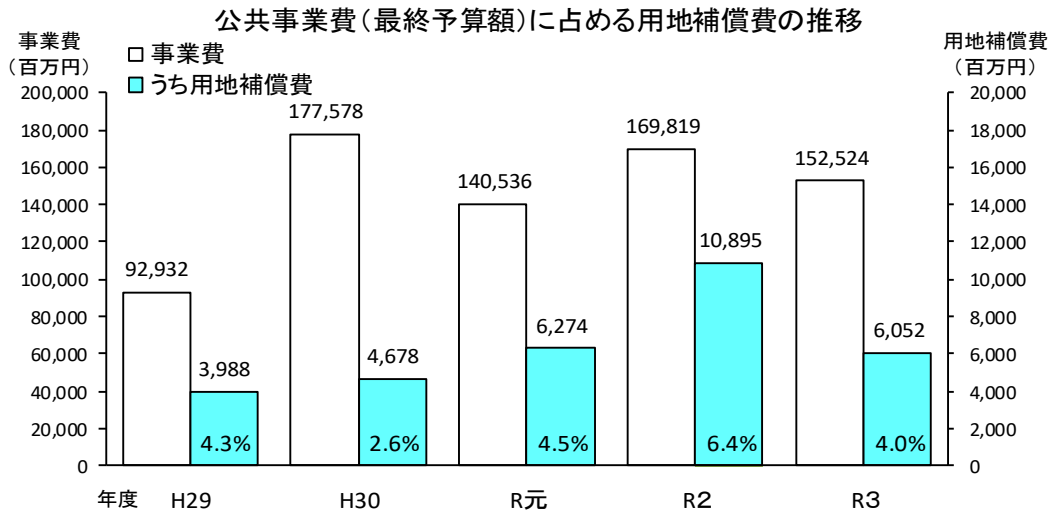
(参考) 用地取得の手順

公共事業のための用地取得は、次のような手順で進めている。



2 公共事業における用地取得実績

用地費及び補償費						
年度	用地取得箇所数	用地費		補償費		計(千円)
		取得面積 (㎡)	金額(千円)	物件件数(建物) (件)	金額(千円)	
H29	326	320,074	1,324,307	463 (57)	2,664,200	3,988,507
H30	311	269,802	1,089,586	373 (89)	3,588,764	4,678,350
R元	443	582,997	2,103,420	475 (60)	4,170,813	6,274,233
R 2	508	467,375	2,943,225	563 (75)	7,951,326	10,894,551
R 3	362	465,384	2,044,918	471 (67)	4,007,535	6,052,453



3 土地収用制度の活用

公共事業を円滑に推進するために、公共用地の取得に伴い必要に応じて、土地収用制度を活用している。この制度は、大きく分けて次の二つの手続きがある。

(1) 事業認定

国土交通大臣又は都道府県知事が、事業が真に公共のためになるものであること等を確認し、起業者に対して、土地を収用し、又は使用することができるという地位を付与する制度

- 大臣が認定する事業 : 主に国又は都道府県等が起業者である事業
- 知事が認定する事業 : 主に市町等が起業者である事業

令和3年度における事業認定

- ・大臣認定(起業者:広島県)

事業名	起業者	種別	事業認定告示年月日
県道福山沼隈線改築工事・県道福山鞆線改築工事(福山沼隈道路)及び県道熊野瀬戸線改築工事並びにこれに伴う農業用水路付替工事	広島県	1, 5	R3.6.29

- ・知事認定(起業者:市町等)

事業名	起業者	種別	事業認定告示年月日
広島市立北部医療センター安佐市民病院(仮称)移転新築工事及びこれに伴う附帯工事	地方独立行政法人広島市立病院機構	24, 35	R3.5.13

(注) 種別は、土地収用法第3条の各号のうち、該当する号を記載。

(2) 裁決

収用委員会が、私有財産に対する正当な補償を定め、土地等の収用又は使用を決定する制度
令和3年度における裁決申請件数（起業者：広島県）

事業名	件数
東広島都市計画道路事業 3・4・11号上寺家下見線	1
県道福山沼隈線改築工事・県道福山鞆線改築工事（福山沼隈道路）及び 県道熊野瀬戸線改築工事並びにこれに伴う農業用水路付替工事	1

第13章 建設業



(上) 若手優秀技術者表彰式



(左) 図書館巡回展示

ドキドキワクワク
(土木土木workworkけんせつ)

(下) ドローンによる3D測量
(学生向けのICT建機に関する研修会)



1 建設産業の課題に対する取組

建設産業は、県民生活に欠くことのできない住宅・商業施設の整備や、生産・物流等の経済活動に不可欠な社会資本整備の担い手として、さらに、地域経済、特に中山間地域においては、経済・雇用を支える重要な産業として大きな役割を果たしてきた。

また、建設事業者は、県民が道路などの公共土木施設を安全で快適に利用できるよう、道路維持業務や除雪などといった社会資本の適切な維持管理の担い手としても活躍してきた。

加えて、平成 30 年 7 月豪雨災害等の災害発生時には、地域に精通した建設事業者が応急復旧などの迅速な対応を行い、その後も復旧・復興を現場で支えるなど、「地域の守り手」としての建設産業の重要性が改めて認識されたところである。

しかしながら、建設産業を取り巻く環境は大きく変化してきており、この変化に対応することが必要となっている。

本県の建設投資は、平成 22 年度にピーク時（平成 3 年度）の 5 割以下まで減少した後、国土強靱化施策や平成 30 年 7 月豪雨災害からの復旧・復興工事により公共建設投資が増加、さらに都市開発・設備投資等の民間建設投資も増加したことにより、令和元年度は近年で最も高い水準となっている。しかし、平成 30 年 7 月豪雨災害関連の工事終了や新型コロナウイルス感染症の影響により公共・民間建設投資は減少する可能性があり、先行きは不透明感を増している。

また、建設産業の担い手（技術者や技能労働者等）は、高齢化が進むと同時に、若年者等の入職者も少ないことから、担い手不足が常態化しており、十分な施工体制を組むことができないケースも発生している。さらに、経営者の高齢化も進んでおり、今後廃業する建設事業者が増えていくと、地域によっては建設事業者の空白地帯が発生し、地域経済や県民の安全で安心な生活に支障が出ることも懸念されている。

このような課題は全国各地でも同様であり、政府では、建設産業の持続性を高めることを目的として担い手 3 法の改正を進める他、人口減少・少子高齢化社会の中、人手不足を解消するためのデジタル技術の活用等を推進してきた。

本県では、地域の持続的な発展と安全・安心を確保するために、建設産業の進むべき方向性と環境整備を目的とした「広島県建設産業ビジョン」を平成 23 年及び平成 28 年に策定し、建設産業の課題に対応した施策・取組を実施してきた。

引き続き、建設産業の課題や環境の変化を踏まえ、「広島県建設産業ビジョン 2021」を令和 3 年 3 月に策定し、安全・安心な県土づくりに向けた具体的な施策・取組を実施していくこととしている。

(1) 建設業の担い手確保・育成の推進

令和 4 年度の建設業の担い手の確保・育成策については次のとおりである。

ア 学生向け魅力発信・就職支援の取組

(7) 建設企業ガイダンス

土木系学科及び建築学科に所属する就職活動間近の高校生を対象に、建設企業ガイダンスを開催

(イ) 土木系学生向け説明会

土木系高校等において、若手技術者との意見交換や工事現場見学を通じた説明会を開催

(ウ) 建築科学生向け現場見学会

建築科の学科を対象とし、工事現場見学を開催

(エ) 女子学生と女性技術者との交流会

女子学生を対象に、女性技術者との交流会を開催

イ 小中学生等向け魅力発信の取組

(7) ひろしま建設フェア 2022

広島市内において、業界団体と連携した体験型イベントを開催

(4) 小中学校出前講座・現場見学会

公共事業や建設業のイメージアップや理解浸透のため、小中学校出前講座を開催

(5) 図書館での建設業魅力発信展示

主に子供向けの資料の配布や展示、建設重機や土木構造物、建築物等の魅力に関する図書巡回展示を、福山市立図書館で実施

ウ 建設業における人材確保育成の取組

(7) 若手技術者セミナー

若年者の離職対策として、県西部で若手技術者セミナーを開催

(4) 技術者育成セミナー

中山間地域での担い手確保に向けた取組として、技術者育成セミナーを開催

(2) 入札・契約制度の改善

令和4年度の建設工事等に係る入札・契約制度の主な改正については、次のとおりである。

ア 担い手の確保の取組

(7) 週休2日モデル工事の適用拡大

週休2日モデル工事（発注者指定型）について、請負対象設計金額5千万円以上の工事において原則実施

(4) 快適トイレ工事の適用拡大

快適トイレ工事（発注者指定型）について、請負対象設計金額5千万円以上の工事において原則実施

(5) 建設事業者による若手育成の取組に対するインセンティブの拡充

総合評価落札方式において、令和3年度に創設した若手優秀技術者表彰制度における被表彰者を評価項目として追加

イ 生産性向上を図るための取組

(7) C I M推進モデル業務の試行拡大及びC I M活用工事の開始

概ね500m³以上の土工の3次元設計業務を発注者指定型で発注するなどC I M推進モデル業務の取組を拡大するとともに、C I Mモデルを活用した図面照査や施工計画の検討などを行うC I M活用工事の取組を開始

(4) I C T活用工事の拡大

土工及び舗装工に加え法面工、地盤改良工等の工種を追加し適用工種を拡大するとともに、一定規模以上の土工及び舗装工を原則I C T活用工事で発注するなど、I C T活用工事の取組を拡大

2 建設業の許可

建設業の健全な発展を促進し、適正な建設工事を確保するため、昭和24年に建設業法が制定され、同法の規定に基づき、一定規模以上*の建設工事を請け負うことを営業とする者は、建設業の許可を受けなければならないこととされている。

※一定規模以上＝1件の請負工事の規模が、①建築一式工事では請負代金1,500万円以上又は延べ面積150㎡以上の木造住宅工事、又は②建築一式工事以外では請負代金500万円以上の工事各年度末における建設業許可業者数及び年間許可申請処理件数の推移は、次のとおりである。

建設業許可業者数の推移

(単位：者)

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
知事許可業者	11,327	11,413	11,524	11,591	11,641
西部建設事務所	6,408	6,481	6,567	6,592	6,613
" 呉支所	822	815	822	844	845
" 東広島支所	727	731	738	744	755
東部建設事務所	3,007	3,025	3,038	3,066	3,084
北部建設事務所	363	361	359	345	344
県内大臣許可業者	268	271	265	268	273
合 計	11,595	11,684	11,789	11,859	11,914

年間許可申請処理件数（知事許可）

(単位：件)

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
新 規	510	393	460	520	486
業種追加	466	447	474	306	247
更 新	2,337	999	1,563	2,431	2,623
合 計	3,313	1,839	2,497	3,257	3,356

3 経営に関する事項の審査

経営事項審査は、公共性のある施設又は工作物に関する建設工事を発注者から直接請負おうとする建設業者に対して受けることが義務付けられている審査で、公共工事に参加する建設業者の企業力を経営規模等により適正に評価するための制度である。

平成 30 年度の改正では、建設産業における社会保険の加入促進に向けた取組の一環として、社会保険未加入企業等への減点措置の厳格化が図られることとなった。また、地域力の強化の観点から、防災活動への貢献の状況の加点幅の拡大及び建設機械の保有状況の加点方法の見直しが行われた。

なお、令和 3 年度における審査件数は、次のとおりである。

経営事項審査件数

(令和 4 年 3 月 31 日 現在)

事務所別	区 分	知事許可業者
西部建設事務所		1,271
" 呉支所		309
" 東広島支所		259
東部建設事務所		951
北部建設事務所		150
合 計		2,940

4 入札参加資格審査

県が発注する建設工事等の競争入札等に参加しようとする建設業者に係る入札参加資格申請については、隔年で受け付けており、令和3・4年度分については、令和2年11月に受付を行い、令和3年5月、7月、10月及び令和4年2月、5月、9月に追加の受付を行う。資格認定は、各業者の経営事項審査結果（客観的事項）と県工事成績、県の指名除外等の状況（主観的事項）を総合して行っており、一部の業種を除き業種ごとに3～4の等級に区分し、これを発注の標準とする請負対象設計金額と対応させて定めている。

一方、測量・建設コンサルタント等業務の委託契約の競争入札等に参加しようとする業者についても、建設工事等と同様に隔年で入札参加資格申請を受け付けている。資格認定は、業務実績高や技術者の状況等（客観的事項）と県の指名除外等の状況（主観的事項）を総合して行っており、その他業務を除き分野ごとに3つの等級に区分し、これを発注の標準とする設計金額と対応させて定めている。

令和4年3月31日現在における資格認定者数は、次のとおりである。

建設工事等入札参加資格認定状況 (令和4年3月31日現在)

	入札参加資格認定者数		
	建設工事等		コンサルタント等
	知事許可業者	大臣許可業者	
県内	2,154	137	342
県外	58	582	446
合計	2,212	719	788

(注)「県内」、「県外」については、建設工事等は主たる営業所、コンサルタント等は登記簿上の本店の所在地により区分している。

5 建設工事の紛争処理

建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため、広島県建設工事紛争審査会を設けその処理に当たるとともに各種建設工事の紛争相談に応じている。

なお、令和3年度に広島県建設工事紛争審査会において処理した件数は、次のとおりである。

建設工事紛争取扱件数 (単位：件)

年度	手続	前年度 繰越件数 (A)	当年度 申請件数 (B)	当年度 取扱件数 (A+B)	当年度 終了件数 (C)	未処理 件数 (A+B-C)	審理開催 回数
令和3	あっせん	0	0	0	0	0	0
	調停	1	1	2	1	1	2
	仲裁	0	0	0	0	0	0
	合計	1	1	2	1	1	2

6 建設機械の打刻及び検認

建設機械抵当法に基づき、建設機械に関する動産信用の増進により建設工事の機械化の促進を図るため建設機械に打刻し、また、打刻の検認事務を行っている。(令和3年度：1件)

7 浄化槽工事業の届出・登録

昭和60年10月に浄化槽法が施行され、浄化槽工事業を営む者（浄化槽工事業者という。）は都道府県知事への登録が義務付けられた。

また、建設業法に基づき、土木工事業、建築工事業又は管工事業の許可を受けている建設業者で浄化槽工事業を営む者（特例浄化槽工事業者という。）は、登録にかえて届出が義務付けられた。

なお、浄化槽工事業者・特例浄化槽工事業者数の推移は、次のとおりである。

浄化槽工事業者・特例浄化槽工事業者数の推移

(単位：者)

区 分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
浄化槽工事業者	県内	85	79	75	77	75
	県外	1	1	0	0	0
	合計	86	80	75	77	75
特例浄化槽工事業者	県内	669	629	635	631	639
	県外	96	81	80	79	79
	合計	765	710	715	710	718

8 解体工事業者の登録

建設廃棄物の適正な処置を目的として、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）が平成 12 年 5 月に制定され、平成 13 年 5 月からは、同法の規定に基づき解体工事業を営む者（建設業法に基づく土木工事業、建築工事業及び解体工事業のいずれかの建設業許可を有する者を除く。）は、都道府県知事への登録が義務付けられた。

なお、解体工事業の登録業者数の推移は、次のとおりである。

解体工事業の登録業者数

(単位：者)

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
県 内	154	180	221	246	274
県 外	7	7	13	14	15
合 計	161	187	234	260	289

9 建設工事の統計調査

建設工事及び建設業の実態を把握するため行うもので、国の基幹統計として建設工事受注動態統計調査（毎月 1 回）及び建設工事施工統計調査（年 1 回）を実施している。

【 参 考 資 料 】

1 令和4年度土木建築局関係事業負担率表

【令和2年度以前の債務負担行為の歳出化については、その年度の負担率を適用】

(1) 道路事業

事業名		区分	負担区分			
			国	県	地元	
道路改良費	国道	一次一般	5.5/10 《5.0/10, 5.5/10》 {4.5/10}	4.5/10 《5.0/10, 4.5/10》 {5.5/10}	—	
		二次 <small>下記の都市計画決定済で4車線以上のもの</small> 一般	5.5/10 《5.0/10, 5.5/10》 {4.5/10}	4.5/10 《5.0/10, 4.5/10》 {5.5/10}	—	
		水特	1/2 《5.5/10》 {4.5/10}	1/2 《4.5/10》 {5.5/10}	—	
		離島	3/4, 2/3, 6/10	1/4, 1/3, 4/10	—	
	地方道	水特	2/3 《6/10》	1/3 《4/10》	—	
		離島	1/2 (5.5/10) 《5.0/10, 5.5/10》 {4.5/10}	1/2 (4.5/10) 《5.0/10, 4.5/10》 {5.5/10}	—	
		半島	3/4, 2/3, 6/10, 5.5/10	1/4, 1/3, 4/10, 4.5/10	—	
		半島	5.5/10 (6/10) [2/3] 《6/10》	4.5/10 (4/10) [1/3] 《4/10》	—	
特殊改良費	国道	一般	5.5/10	4.5/10	—	
		離島	15/30	13/30	2/30	
	地方道	一般	15/30	14/30	1/30	
		離島	15/30	13/30	2/30	
自転車道整備費	地方道	補助	1/2	1/2	—	
凍雪害防止費	国道・地方道	補助	6/10	4/10	—	
防雪費	国道・地方道	補助	6/10	4/10	—	
道路災害防除費	国道・地方道	補助	5.5/10 《1/2》	4.5/10 《1/2》	—	
除雪費	作業・機械	補助	2/3 《2/3》	1/3 《1/3》	—	
交通安全施設費	一般	補助	1/2 《5.5/10》	1/2 《4.5/10》	—	
	離島	補助	1/2 《6/10》	1/2 《4/10》	—	
無電柱化推進事業費	国道・地方道	補助	1/2	1/2	—	
道路メンテナンス事業費	一般	補助	5.5/10	4.5/10	—	
	離島	補助	6/10	4/10	—	
土砂災害対策道路事業費	国道・地方道	補助	5.5/10	4.5/10	—	
踏切道改良計画事業	国道・地方道	補助	5.5/10	4.5/10	—	
交通安全対策（地区内連携）	国道・地方道	補助	5.5/10	4.5/10	—	
交通安全対策（通学路緊急対策）	国道・地方道	補助	5.5/10	4.5/10	—	
交通安全施設費		単独	—	10/10	—	
道路改良費		単独	—	9/10	1/10	
道路舗装費		単独	—	9/10	1/10	
橋梁架換費		単独	—	14/15	1/15	
直轄国道改修費等負担金	高速自動車国道建設費	直轄	3/4	1/4	—	
	新設・改築		2/3 【7/10】	1/3 【3/10】	—	
	交通安全		一	2/3	1/3	—
			二	1/2	1/2	—
	沿道環境		改築	2/3	1/3	—
	電線共同溝		1/2	1/2	—	
災害	2/3	1/3	—			

注) 道路事業の（ ）は、地域高規格道路及び基幹道について適用する。[]は、離島架橋について適用する。
 《 》は、広域連携事業を除く交付金事業について適用する。
 { }は、交付金事業のうち広域連携事業について適用する。【 】は、高規格幹線道路について適用する。

(2) 河川事業

事業名			区分	負担区分		
				国	県	地元
河改修費	広域河川改修		補助	1/2	1/2	—
	総合流域防災		補助	1/2	1/2	—
	河川メンテナンス事業		補助	1/2	1/2	—
	住宅市街地盤整備		補助	1/2	1/2	—
都市小河川改修費	都市基盤河川改修	市町施行	補助	1/3	1/3	1/3
河川環境整備費	統河川浄化	河川指定地域	補助	1/2	1/2	—
		一般地域	補助	1/3	2/3	—
	河川利用推進	県施行	補助	1/3	2/3	—
		市町施行	補助	1/3	1/3	1/3
	総合流域防災		補助	1/2	1/2	—
高潮対策費	地震・高潮対策河川		補助	1/2	1/2	—
流域治水対策事業	流域治水対策事業		補助	1/2	1/2	—
河川工作物対策事業費	応急対策事業		補助	1/2	1/2	—
河川情報基盤緊急整備事業費	総合流域防災		補助	1/2	1/2	—
宅地等水防対策事業費	土地利用一体型水防災		補助	1/2	1/2	—
河川災害復旧等関連緊急事業費			補助	1/2	1/2	—
河川災害関連事業費	災害復旧助成		補助	1/2	1/2	—
	災害関連		補助	1/2	1/2	—
河川等災害特定関連事業費			補助	1/2	1/2	—
河川等災害関連特別対策事業費			補助	4/10	6/10	—
河川総合開発事業費	河川総合開発		補助	1/2	1/2	—
	治水ダム建設		補助	1/2	1/2	—
堰堤改良費	ダム施設改良		補助	1/2	1/2	—
	堰堤改良	河道・貯水池	補助	1/3	2/3	—
		その他	補助	4/10	6/10	—
	長寿命化計画の策定又は変更		補助	1/2	1/2	—
	ダム再生計画の策定又は変更		補助	1/2	1/2	—
河川改良費			単独	—	10/10	—
直轄河川改修費等負担金	改修	大規模	直轄	7/10	3/10	—
		その他		2/3	1/3	—
	建設機械改修・その他	2/3		1/3	—	
	ダム	7/10		3/10	—	
	特定河川構造物	2/3		1/3	—	
	都市水環境整備調査	1/2		1/2	—	
	災害	5.5/10		4.5/10	—	

注) 「補助・単独」欄が「補助」の事業は、交付金事業を含む。

(3) 砂防事業

事業名			区分	負担区分			
				国	県	地元	
通常砂防費 (個別・総合流域防災)	通常・ 住宅関連		補助	1/2	1/2	—	
離島振興事業(総合流域防災)			補助	1/2	1/2	—	
地すべり対策事業 (個別・総合流域防災)	—	渓流	補助	1/2	1/2	—	
		一般	補助	1/2	1/2	—	
急傾斜地崩壊 対策事業費 (個別・総合流域 防災)	公共施設 関連	大規模斜面 緊急改築	補助	9.5/20(19.5/40)	9.5/20(19.5/40)	1/20(1/40)	
		その他		4.5/10(9.5/20)	4.5/10(9.5/20)	1/10(1/20)	
	—	大規模斜面 緊急改築		4.5/10(9.5/20)	4.5/10(9.5/20)	1/10(1/20)	
		その他		2/5(4.5/10)	2/5(4.5/10)	1/5(1/10)	
事業間 連携 砂防等 事業	砂防・地すべり		補助	1/2	1/2	—	
	急傾斜	公共施設 関連		大規模斜面	9.5/20	9.5/20	1/20
		—		一般	その他	4.5/10	4.5/10
	—	—		大規模斜面	4.5/10	4.5/10	1/10
—	—	その他	2/5	2/5	1/5		
砂防メ ンテナ ンス事 業	砂防・地すべり		補助	1/2	1/2	—	
	急傾斜	公共施設 関連		9.5/20	9.5/20	1/20	
—		—	一般	4.5/10	4.5/10	1/10	
まちづ くり連 携砂防 等事業	砂防・地すべり		補助	1/2	1/2	—	
	急傾斜	公共施設 関連		9.5/20	9.5/20	1/20	
—		—	一般	4.5/10	4.5/10	1/10	
通常砂防事業(情報基盤)			補助	1/2	1/2	—	
地すべり対策事業(情報基盤)			補助	1/2	1/2	—	
急傾斜地崩壊対策事業(情報基盤)			補助	1/2	1/2	—	
砂防基礎調査費(総合流域防災)			補助	1/3	2/3	—	
急傾斜地基礎調査費(総合流域防災)			補助	1/3	2/3	—	
地すべり基礎調査費(総合流域防災)			補助	1/3	2/3	—	
災害関連緊急砂防事業費			補助	2/3	1/3	—	
災害関連緊急 地すべり対策 事業費	—	渓流	補助	2/3	1/3	—	
		一般		1/2	1/2	—	
災害関連緊急 急傾斜地崩壊 対策事業費	公共施設 関連	大規模斜面	補助	9.5/20(19.5/40)	9.5/20(19.5/40)	1/20(1/40)	
		その他		4.5/10(9.5/20)	4.5/10(9.5/20)	1/10(1/20)	
	—	大規模斜面		4.5/10(9.5/20)	4.5/10(9.5/20)	1/10(1/20)	
		その他		2/5(4.5/10)	2/5(4.5/10)	1/5(1/10)	
災害関連緊急 急傾斜崩壊対策 特別事業費	公共施設 関連	大規模斜面	補助	9.5/20(19.5/40)	9.5/20(19.5/40)	1/20(1/40)	
		その他		4.5/10(9.5/20)	4.5/10(9.5/20)	1/10(1/20)	
	—	大規模斜面		4.5/10(9.5/20)	4.5/10(9.5/20)	1/10(1/20)	
		その他		2/5(4.5/10)	2/5(4.5/10)	1/5(1/10)	
災害関連緊急雪崩対策事業			補助	1/2	1/2	—	
砂防激甚災害対策特別緊急事業費			補助	5.5/10	4.5/10	—	
地すべり激甚災害対策特別緊急事業			補助	5.5/10	4.5/10	—	
雪崩対策事業費(総合流域防災)			補助	1/2	1/2	—	
特定緊急砂防事業費			補助	1/2	1/2	—	
特定緊急地すべり対策事業費			補助	1/2	1/2	—	
大規模特定砂防等事業			補助	1/2	1/2	—	
通常砂防費			単独	—	10/10	—	
地すべり対策事業			単独	—	10/10	—	
急傾斜地 崩壊対策 事業費	通常事業・緊急改築事業		単独	—	1/2	1/2	
	災害関連 地域防災 がけ崩れ 対策事業	政令市		—	5/10	5/10	
		不交付団体		—	6.25/10	3.75/10	
	—	その他		—	7.5/10	2.5/10	
直轄砂防事業			直轄	2/3	1/3	—	

注) 砂防事業の()は、崩壊により家屋が半壊以上の被害があるものについて適用
地域防災がけ崩れ対策事業で、政令市・不交付団体については、別の負担率を適用

注) 「補助・単独」欄が「補助」の事業は、交付金事業を含む。

(4) 海岸事業

事業名				区分	負担区分		
					国	県	地元
高潮対策事業	一般			補助	5/10	4/10	1/10
	離島				11/20	8/20	1/20
	海岸メンテナンス事業（一般）				5/10	4/10	1/10
	海岸メンテナンス事業（離島）				11/20	8/20	1/20
海岸環境整備事業				補助	10/30	17/30	3/30
					離島		
港湾海岸高潮 保全施設 事業	一般		広島	補助	2/5	5/10	1/10
			その他		1/2	4/10	1/10
	離島				11/20	8/20	1/20
	海岸メンテナンス事業				5/10	4/10	1/10
港湾海岸環境整備事業				補助	1/3	17/30	3/30
					離島		
港湾海岸災害関連事業				補助	5/10	5/10	—
					離島		
直轄海岸保全施設整備費負担金				直轄	2/3	1/3	—

(5) 港湾事業

事業名				区分	負担区分				
					国	県	地元		
港湾改修 事業	国際拠点・重要	-5.5m以下の小型係留施設関連		補助	4/10	3.5/10	2.5/10		
		その他			5/10	2.5/10	2.5/10		
	地方	一般		補助	4/10	3.5/10	2.5/10		
		離島	水域・外郭		8/10	2/10	—		
			係留・臨港交通施設		6/10	3/10	1/10		
	局部改良	一般		補助	1/3	5/12	3/12		
離島			5/10		9/20	1/20			
港湾環境整備事業				補助	5/10	1/4	1/4		
					緑地一般		1/3	5/12	3/12
					廃棄物処理立護岸	産業廃棄物（一般廃棄物） 浚渫土・建設残土	2.5/10	2/4	1/4
					海域環境創造		5/10	2.5/10	2.5/10
					沈廃船処理		1/3	2/3	—
効果促進事業				補助	5/10	2.5/10	2.5/10		
港湾補修事業				補助	1/3	2/3	—		
					離島			5/10	5/10
長寿命化計画策定事業				補助	1/3	2/3	—		
					離島			1/3	2/3
地方創生港湾整備推進交付金事業				補助	4/10	3.5/10	2.5/10		
					離島	水域・外郭	8/10	2/10	—
						係留・臨港交通施設	6/10	3/10	1/10
港湾改良事業				単独	—	2/3	1/3		
港湾災害関連事業				補助	5/10	5/10	—		
直轄港湾改修費等負担金				直轄	5.5/10	4.5/10	—		
					一般		2/3	1/3	—

注) 「補助・単独」欄が「補助」の事業は、交付金事業を含む。

(6) 漁港事業

事業名			区分	負担区分			
				国	県	地元	
水産流通基盤整備事業 水産物供給基盤機能保全事業 漁港施設機能強化事業 水産生産基盤整備事業 漁港機能増進事業	本土	二種	補助	5/10	3/10	2/10	
		三種		外かく, 水域施設	5/10	3/10	2/10
				けい留輸送用地	5/10	2.5/10	2.5/10
	離島	外かく, 水域施設		8/10	2/10	—	
		けい留		6/10	3/10	1/10	
		輸送, 用地		5.5/10	4/10	0.5/10	
漁業集落環境整備事業	漁港集落排水施設設備を除く		補助	(間接補助) 5/10		5/10	
	漁業集落排水施設整備 ※下水道事業債として起債充当される施設			(間接補助) 5/10	(県費補助) 0.1/10 (交付金) 0.9/10	4.0/10	
	地方創生汚水処理施設整備 推進交付金			(直接補助) 5/10	(交付金) 1/10	4.0/10	
漁港環境整備事業	本土	一般	補助	5/10	3/10	2/10	
		市町補助		(間接補助) 1/2	—	1/2	
	離島	一般	補助	5/10	4/10	1/10	
		市町補助		(間接補助) 1/2	—	1/2	
漁港海岸保全施設整備事業 (高潮)	一般		補助	5/10	4/10	1/10	
	離島			5.5/10	4/10	0.5/10	
漁港海岸保全施設整備事業 (海岸メンテナンス)	一般			5/10	4/10	1/10	
	離島			5.5/10	4/10	0.5/10	
漁港海岸環境整備事業	環境整備	一般		10/30	17/30	3/30	
		離島		10/30	18.5/30	1.5/30	
地方創生港整備推進 交付金事業	本土		補助	5/10	3/10	2/10	
	離島	外かく, 水域施設		8/10	2/10	—	
		けい留		6/10	3/10	1/10	
		輸送, 用地		5.5/10	4/10	0.5/10	
漁港改良事業			単独	—	2/3	1/3	
市町指導監督業費				1/2	1/2	—	
災害復旧業	一般		補助	0.667	0.333	—	
	離島			0.8	0.2	—	
単復旧災害業			単独	—	10/10	—	

注) 「補助・単独」欄が「補助」の事業は、交付金事業を含む。

(7) 都市計画事業

事業名	区分	負担区分			
		国	県	地元	
公共団体土地区画整理事業	補助	1/2(5.5/10)	—	1/2(4.5/10)	
街路事業	—種 道路改築	16.5/30	11.5/30	2/30	
		2種	16.5/30	9.5/30(11.5/30)	4/30(2/30)
	連続立体交差 橋梁整備	補助	16.5/30	11.5/30	2/30
	踏切除却・改良				
	公共交通支援				
	交通結節点改善				
	無電柱化推進				
	交通安全対策				
街路事業	単独	—	9/10(26/30)	1/10(4/30)	
都市公園事業	用地及び補償 施設	補助	1/3	2/3	—
		1/2	1/2	—	
都市公園事業	単独	—	10/10	—	
直轄公園整備費 負担	新設	直轄	2/3	1/3	—
流域下水道事業	処理場 管渠等	補助	4/6	1/6	1/6
		3/6	1.5/6	1.5/6	
		3/6	1.5/6	1.5/6	
公共関連単独流域下水道事業	単独	—	1/2	1/2	
都市再生土地区画整理事業	補助	1/2(1/3)	—	1/2(2/3)	
市町都市計画事業指導監督費	補助	10/10	—	—	
組合土地区画整理事業費	補助	1/2(5.5/10)	1/2(4.5/10)		
組合土地区画整理貸付事業費	貸付	1/2	1/2		
宅地耐震化推進事業	補助	1/2	1/2		

(8) 市街地再開発事業

事業名	区分	負担区分			
		国	県	地元	
市街地再開発事業費	組合等施行 個人施行 指導監督	補助	2/6	1/6	市町：1/6 組合等：2/6
		2/6	1/6	市町：1/6 施行者：2/6	
		10/10	—	—	

注) 「補助・単独」欄が「補助」の事業は、交付金事業を含む。

(9) 住宅事業

事業名	区分	負担区分		
		国	県	地元
住宅建設事業	補助	4.5/10(1/2)	5.5/10(1/2)	—
住宅建設事業	補助	4.5/10(1/2)	—	5.5/10(1/2)
住宅建設事業 指導監督事務費	補助	10/10	—	—
住宅市街地総合整備 事業指導監督事務費	補助	10/10	—	—
住宅市街地基盤整備 事業指導監督事務費	補助	10/10	—	—
住宅・建築物耐震改修事業	補助	1/2(1/3, 2/4)	1/2(2/3, 1/4)	
住宅・建築物アスベスト改修事業	補助	1/2(1/3)	—	1/2(2/3)
災害危険区域内建築物防災改修等事業	補助	1/2(1/3)	1/2(2/3)	
がけ地近接等危険住宅移転事業	補助	2/4	1/4	1/4
がけ地近接等危険住宅 移転事業指導監督事務費	補助	10/10	—	—
住宅・建築物省エネ改修推進事業	補助	1/2(1/3)	—	1/2(2/3)
狭あい道路整備等促進事業	補助	1/2	—	1/2

(10) 災害復旧事業

事業名	区分	負担区分		
		国	県	地元
災害復旧事業費	離島	0.8	0.2	—
	—	—	10/10	—
市町指導監督事務費	補助	10/10	—	—
査定設計委託費	補助	1/2	1/2	—

(11) 空港事業

事業名	区分	負担区分		
		国	県	地元
直轄空港建設費負担金	直轄	2/3	1/3×8/10	1/3×2/10
空港整備事業	補助	1/3	2/3	—
空港建設事業	単独	—	10/10	—
直轄空港建設費負担金	直轄	2/3	1/3×8/10	1/3×2/10
広島へりポート整備事業	補助	1/3	1/3	1/3
広島へりポート整備事業	単独	—	1/2	1/2

注) 「補助・単独」欄が「補助」の事業は、交付金事業を含む。

2 土木建築局の事務・権限移譲について

市町が住民に身近な事務を自己完結的に処理できるよう、事務・権限の移譲を、市町と協議のうえ、順次行っている。

事務事業移譲項目一覧表（土木建築局関係抜粋）

（令和4年3月31日現在）

項目	事務内容	移譲対象市町
採石業に関する事務	採取計画の認可，災害防止緊急措置命令等	三次市 外 15 市町
砂利採取業に関する事務	採取計画の認可，災害防止緊急措置命令等	三次市 外 15 市町
開発行為等の規制	開発行為の許可，開発許可に係る建築制限等	三次市 外 5 市
宅地造成等の規制	宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成工事の許認可等	三次市 外 5 市
優良宅地造成の認定	優良住宅造成の認定，証明，証明書交付	三次市 外 8 市
土地区画整理事業	事業を施行する個人，組合等の事業計画等の認可，変更認可等	竹原市 外 12 市町
市街地再開発事業	個人施行者の施行の認可，組合の設立認可，事業計画の変更等	呉市 外 15 市町
都市緑地保全	特別緑地保全地区における標識の設置，行為の制限等	
屋外広告物	広告物の表示・設置の許可，更新許可，変更許可等（国県道の占用に係るもの）	三次市 外 17 市町
建築確認	建築物の建築等に関する確認検査，許可等	
建築確認関連事務	浄化槽設置等の届出受理，変更命令等	三次市 外 7 市
	住宅金融公庫資金貸付けに係る住宅等の工事審査	
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する届出の審査，助言，勧告，命令	
	建築士に関連した一般的な指導及び処分に係る事情聴取及び報告	
道路・街路の整備，維持修繕	地域内で完結する県道の管理	三次市
	県道（国道に準ずるものを除く）に係る維持修繕	竹原市 外 16 市町
	県道に係る単県道路事業（国補と関連したもの等を除く。）	江田島市 外 15 市町
港湾・漁港の整備，維持及び管理	地域的に利用される地方港湾・漁港の占用許可等法令に基づく管理	大竹市，東広島市，江田島市
	地域的に利用される地方港湾・漁港の維持修繕	
	地域的に利用される地方港湾・漁港の施設整備	
河川の整備，維持管理	地域的に利用される地方港湾・漁港の区域の維持修繕	江田島市 外 7 市町
	地域的に利用される地方港湾・漁港の区域の維持修繕	江田島市 外 6 市町
砂防，急傾斜，地すべり	砂防指定地内の許認可等法令に基づく管理 急傾斜地崩壊危険区域の指定及び指定地内の許認可等法令に基づく管理 地すべり防止区域内の許認可等法令に基づく管理	広島市 外 19 市町
	急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕	
港湾海岸・漁港海岸の整備，維持及び管理	地域的に利用される地方港湾・漁港の区域の海岸保全区域における占用許可，工事原因者への工事命令等法令に基づく管理	大竹市，東広島市，江田島市
	地域的に利用される地方港湾・漁港の区域の海岸保全施設の維持修繕	
	地域的に利用される地方港湾・漁港の区域の海岸保全施設の施設整備	
建設海岸の整備，維持及び管理	地域的に利用される地方港湾・漁港の区域の海岸保全施設の災害復旧	三原市，大崎上島町
	海岸保全区域に係る占用許可，工事原因者への工事命令等法令に基づく管理	
	海岸保全区域に係る占用許可等日常的管理	
	海岸保全区域内の海岸保全施設の維持修繕	
一般公共海岸の管理	海岸保全区域内の海岸保全施設の施設整備	
	海岸保全区域内の海岸保全施設の災害復旧	
一般公共海岸の管理	一般公共海岸区域に係る占用許可等法令に基づく管理	

（注） については，法改正・管理者変更等が必要なもの。

3 土木建築局関係行政委員会等

(1) 行政委員会

名 称	広島県収用委員会
任 務	公共の利益となる事業に必要な土地等の収用又は使用並びに損失の補償等に関する裁決等を行う。
根 拠 法	土地収用法
構 成 等	委員 7 人及び予備委員で構成し、任命については県議会の同意を要する。
所 管 課	土木建築局 土木建築総務課

(2) 附属機関

- | | |
|-------|---------------------------------|
| ① 名 称 | 広島県公共事業評価監視委員会 |
| 任 務 | 知事の諮問に応じ、公共事業の事業評価について調査審議すること。 |
| 根 拠 法 | 広島県附属機関設置条例 |
| 構 成 等 | 公共事業の事業評価に関し識見を有する者 6 人以内で構成 |
| 所 管 課 | 土木建築局 土木建築総務課 |

- | | |
|-------|--|
| ② 名 称 | 広島県建設工事紛争審査会 |
| 任 務 | 建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るためのあっせん、調停及び仲裁を行う。このうち審査会の行った仲裁判断は、確定判決と同じ効力を有する。 |
| 根 拠 法 | 建設業法 |
| 構 成 等 | 人格高潔、識見の高い者（委員 15 人以内及び特別委員）で構成 |
| 所 管 課 | 土木建築局 土木建築総務課 |

- | | |
|-------|---|
| ③ 名 称 | 広島県漁業補償調停委員会 |
| 任 務 | 漁業補償に関して当事者間の公正な調整を図り、公共性の高い事業の円滑な推進と漁業従事者の生活再建に寄与する。 |
| 根 拠 法 | 広島県漁業補償調停委員会設置条例 |
| 構 成 等 | 学識経験を有する者 7 人以内で構成 |
| 所 管 課 | 土木建築局 土木建築総務課 |

- | | |
|-------|--|
| ④ 名 称 | 広島県あっせん委員 |
| 任 務 | 土地の収用又は使用ができる事業の用に供するための土地等の取得に関する紛争についてあっせんを行うこと。 |
| 根 拠 法 | 土地収用法 |
| 構 成 等 | 収用委員会が推薦する収用委員会の委員 1 名、学識経験者 4 名の計 5 名で構成 |
| 所 管 課 | 土木建築局 土木建築総務課 |

- | | |
|-------|--|
| ⑤ 名 称 | 広島県仲裁委員 |
| 任 務 | 土地の収用又は使用ができる事業の用に供するための土地等の取得に関する紛争（土地等に係る対償のみに関するものに限る。）について仲裁を行うこと。 |
| 根 拠 法 | 土地収用法 |
| 構 成 等 | 収用委員会がその委員の中から推薦する者 3 名で構成 |
| 所 管 課 | 土木建築局 土木建築総務課 |

- ⑥ 名 称 広島県公共工事入札監視委員会
 任 務 県が発注する建設工事等の入札及び契約手続の運用状況等について調査審議することにより、入札・契約過程及び内容について、その透明性を確保する。
 根 拠 法 広島県公共工事入札監視委員会設置条例
 構 成 等 学識経験を有する者5人以内で構成
 所 管 課 土木建築局 建設産業課
- ⑦ 名 称 広島県土地収用事業認定審議会
 任 務 知事が事業認定に関する処分を行うとき、知事の諮問により事業認定の可否について調査審議し、意見を述べる。
 根 拠 法 土地収用法
 構 成 等 学識経験を有する者7人以内で構成
 所 管 課 土木建築局 用地課
- ⑧ 名 称 広島県水防協議会
 任 務 広島県の水防計画その他水防に関する重要事項について調査審議し、及び関係機関に対する意見陳述を行う。
 根 拠 法 水防法
 構 成 等 会長1人並びに関係行政機関の職員、水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者からなる委員15人で構成
 所 管 課 土木建築局 道路河川管理課
- ⑨ 名 称 広島県土木建築局広島空港アクセス等情報システム公募型プロポーザル選定委員会
 任 務 知事の諮問に応じ、公募型プロポーザル方式による契約の相手方の選定に関する事項について調査審議する。
 根 拠 法 広島県附属機関設置条例
 構 成 等 広島県職員、空港アクセス及び空港運営に関する専門的知識を有する者をもって5人以内で構成
 所 管 課 土木建築局 空港振興課
- ⑩ 名 称 広島県海域利用審査会
 任 務 海域の活用及び保全に関する重要事項を調査審議する。また、海域の使用について知事が許可するに際し、知事の諮問に応じ、意見答申する。
 根 拠 法 広島県の海の管理に関する条例
 構 成 等 学識経験を有する者10人以内で構成
 所 管 課 土木建築局 港湾振興課
- ⑪ 名 称 広島県広島港地方港湾審議会
 任 務 広島港に関する重要事項の調査審議を行う。
 根 拠 法 港湾法
 構 成 等 学識経験のある者、港湾関係者、県議会及び関係市町議会の議員、国の関係行政機関の職員、県及び関係市町の職員計30人以内で構成
 所 管 課 土木建築局 港湾漁港整備課

- ⑫ 名 称 広島県尾道糸崎港地方港湾審議会
 任 務 尾道糸崎港に関する重要事項の調査審議を行う。
 根 拠 法 港湾法
 構 成 等 学識経験のある者，港湾関係者，県議会及び関係市町議会の議員，国の関係行政機関の職員，県及び関係市町の職員計 25 人以内で構成
 所 管 課 土木建築局 港湾漁港整備課
- ⑬ 名 称 広島県福山港地方港湾審議会
 任 務 福山港に関する重要事項の調査審議を行う。
 根 拠 法 港湾法
 構 成 等 学識経験のある者，港湾関係者，県議会及び関係市町議会の議員，国の関係行政機関の職員，県及び関係市町の職員計 20 人以内で構成
 所 管 課 土木建築局 港湾漁港整備課
- ⑭ 名 称 広島県都市計画審議会
 任 務 都市計画法によりその権限に属させられた事項及び知事からの諮問事項を調査審議し，また関係行政機関に建議する。
 根 拠 法 都市計画法
 構 成 等 学識経験者，関係行政機関の職員，市町長の代表者，県議会議員，市町議会の議長の代表者をもって 30 人以内で構成
 所 管 課 土木建築局 都市計画課
- ⑮ 名 称 広島県屋外広告物審議会
 任 務 知事の諮問に応じ，屋外広告物に関する重要事項を調査審議する。
 根 拠 法 広島県屋外広告物条例
 構 成 等 県関係吏員，県商工会議所連合会関係者，県観光連盟関係者，屋外広告物の広告業者，学識経験者をもって 13 人以内で構成
 所 管 課 土木建築局 都市計画課
- ⑯ 名 称 広島県開発審査会
 任 務 開発行為等に関する処分若しくは不作為又は監督処分についての審査請求に対する裁決及び市街化調整区域における開発行為等で，知事が諮問した事項について審議する。
 根 拠 法 都市計画法
 構 成 等 法律，経済，都市計画，建築，公衆衛生又は行政に関し，すぐれた経験と知識を有する者 7 人で構成
 所 管 課 土木建築局 都市環境整備課
- ⑰ 名 称 広島県建築審査会
 任 務 建築基準法に規定する同意及び審査請求に対する裁決についての議決，並びに特定行政庁の諮問に応じて重要事項を調査審議する。
 根 拠 法 建築基準法
 構 成 等 法律，経済，建築，都市計画，公衆衛生又は行政に関し学識経験のあるもの 7 人で構成
 所 管 課 土木建築局 建築課

- ⑱ 名 称 広島県建築士審査会
 任 務 建築士法の規定に基づき、二級及び木造建築士試験に関する事務をつかさどるとともに、知事が行う処分のうち一定のものについての同意等同法によりその権限に属させられた事項を処理する。
- 根 拠 法 建築士法
 構 成 等 建築士又は学識経験者をもって8人で構成
 所 管 課 土木建築局 建築課
- ⑲ 名 称 広島県県営住宅管理等審議会
 任 務 知事の諮問に応じ、県営住宅入居者の選考に関する事項のほか県営住宅等の整備及び管理に関する重要事項を調査審議する。
- 根 拠 法 広島県県営住宅設置、整備及び管理条例
 構 成 等 県市町関係吏員、学識経験者、公益代表者若干名で構成
 所 管 課 土木建築局 住宅課
- ⑳ 名 称 広島県建築設計者選定委員会
 任 務 知事の諮問に応じ、県の発注する建築設計業務において、技術提案又は設計提案の内容等に基づき契約の相手方を選定するための審査をする。
- 根 拠 法 広島県附属機関設置条例
 構 成 等 広島県職員、関係行政機関の職員、学識経験する者をもって30人以内で構成
 所 管 課 土木建築局 営繕課

(3) 県が資本金の四分の一以上を出資している法人（令和4年6月10日現在）

法人の名称	広島県土地開発公社	所 管 課	土木建築局用地課
所 在 地	広島市中区大手町二丁目11番15号	設立登記	昭和48年3月31日

基本財産等の額	30,000千円	うち県出資額	30,000千円	県出資比率	100%
県以外の出資者	なし				

設立目的	公共用地、公用地等の取得・管理・処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与する。
業務概要	1 公有地取得事業 2 土地造成事業 3 附帯等事業

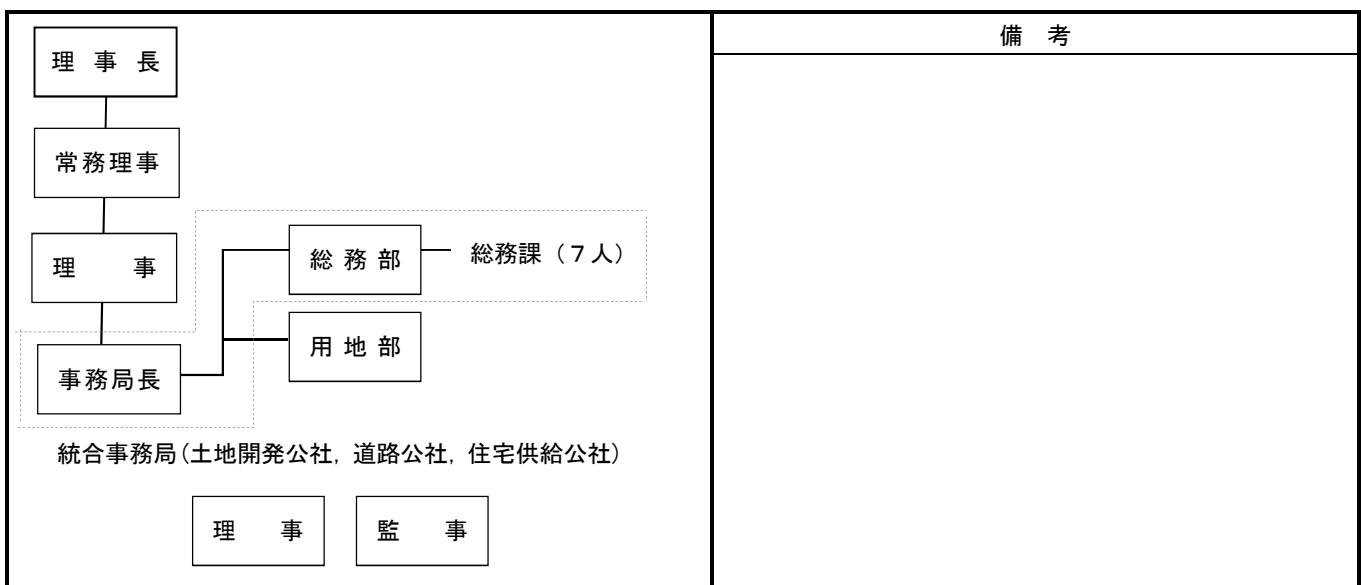
役・職員の状況

区 分	役職員数	備 考		
		県職員	元県職員	その他
常勤役員数	3人	0人	3人	0人
非常勤役員数	9人	4人	0人	5人
常勤職員数	9人	3人	0人	6人

役 職	氏 名	県職員である者	備考
理 事 長	伊達 英一		常勤
常務理事	仁田 充俊		常勤
理 事	城田 俊彦		常勤
理 事	富永 健三		
理 事	小林 秀矩		
理 事	下森 宏昭		

役 職	氏 名	県職員である者	備考
理 事	植野 実智成		
理 事	齋藤 博之	土木建築局長	
理 事	川口 一成	商工労働局長	
理 事	沖邊 竜哉	企業局長	
監 事	足立 太輝	会計管理者	
監 事	益 裕治		

組織の概要



法人の名称	広島県道路公社	所 管 課	土木建築局道路河川管理課
所 在 地	広島市中区大手町二丁目 1 1 番 1 5 号	設立登記	昭和 5 6 年 3 月 3 0 日

基本財産等の額	3,850,000千円	うち県出資額	3,850,000千円	県出資比率	100%
県以外の出資者	なし				

設立目的	有料道路の新設, 維持修繕その他の管理を総合的, 効率的に行うことにより幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り, もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与する。
業務概要	有料道路の新設, 改築, 維持修繕その他の管理及びこれに附帯する業務を行う。

役・職員の状況

区 分	役職員数	県職員	元県職員	その他	備 考
常勤役員数	3人	0人	3人	0人	
非常勤役員数	4人	2人	0人	2人	
常勤職員数	17人	8人	2人	7人	

役 職	氏 名	県職員である者	備考
理 事 長	伊 達 英 一		常勤
常務理事	仁 田 充 俊		常勤
常務理事	城 田 俊 彦		常勤
理 事	齋 藤 博 之	土木建築局長	
理 事	加 藤 浩 明		

役 職	氏 名	県職員である者	備考
監 事	足 立 太 輝	会計管理者	
監 事	益 裕 治		

組織の概要

<pre> graph TD A[理事長] --- B[常務理事] A --- C[事務局長] B --- D[総務部長] B --- E[道路部長] C --- D C --- E C --- F[安芸灘大橋有料道路管理事務所(2人)] C --- G[統合事務局(土地開発公社, 道路公社, 住宅供給公社)] G --- H[理事] G --- I[監事] </pre>	備 考
---	-----

法人の名称	広島高速道路公社	所管課	土木建築局道路河川管理課
所在地	広島市東区温品一丁目8番23号	設立登記	平成9年6月3日

基本財産等の額	87,302,100千円	うち県出資額	43,651,050千円	県出資比率	50%
県以外の出資者	広島市(43,651,050千円, 50%)				

設立目的	広島市の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる指定都市高速道路の新設、改築、維持、修繕、その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的とする。
業務概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 広島市の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる指定都市高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理。 2 国、地方公共団体、西日本高速道路株式会社若しくは他の道路公社（以下「国等」という。）の委託に基づく指定都市高速道路の管理と密接な関連のある道路の管理。 3 指定都市高速道路の円滑な交通を確保するために必要な休憩所等の建設及び管理。 4 国等の委託に基づく道路に関する調査、測量、設計、試験及び研究。 5 指定都市高速道路の新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所、店舗、倉庫等の建設及び管理。 6 委託に基づき、指定都市高速道路の新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所等の建設及び管理。

役・職員の状況

区分	役職員数	備考		
		県職員	元県職員	その他
常勤役員数	4人	1人	1人	2人
非常勤役員数	4人	1人	0人	3人
常勤職員数	74人	22人	0人	52人

役職	氏名	県職員である者	備考
理事長	熊谷 鋭		常勤
副理事長	品川 弘司		常勤
理事(総括)	友道 康仁		常勤
理事	畑中 稔	土木建築局付(部長)	常勤
理事	野曾原 悦子		

役職	氏名	県職員である者	備考
監事	濱田 芳弘		
監事	足立 太輝	会計管理者	
監事	金森 禎士		

組織の概要

<pre> graph TD LD[理事長] --- SMD[総務部長] LD --- SMD[保全管理部長] LD --- SMD[企画調査部長] LD --- SMD[建設部長] LD --- SMD[監事] SMD --- ST[総務課 9人] SMD --- ST[交通管理課 13人] SMD --- ST[保全課 14人] SMD --- ST[企画調査課 8人] SMD --- ST[技術管理課 3人] SMD --- ST[用地課 5人] SMD --- ST[建設第一課 8人] SMD --- ST[建設第二課 7人] SMD --- ST[監査室 3人] </pre>	備考
--	----

法人の名称	株式会社 ひろしま港湾管理センター	所 管 課	土木建築局港湾振興課
所 在 地	広島市南区宇品海岸一丁目13番13号	設立登記	平成2年4月2日

基本財産等の額	1,000,000千円	うち県出資額	510,000千円	県出資比率	51.0%
県以外の出資者	広島市(90,000千円, 9.0%), ヤマハ発動機株式会社(52,000千円, 5.2%) 株式会社広島銀行(30,000千円, 3.0%), マツダ株式会社(30,000千円, 3.0%) 株式会社もみじ銀行(23,000千円, 2.3%), 株式会社中国新聞社(20,000千円, 2.0%) など15団体				

設立目的	広島県管理港湾施設の管理・運営を行う。
業務概要	1 港湾施設, 漁港施設, 公共海岸及びこれらに準ずる又は付帯する公共施設等の維持管理及び運営 2 港湾施設, 漁港施設及びこれらに準ずる又は付帯する施設等の整備, 保有, 賃貸, 維持管理及び運営 3 国際拠点港湾広島港における埠頭群の運営 4 港湾施設の利用促進に寄与する集荷促進に関する業務 外

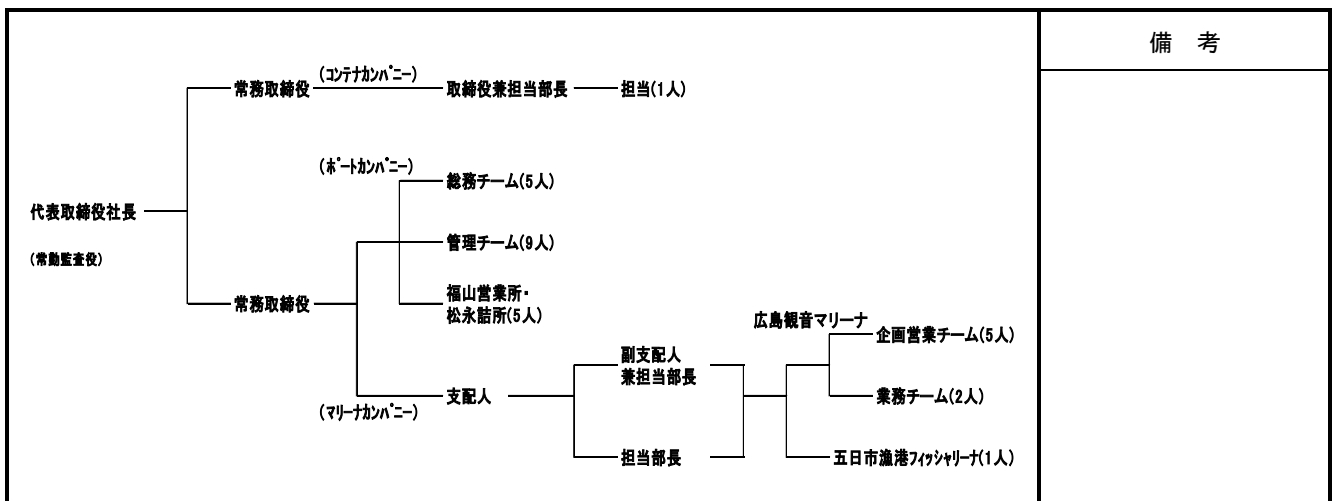
役・職員の状況

区 分	役職員数				備 考
	県職員	元県職員	その他		
常勤役員数	5人	0人	2人	3人	
非常勤役員数	7人	1人	0人	6人	
常勤職員数	32人	2人	4人	26人	

役 職	氏 名	県職員である者	備考
代表取締役社長	松本幸之		常勤
常務取締役	森永勝		常勤
常務取締役	松村順太		常勤
取 締 役	内藤孝	土木建築局 総括官(空港港湾)	
取 締 役	堀越宣秀		
取 締 役	松内紀子		
取 締 役	木原学		
取 締 役	仁田一郎		

役 職	氏 名	県職員である者	備考
取 締 役	清水龍彦		常勤
常勤監査役	岡崎勝己		常勤
監 査 役	宮崎誠克		
監 査 役	大神崇巧		

組織の概要



法人の名称	広島県住宅供給公社	所 管 課	土木建築局住宅課
所 在 地	広島市中区大手町二丁目 1 1 番 1 5 号	設立登記	昭和 4 1 年 3 月 3 1 日

基本財産等の額	10,000千円	うち県出資額	8,300千円	県出資比率	83.0%
県以外の出資者	広島市(700千円), 呉市(500千円), 福山市(250千円), 三原市(150千円), 尾道市(100千円)				

設立目的	県民の住生活の安定を図るため、住宅の建設、経営及び賃貸管理を行う。
業務概要	1 住宅の建設、賃貸、管理及び譲渡 2 宅地の賃貸、管理及び譲渡 3 民間賃貸住宅の管理

(2) 役・職員の状況

区 分	役職員数	備 考		
		県職員	元県職員	その他
常勤役員数	3人	0人	3人	0人
非常勤役員数	6人	3人	0人	3人
常勤職員数	25人	4人	5人	16人

役 職	氏 名	県職員である者	備考
理事長	伊達 英一		常勤
常務理事	仁田 充俊		常勤
常務理事	城田 俊彦		常勤
理 事	福知 基弘		
理 事	齋藤 博之	土木建築局長	

役 職	氏 名	県職員である者	備考
理 事	上田 隆博	都市建築技術審議官	
理 事	谷 康 宣		
監 事	足立 太輝	会計管理者	
監 事	金森 禎士		

(3) 組織の概要

